

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応急措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
 - (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
 - (3) 応援を求める期間及び場所
 - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。
- 3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

- 2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

(経費の負担等)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛媛県知事	中村 時広
松山市長	野志 克仁
今治市長	菅 良二
宇和島市長	石橋 寛久
八幡浜市長	大城 一郎
新居浜市長	石川 勝行
西条市長	青野 勝
大洲市長	清水 裕
伊予市長	武智 邦典
四国中央市長	篠原 実
西予市長	三好 幹二
東温市長	高須賀 功
上島町長	上村 俊之
久万高原町長	高野 宗城
松前町長	岡本 靖
砥部町長	佐川 秀紀
内子町長	稲本 隆壽
伊方町長	山下 和彦
松野町長	阪本 壽明
鬼北町長	甲岡 秀文
愛南町長	清水 雅文

別 紙

応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難しいときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定
に基づく運用マニュアル

令和3年2月改定
(平成28年8月策定)

目 次

第1章 基本的な考え方

第2章 応援要請等の手続

- (1) 被災市町が一次支援市を通して応援要請する場合・・・・・・・・・・ 2
- (2) 被災市町からの応援要請を待たず市町が直接応援する場合・・・・・・・・ 4
- (3) 被災市町の所属するグループ以外の市町も含めて応援する場合・・・・・・・・ 6

【様式】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- (様式第1号) 応援要請書
 応援要請(計画)内訳書
- (様式第2号) 応援要請報告書
- (様式第3号) 応援通知書
- (様式第4号) 応援実施通知書
- (様式第5号) 応援調整書
- (様式第6号) 応援調整回答書
- (様式第7号) 応援実施要請書
- (様式第8号) 応援活動報告書
- (様式第9号) 応援経費請求書

【別記】

- 別記 カウンターパートグループにおける災害時の体制・・・・・・・・・・ 21
- 別記 応援要請連絡窓口一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

【資料】

- 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定・・・・・・・・・・ 25

第1章 基本的な考え方

- (1) 災害等が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が、独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ的確に実施するため、「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」に基づく被災市町の応援要請手続方法や手続きに関する様式等を記載したマニュアルを定める。
- (2) 本マニュアルは、合同訓練等を通じた検証や県、市町をはじめ防災関係機関との協議の結果等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (3) 県内で多数の市町が同時に被災した大規模な広域災害時については、四国4県の応援協定や、全国知事会の協定等に基づく調整の下で広域支援・受援を行うことになるが、本マニュアルに定める応援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に柔軟に対応することとする。
- (4) 本マニュアルに定める諸手続きは、書面による実施を前提としているが、書面を作成する「いとま」がない場合は、電話等により必要事項を伝達し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- (5) 本マニュアルでは、基本的な応援体制を西日本豪雨（H30）で構築された市町間のカウンターパート方式によるものとし、県内市町を下記のとおりグループ化する。また「カウンターパートグループにおける災害時の体制」を別記のとおり定める。

区分	グループ構成市町
A	松山市、宇和島市、新居浜市、松前町、松野町、鬼北町、愛南町
B	今治市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、内子町（松山市）
C	八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、砥部町、伊方町（松山市）

※松山市はA・B・Cのいずれにも属するが、基本的にAグループとする。

- (6) 県及び市町は、応援要請に関する連絡窓口を、あらかじめ（別記様式）応援要請連絡窓口一覧により定めておくものとする。
- (7) 本マニュアルと内容が重なる個別の協定、要領、計画等がある場合は、本マニュアルの内容によりその効力を妨げないものとする。

第2章 応援要請等の手続

(1) 被災市町が一次支援市を通して応援要請する場合

■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を、各市町に予め定められた一次支援市に提出して要請するものとする。また被災市町は、速やかに応援要請報告書（様式第2号）を県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順2 応援市町の調整及び被災市町への通知（応援の決定）

応援要請を受けた一次支援市は、自らの市及びグループ内の市町の状況を確認し、グループ内の市町の応援内容等を調整したうえ、応援通知書（様式第3号）及び応援要請（計画）内訳書により被災市町に通知するものとする。

また併せて、一次支援市は、応援実施通知書（様式第4号）及び応援要請（計画）内訳書等を県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順3 応援活動の報告

一次支援市は、応援活動終了後、応援を行った市町（自団体を含めて）に対して、応援活動報告書（様式第8号）の提出を求め、応援市町は一次支援市へ提出する。

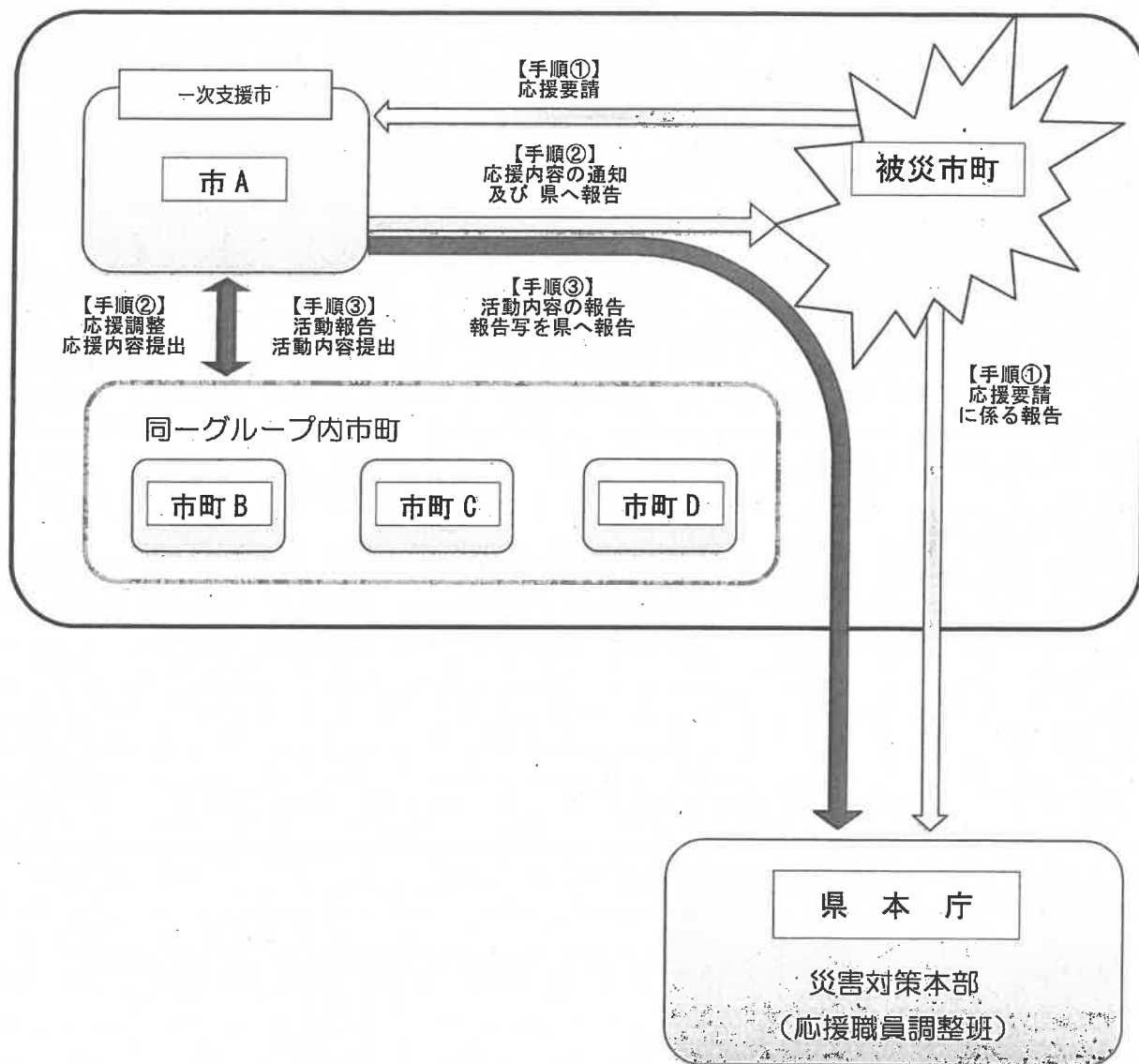
一次支援市は提出のあった応援活動報告書を取りまとめ、被災市町に活動内容等を報告するものとする。

また併せて、一次支援市は、とりまとめた応援活動報告書の写しを県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順4 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用を一時的に繰越支弁した場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図> (1)



※「手順4」は、記入すると体制図が複雑になるため省略している。

※上記体制図は、被災市町が同一グループ内の一次支援市 A に応援要請を行ったケース

(2) 被災市町からの応援要請を待たず直接応援する場合

本ケースは、通信断絶や被災直後の混乱等によって被災市町と連絡が不可能な場合に適用されるものとする。

■手順1 応援市町による連絡員の派遣

応援市町（一次支援市）は、被災市町の被害状況やニーズ調査のため、被災市町に「被災状況連絡員（以下「連絡員」という。）」を派遣し、被災地災害対策本部等から、被災状況や応援ニーズを調査するものとする。

■手順2 応援市町の調整及び被災市町への通知（応援の決定）

連絡員の調査により被災市町のニーズを把握した一次支援市は、自らの市町及びグループ内の市町の状況を確認し、グループ内の市町の応援内容等を調整したうえ、応援通知書（様式第3号）及び応援要請（計画）内訳書により被災市町に通知するものとする。

また併せて、一次支援市は、応援実施通知書（様式第4号）及び応援要請（計画）内訳書等を県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順3 応援活動の報告

一次支援市は、応援活動終了後、応援を行った市町（自団体を含めて）に対して、応援活動報告書（様式第8号）の提出を求め、応援市町は一次支援市へ提出する。

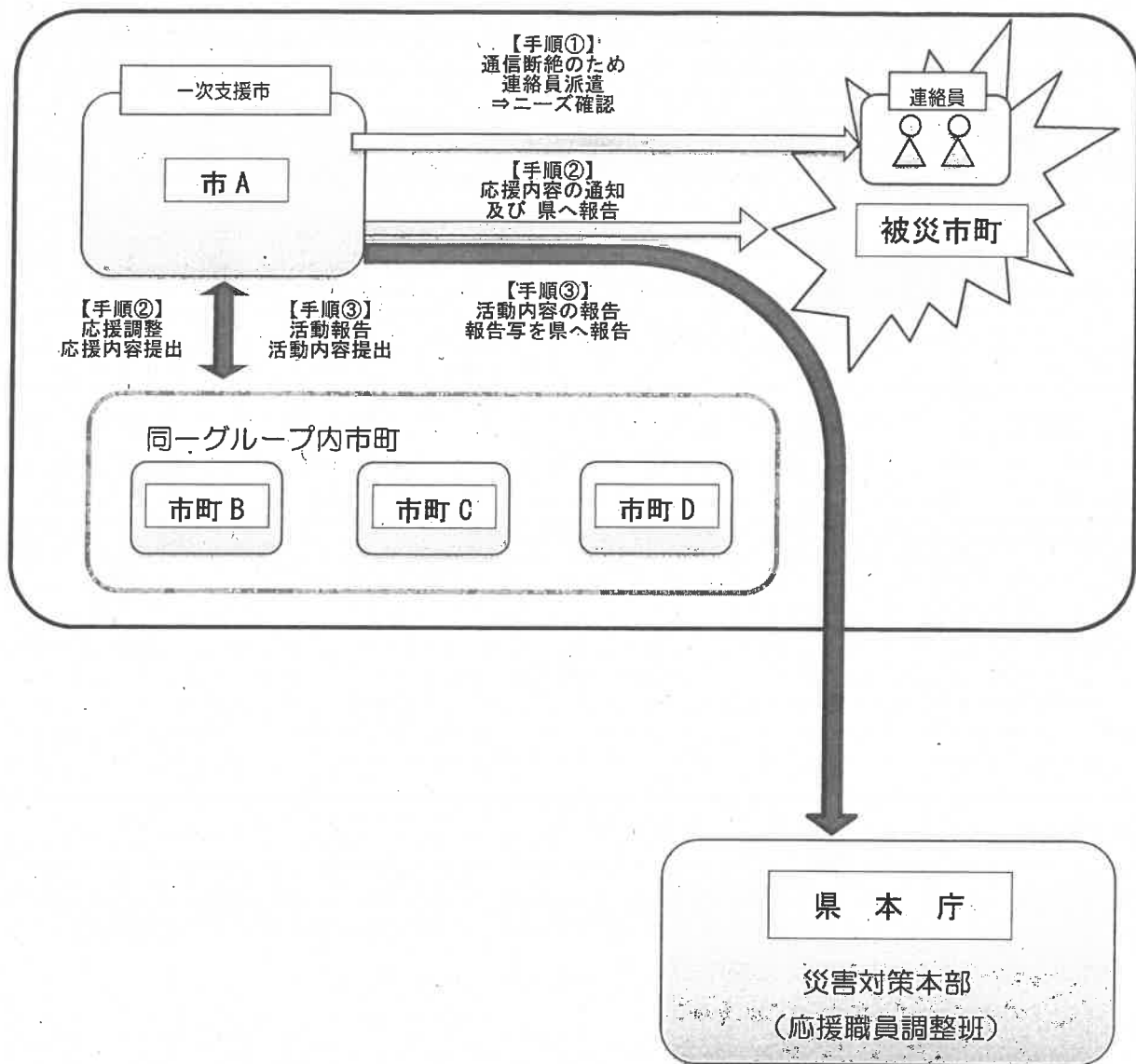
一次支援市は提出のあった応援活動報告書を取りまとめ、被災市町に活動内容等を報告するものとする。

また併せて、一次支援市は、とりまとめた応援活動報告書の写しを県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順4 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用を一時的に繰越支弁した場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図> (2)



※「手順4」は、記入すると体制図が複雑になるため省略している。

※上記体制図は、被災市町に対し同一グループ内の一次支援市 A から連絡員を派遣するケース

(3) 被災市町の所属するグループ以外の市町も含めて応援する場合

本ケースは、被災市町の被害程度が大きく、グループ内の市町の応援だけでは対応が困難と判断される場合に適用されるものとする。

■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を、各市町に予め定められた一次支援市に提出して要請するものとする。
また被災市町は、速やかに応援要請報告書（様式第2号）を県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順2 応援市町の調整

応援要請を受けた一次支援市は、自らの市及びグループ内の市町の状況を確認する。
グループ内の市町は、被災市町への応援が可能な場合、応援要請（計画）内訳書を一次支援市へ提出する。

一次支援市は、応援要請（計画）内訳書をとりまとめた結果、グループ内だけでは応援が不可能又は不十分であると判断した場合、他グループの市町による応援を調整するよう、県本庁に要請する。【様式なし】

その際に、一次支援市は不足する応援内容等を応援要請（計画）内訳書に記入し、県本庁に報告するものとする。

■手順3 他グループの市町への応援調整依頼

手順2の報告を受けた県本庁は、速やかに他グループの一次支援市に連絡し、応援調整書（様式第5号）によりグループ内の市町の応援可否を確認するよう依頼する。

その際、手順1の応援要請書（様式第1号）及び手順2の応援要請（計画）内訳書を送付するものとする。

■手順4 他グループの市町への応援調整

手順3の依頼を受けた一次支援市は、グループ内の市町の状況を確認する。

他グループ内の市町は、被災市町への応援が可能な場合、応援要請（計画）内訳書を一次支援市へ提出する。

一次支援市は、グループ内の応援要請（計画）内訳書等を取りまとめ、応援調整回答書（様式第6号）及び応援要請（計画）内訳書により応援の可否及び応援内容を県本庁に回答するものとする。

その際、応援要請（計画）内訳書の様式に記入できない場合は、任意様式を添付して回答するものとする。

■手順5 応援市町の決定

手順4による回答を受けた県本庁は、応援可能な市町及び応援内容を協議した上で、応援市町を決定するものとする。

県本庁は、応援市町と応援内容を決定し次第、応援実施要請書（様式第7号）及び応援要請（計画）内訳書を、一次支援市を経由して応援市町に送付する。

また、県本庁は要請を行った後、速やかに、応援通知書（様式第3号）及び応援要請（計画）内訳書を被災市町に送付し、応援内容等を通知するものとする。

■手順6 応援活動の報告

一次支援市は、応援活動終了後、応援を行った市町（自団体を含めて）に対して、応援活動報告書（様式第8号）の提出を求め、応援市町は一次支援市へ提出する。

一次支援市は提出のあった応援活動報告書を取りまとめ、被災市町に活動内容等を報告するものとする。

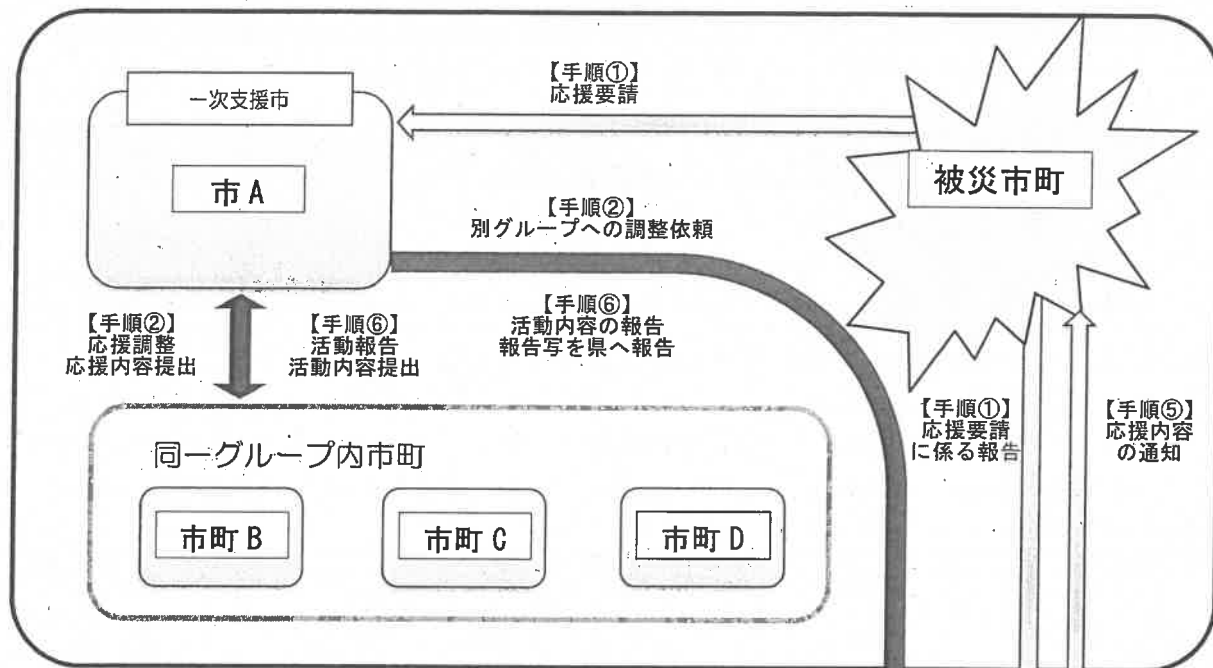
また併せて、一次支援市は、とりまとめた応援活動報告書の写しを県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順7 応援経費の請求手続

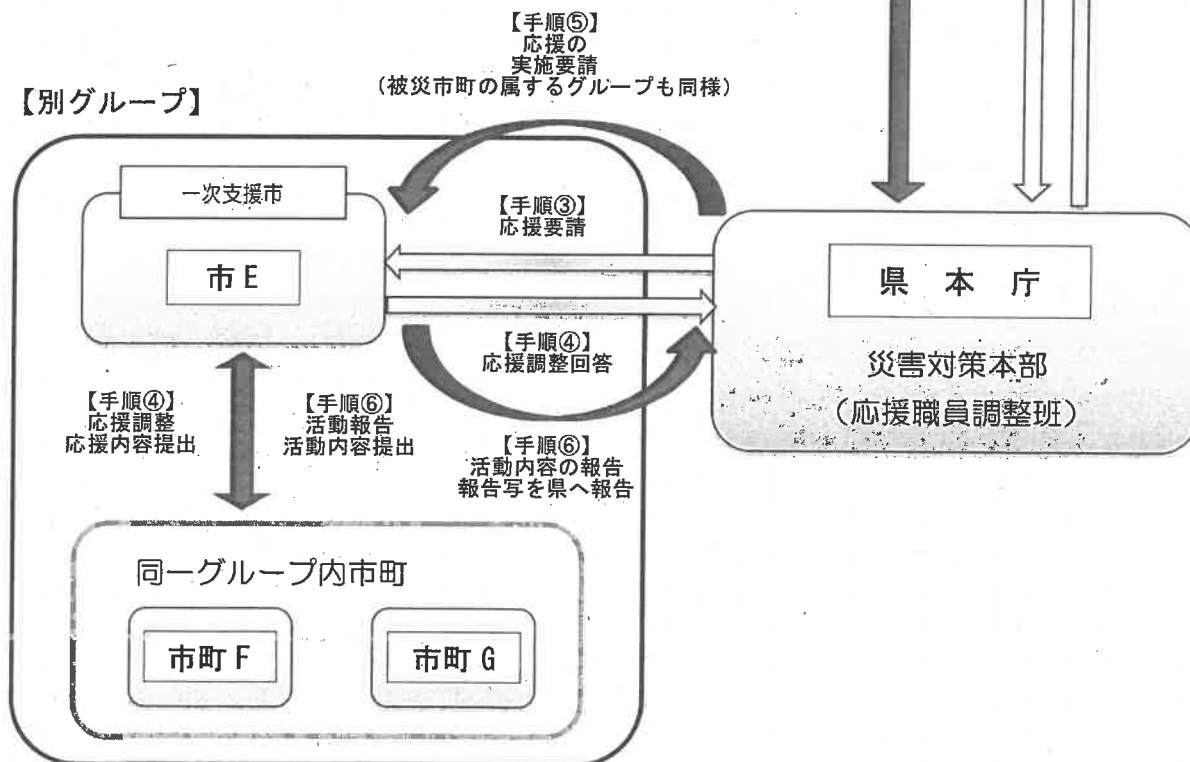
応援市町は、被災市町の要請により、応援費用を一時的に繰越支弁した場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図> (3)

【被災市町の属するグループ】



【別グループ】



※「手順7」等は、記入すると体制図が複雑になるため省略している。

※上記体制図は、被災市町の同一グループ内だけでなく別グループにも応援要請を行ったケース

第 号
年 月 日

（知事又は要請先市町長名）

（被災市町長名）

応 援 要 請 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、応援を要請します。

記

1 災害の状況

（1）災害名等

（2）発生日時

（3）発生場所

（4）被害状況

（5）他機関の応援状況

2 要請の内容

別記応援要請（計画）内訳書のとおり。

3 特記事項

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

[illegible]

- 1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。
- 2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
- 3 可能な限り内容を明記すること。
- 4 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)
- 5 この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

応援要請(計画)内訳書2(職員派遣)

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町						
愛媛県						
応援市町						

応援要請内訳(被災市町 記入欄)							応援計画内訳(愛媛県・応援市町 記入欄)						
作成日時	職種	活動内容	人数	期間	場所	交通手段	連絡先 〔担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail〕	応援 市町名	人員	期間	場所	交通 手段	連絡先 〔担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail〕

(注)

- 1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。
- 2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
- 3 可能な限り内容を明記すること。
- 4 随時更新し提出すること。(充足した人員は削除し、不足している人員のみ記載すること。)
- 5 この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

応援要請(計画)内訳書3(その他)

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町						
愛媛県						
応援市町						

応援要請内訳(被災市町 記入欄)					応援計画内訳(愛媛県・応援市町 記入欄)							
作成日時	内容	要請元等	期間	備考	連絡先 〔担当部署名 担当部署名 電話/FAX E-mail〕	応援 市町名	発送時期	内容	受入先等	期間	備考	連絡先 〔担当部署名 担当部署名 電話/FAX E-mail〕

(注)

- 1 可能な限り内容を明記すること。
- 2 随時更新し提出すること。(充足した内容は削除し、不足している内容のみ記載すること。)
- 3 この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

第 号
年 月 日

（知事名）

（被災市町長名）

応 援 要 請 報 告 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、市
（町）に対し、別添のとおり、応援要請を行いましたので、報告します。

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

注 被災市町からの応援要請書（様式第1号）及び別記応援要請（計画）内訳書を添付する。

第 号
年 月 日

（被災市町長名）

（要請先の市町長名）

応 援 通 知 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で要請された応援については、下記のとおり実施することとしたので通知します。

記

- 1 応援実施市町名
- 2 応援の内容
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 3 特記事項

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

第 号
年 月 日

（知事名）

（応援市町長名）

応 援 実 施 通 知 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第3項の規定に基づく応援を実施いたしますので、同条第4項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 応援の内容
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 2 特記事項

【担 当】
所 属：
氏 名：
電 話：
F A X：

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

第 号
年 月 日

（調整先市町長名）

（知事名）

応 援 調 整 書

市（町）から、別添のとおり、災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第1項の規定に基づく応援の要請があったので、同協定第4条第1項の規定により、応援の実施の可否を照会しますので、至急回答願います。

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

注 被災市町からの応援要請書（様式第1号）及び別記応援要請（計画）内訳書を添付する。

第 号
年 月 日

（知事名）

（調整先市町長名）

応 援 調 整 回 答 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第4条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で照会のあった応援については、下記の内容で実施することが可能です。

記

- 1 応援可能の内容
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 2 特記事項

【担 当】
所 属：
氏 名：
電 話：
FAX：

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

第 号
年 月 日

（要請先市町長名）

（知事名）

応 援 実 施 要 請 書

年 月 日付け 第 号で 市（町）から要請のあった応援については、災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第4条第1項の規定により、貴市（町）に対して、応援の実施を要請します。

記

- 1 要請及び応援の内容
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 2 特記事項

【担 当】
所 属：
氏 名：
電 話：
FAX：

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

第 号
年 月 日

（被災市町長名）

（応援市町長名）

応 援 活 動 報 告 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり、応援を実施しましたので、報告します。

記

- 1 要請の受理日
- 2 応援活動場所
- 3 応援活動期間
- 4 応援活動組織等（指揮者・人員・車両等）
- 5 応援活動の内容
- 6 使用器材及び消費物品等
- 7 特記事項

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

FAX：

第 号
年 月 日

（被災市町長名）

（応援市町長名）

応 援 経 費 請 求 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づき、応援を実施しましたので、下記のとおり、応援経費を請求します。

記

経費区分	請求金額（円）	積算根拠
協定第2条第1号及び第2号に係るもの		
購入費		
輸送費		
協定第2条第3号に係るもの		
借上料		
燃料費		
輸送費		
維持管理費		
修理費		
協定第2条第4号に係るもの		
旅費		
諸手当		
協定第2条第5号に係るもの		
借上料		
協定第2条第6号及び第7号に係るもの		
実施に要した経費		
合 計		

注 この表は、必要に応じて、適宜修正できるものとする。

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

カウンターパートグループにおける災害時の体制について（圏域ごとの想定）

想定① 東予圏域で大規模災害があった場合

A	被災市町	新居浜市
	一次支援	宇和島市
	二次支援	松山市、松前町、松野町、鬼北町、愛南町

B	被災市町	今治市	四国中央市	上島町
	一次支援	東温市	大洲市	松山市
	二次支援	久万高原町、内子町		

C	被災市町	西条市
	一次支援	西予市
	二次支援	松山市、八幡浜市、伊予市、砥部町、伊方町

想定② 中予圏域で大規模災害があった場合

A	被災市町	松山市	松前町
	一次支援	新居浜市	宇和島市
	二次支援	松野町、鬼北町、愛南町	

B	被災市町	東温市	久万高原町
	一次支援	今治市	四国中央市
	二次支援	大洲市、上島町、内子町	

C	被災市町	伊予市	砥部町
	一次支援	八幡浜市	西条市
	二次支援	西予市、伊方町	

想定③ 南予圏域で大規模災害があった場合

A	被災市町	宇和島市	松野町	鬼北町	愛南町
	一次支援	新居浜市	松山市		
	二次支援	松前町			

B	被災市町	大洲市	内子町
	一次支援	四国中央市	今治市
	二次支援	松山市、東温市、久万高原町、上島町	

C	被災市町	西予市	八幡浜市	伊方町
	一次支援	西条市	伊予市	松山市
	二次支援	砥部町		

応援要請連絡窓口一覧表

応援要請窓口			連絡先		
県 本 庁	防災危機管理課		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	市町振興課		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	人事課		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
県 地 方 局 等	東予地方局		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	東予地方局 今治支局		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	中予地方局		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	南予地方局		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	南予地方局 八幡浜支局		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
市 町	松山市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	今治市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	宇和島市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail

応援要請窓口			連絡先		
市 町	八幡浜市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	新居浜市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	西条市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	大洲市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	伊予市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	四国中央市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	西予市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	東温市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	上島町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	久万高原町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	松前町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail

応援要請窓口			連絡先		
市 町	砥部町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	内子町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	伊方町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	松野町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	鬼北町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	愛南町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応急措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
 - (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
 - (3) 応援を求める期間及び場所
 - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。
- 3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

- 2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

(経費の負担等)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛媛県知事	中村 時広
松山市長	野志 克仁
今治市長	菅 良二
宇和島市長	石橋 寛久
八幡浜市長	大城 一郎
新居浜市長	石川 勝行
西条市長	青野 勝
大洲市長	清水 裕
伊予市長	武智 邦典
四国中央市長	篠原 実
西予市長	三好 幹二
東温市長	高須賀 功
上島町長	上村 俊之
久万高原町長	高野 宗城
松前町長	岡本 靖
砥部町長	佐川 秀紀
内子町長	稲本 隆壽
伊方町長	山下 和彦
松野町長	阪本 壽明
鬼北町長	甲岡 秀文
愛南町長	清水 雅文

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区分	経費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難しいときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

17-3 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

(情報の共有)

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

(広域応援の種類等)

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 試験検査等の実施その他の役務の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大二郎

17-4

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援の要請及び実施の手続等)

第2条 広域応援の要請及び実施の手続等については、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル」（平成27年11月策定）に定めるところによる。

(広域応援の経費の負担等)

第3条 広域応援に要する経費の負担等については、協定第7条に定めるところによるほか、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における広域応援に要する経費については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による職員の派遣の経費の負担等については、同法に定めるところによる。

(資料の内容等)

第4条 協定第9条に定める広域応援活動に必要な資料のうち、災害応急活動に必要な資料については、次のとおりとし、その内容に重要な変更があったときは、その都度その内容を通知するものとする。

- (1) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (2) 食料及び生活必需品の備蓄状況
- (3) 備蓄倉庫の所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(訓練)

第5条 協定第10条の規定による応急対策等に関する訓練を実施するに当たっては、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、この実施細目に定める広域応援要請等の演習を盛り込むよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項については、四国4県が協議して別に定める。

附 則

- 1 この実施細目は、平成27年11月25日から施行する。
- 2 平成19年2月5日に締結した「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目」は、これを廃止する。

この実施細目を締結したことを証するため、本書4通を作成し、各県の危機管理を統括する職の者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月25日

徳島県危機管理部長

黒 石 康 夫

香川県危機管理総局長

泉 川 雅 俊

愛媛県防災安全統括部長

岡 田 清 隆

高知県危機管理部長

野々村 毅

別紙

応援経費の負担等基準

1 職員の派遣に要する経費の負担等

協定第5条第1項第3号の規定による職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた県が負担する経費の額は、応援を行う県が定める規定により算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた県の負担とする。

ウ 職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援をした県が賠償責任を負う。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

2 経費の一時繰替え支弁等

- (1) 応援をした県は、協定第7条第2項の規定により応援に要する経費を一時繰替え支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた県に請求する。

応援の区分	経費
協定第5条第1項第1号の物資の提供に係るもの	購入費及び輸送料
協定第5条第1項第1号の資機材の提供に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、破損費及び故障が生じた場合の修理費
協定第5条第1項第2号の施設の使用に係るもの	借上料
協定第5条第1項第2号の設備及び機器の使用又は貸与に係るもの	輸送費及び故障が生じた場合の修理費
協定第5条第1項第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費

協定第5条第1項第4号の試験検査等の実施に係るもの	実施に要した経費
協定第5条第1項第5号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1) の請求は、応援した県の知事名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた県の知事に請求するものとする。
- (3) (1) 及び (2) により難しいときは、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

17-5

危機事象発生時の四国4県
広域応援に関する基本協定に基づく
支援・受援マニュアル

平成27年11月

(令和元年8月修正)

目 次

第1編 総則

第1章 基本方針	1
第2章 広域支援体制	2

第2編 支援編

第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣	12
第2章 物的支援	15
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	18
第4章 人的支援	20
第5章 広域避難（避難施設の提供）	24

第3編 受援編

第1章 受援体制の整備	26
第2章 物的支援の受入れ	28
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	30
第4章 人的支援の受入れ	31
第5章 広域避難	33

【別表】

（別表1）参集場所一覧表	34
（別表2）支援物資の要請品目・単位	37
（別表3）各県の1次受入拠点一覧	38

【別記様式】

（別記様式1号）被害状況等報告書	40
（別記様式2号）応援要請（計画）内訳書	41
（別記様式3号）支援要請書	44
（別記様式4号）支援状況等報告書	45

【資料】

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	46
--------------------------	----

第1編 総則

第1章 基本方針

1 基本的な考え方

- (1) このマニュアルは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等が実施できない場合に、広域応援が円滑に実施できるよう、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づく手続や内容を、具体的に定める。
- (2) 四国4県は、広域応援を円滑かつ迅速に実施するため、あらかじめ応援幹事県とカウンターパートによる支援を行う県（以下「支援担当県」という。）を定める。
- (3) 応援幹事県は、四国知事会の常任世話人県とする。
- (4) 支援担当県は、自県だけで支援が可能かどうか判断し、四国ブロック全体や、中国ブロックも含めた広域支援が必要と判断した場合、応援幹事県に四国ブロック内各県、他ブロック及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を行う「四国4県広域支援本部」（以下「広域支援本部」という。）の設置を要請する。
- (5) 広域支援本部は、被災の状況等に応じて、支援を行うブロック内各県に対し、被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てることができるものとする。
- (6) 本マニュアルについては、合同訓練等を通じた検証や県、市町村などの防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (7) 複数のブロックが被災するなどの大規模広域災害時については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「全国知事会協定」という。）や「被災市区町村応援職員確保システム」（以下「確保システム」という。）に基づき、広域支援・受援を行うことになるが、このマニュアルに定める支援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に、柔軟に対応する。
- (8) 被災県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合で、かつ、複数の被災市町村に対して同時並行的又は複層的な支援を要するなど全国的な支援によらないと十分な支援が困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、確保システムによる支援を要請することを基本とする。
なお、その場合であっても、物的支援及び被災県に対する人的支援は、地方公共

団体間の災害時相互応援協定で対応することとなるため、本マニュアルに基づき、継続して実施することに留意すること。

- (9) 四国4県以外の大規模広域災害に対しても、このマニュアルの定めを準用して被災都道府県の支援に当たる。
- (10) 本マニュアルに定めのない事項については、四国4県が協議して定め、適宜、本マニュアルの改定を行うこととする。
- (11) 本マニュアルの策定をもって、『「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」に基づく応援要請の手続等に関する要領』（平成15年10月15日策定）は廃止する。

2 本マニュアルの前提条件

本マニュアルは、使用する緊急輸送路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ対応可能な経路等に変更する。

第2章 広域支援体制

1 カウンターパートと広域支援本部

四国4県は、発災当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、被災県に対する支援（広域応援）を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制の導入に加え、被災状況に応じて、よりの確な支援を行うため、広域支援本部を応援幹事県に設置する。

(1) カウンターパート

ア カウンターパートによる支援担当県

- ・四国4県のカウンターパートは下表のとおりとし、第1順位から第3順位までの支援担当県をあらかじめ定める。
- ・あらかじめ定めた第1順位の支援担当県が、被災等により支援が困難な場合は、順次第2順位以降の県が支援担当県になるものとする。
- ・ただし、局所的・局地的な被災の場合等において、被災地域（市町村）に近い県による支援が合理的、効率的であることが見込まれるときは、第2順位又は第3順位の県を支援担当県にすることができるものとする。

被災県	支援担当県		
	第1順位	第2順位	第3順位
徳島県	香川県	高知県	愛媛県
香川県	徳島県	愛媛県	高知県
愛媛県	高知県	香川県	徳島県
高知県	愛媛県	徳島県	香川県

イ 支援担当県の役割

- ①連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行い、被災地ニーズ等を把握する。
- ②被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施する。
- ③連絡員派遣の検討開始、連絡員派遣、被災地ニーズ、支援状況等の情報を随時応援幹事県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に報告する。

ウ 支援担当県と被災県が被害状況等の情報共有を開始する時期

- ①被災県に災害対策本部が設置されたとき。
※被災県は、災害対策本部を設置したときは、カウンターパートにFAX等により連絡する。
- ②被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき。
- ③被災県において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき。

エ 支援担当県が連絡員を派遣する時期

- ①被災県から支援担当県に対して、支援要請の意向が示されたとき。
- ②支援担当県が、災害等の実態に照らし支援が必要と判断したとき。
- ③通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測されるとき。
※支援担当県が被災県へ連絡員を派遣したときは、応援幹事県にその旨を連絡する。

（２）広域支援本部の設置

ア 設置場所

- ①広域支援本部は、応援幹事県に設置する。
- ②応援幹事県は、常任世話人県とする。
- ③常任世話人県が被災等により応援幹事県の役割が果たせない場合は、あらかじめ定めた順位に従い応援幹事県を決定する。

なお、あらかじめ定めた順位により、広域支援本部の設置が困難な場合は、速やかに次の県に連絡するが、4県いずれも設置困難な場合は、常任世話人県の知事は、中国ブロックの会長県にその旨を連絡し、四国ブロックの広域支援本部の業務も含めて中国・四国ブロック全体の総合調整、後方支援を依頼する。

広域支援本部 設置県 (常任世話人県)	常任世話人県が被災した場合		
	第1順位	第2順位	第3順位
愛媛県	徳島県	高知県	香川県

※ 順位は、知事の在任期間の長い順、常任世話人互選の例に準拠

④被災県に広域支援本部現地連絡室を設置する。

イ 設置の時期等

次の場合において、応援幹事県の知事が設置を決定する。

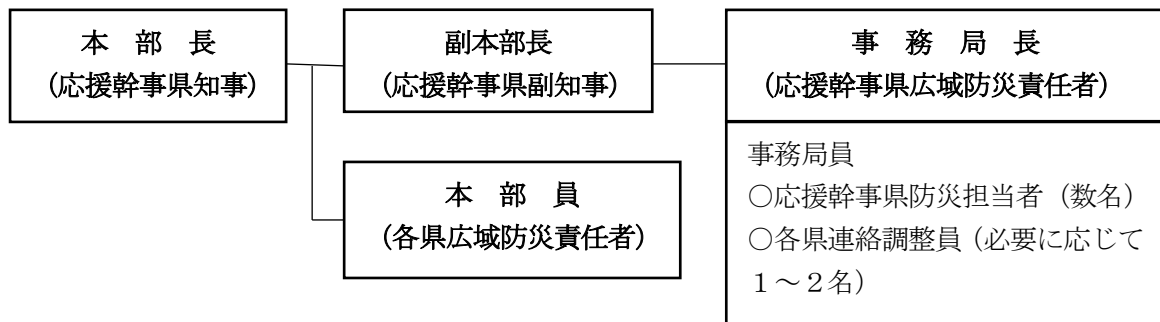
①四国ブロック内の被災県又は当該被災県の支援担当県から応援幹事県に支援要請があったとき。

※支援要請は（別記様式3号）によりFAX等で行う。ただし、FAX等が送信できない状況のときは、電話等により要請できるものとする（以下同じ）。

②災害等の実態に照らし、特に緊急を要し、被災県又は当該被災県の支援担当県からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

③中国ブロックの広域支援本部から応援幹事県に支援要請があったとき。

ウ 広域支援本部の組織



2 広域支援本部の運営

(1) 応援幹事県と広域支援本部

ア 応援幹事県の業務

応援幹事県は以下の業務を担う。

①支援担当県から報告された連絡員派遣、被災地ニーズ、支援状況等の情報を、ブロック内各県へFAX等により提供する。

②中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）への情報提供

イ 広域支援本部の業務

広域支援本部は、応援幹事県の業務に加え、以下の業務を担う。

- ①広域支援本部が設置された時は、ブロック内各県にその旨を通知する。
- ②必要に応じて被災県を除く各県に広域支援本部への連絡調整員の派遣を要請する。（連絡調整員の派遣を要請しない場合は、本マニュアルに記載されている当該連絡調整員を通じて行う各県との調整は、広域支援本部とブロック内各県で、電話やFAX等により、直接実施するものとする。）
- ③被災県に連絡員を派遣する。
- ④現地に「広域支援本部現地連絡室（以下「現地連絡室」という。）」を設置する。
- ⑤広域支援本部で協議・決定した事項を連絡員（現地連絡室）へ伝達する。
- ⑥支援を行うブロック内各県の支援状況等の情報を集約する。
- ⑦被災県支援に係るブロック内各県との調整

（i）物的支援

- ・被災県から支援物資の要請があった場合、連絡調整員と調整の上、ブロック内各県に支援物資提供数の割り当てを行う。
- ・被災県外に物資の臨時受入拠点を開設する場合、ブロック内各県と調整し、支援物資の輸送経路、受入拠点適地を考慮し決定する。

（ii）人的支援

- ・被災県から人的支援の要請があった場合、連絡調整員と調整の上、ブロック内各県に人員の割り当てを行う。

（iii）広域避難

- ・被災県から避難者受入れの要請があった場合、被災県から入手した避難者リスト、被災地の位置及び輸送手段等を勘案し、ブロック内各県に避難者の受入れを依頼するとともに、避難が可能となる施設（旅館・ホテル、公共住宅等）の斡旋・提供の検討を依頼する。

⑧被災県のカウンターパート（四国ブロックを除く。）との連携・調整

⑨中国ブロックとの連携・調整

- ・支援情報等を共有
- ・支援割当に係る調整

⑩被災県が属する、広域連携（中国ブロックを除く。）ブロックとの連携・調整

⑪全国知事会等との調整

- ・全国知事会との窓口として、他ブロックへの支援要請や支援地域の割当等を実施

⑫その他被災地支援に必要な調整

ウ 広域支援本部設置県以外の県の業務

- ①被災県は、支援担当県（現地連絡室が設置された場合は同室）を通じて、広域支援本部に被害状況等を報告する。
- ②広域支援本部が設置された場合は速やかに実施可能な支援内容について広域支援本部へ連絡する。また、広域支援本部からの求めに応じ、連絡調整員を派遣する。

③広域支援本部へ派遣された連絡調整員は、以下の業務を担う。

- ・広域支援本部に集約された情報を自県に報告する。
- ・広域支援本部で協議した支援割当案等を自県に報告するとともに、支援割当案に対する自県の意見を広域支援本部へ報告する。
- ・広域支援本部で決定した支援割当などの事項を自県に報告するとともに、自県の支援状況を広域支援本部へ報告する。

エ 広域支援本部の廃止

- ①広域支援本部（現地連絡室を含む。）の廃止は、被災県の状況に応じて、被災県と広域支援本部が協議の上、決定する。
- ②被災県は、被災状況から受援継続が必要と判断した場合は、広域支援本部に受援の継続を要請する。

（２）広域支援本部現地連絡室

ア 広域支援本部現地連絡室の設置

広域支援本部は、被災県ごとに「広域支援本部現地連絡室」を設置する。

なお、「広域支援本部現地連絡室」は、広域支援本部から派遣された連絡員、及び被災県に連絡員を派遣していた支援担当県の連絡員で構成し、広域支援本部から派遣された連絡員が、現地連絡室の総括を担う。

また、必要に応じて、本部へ連絡員の増員を要請する。

イ 広域支援本部現地連絡室の業務

現地連絡室は、現地における支援窓口として、被災県と広域支援本部等との連絡調整を中心とする業務を実施する。

なお、被災県と広域支援本部等との間で行われる諸調整は、原則、現地連絡室を経由して実施されることとなるため、随時、情報の整理等を行い、被災県及び広域支援本部等と情報共有を行う。

【主な業務】

- ①被災県との情報連絡・共有体制の確立
- ②被災県の支援ニーズの把握
 - ・現地連絡室の総括責任者は、被災県の災害対策本部会議へ出席するなど、自主的・積極的に情報収集を行う。
- ③広域支援本部との連絡調整
 - ・現地連絡室は、収集した情報を支援活動に活用するほか、広域支援本部やブロック内各県に適時適切に情報提供を行う。
- ④広域避難を実施する場合の被災県との調整
- ⑤現地におけるブロック内外の応援県その他関係団体等との連絡調整
 - ・現地連絡室は、必要に応じ、応援県の連絡調整会議を開催するなど、現地における応援県や関係団体による応援活動の調整等を行う。
- ⑥その他現地における支援活動に必要な業務

ウ 広域支援本部現地連絡室（連絡員の派遣）の終了

- ①広域支援本部現地連絡室（連絡員の派遣）の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と広域支援本部が協議の上、決定する。

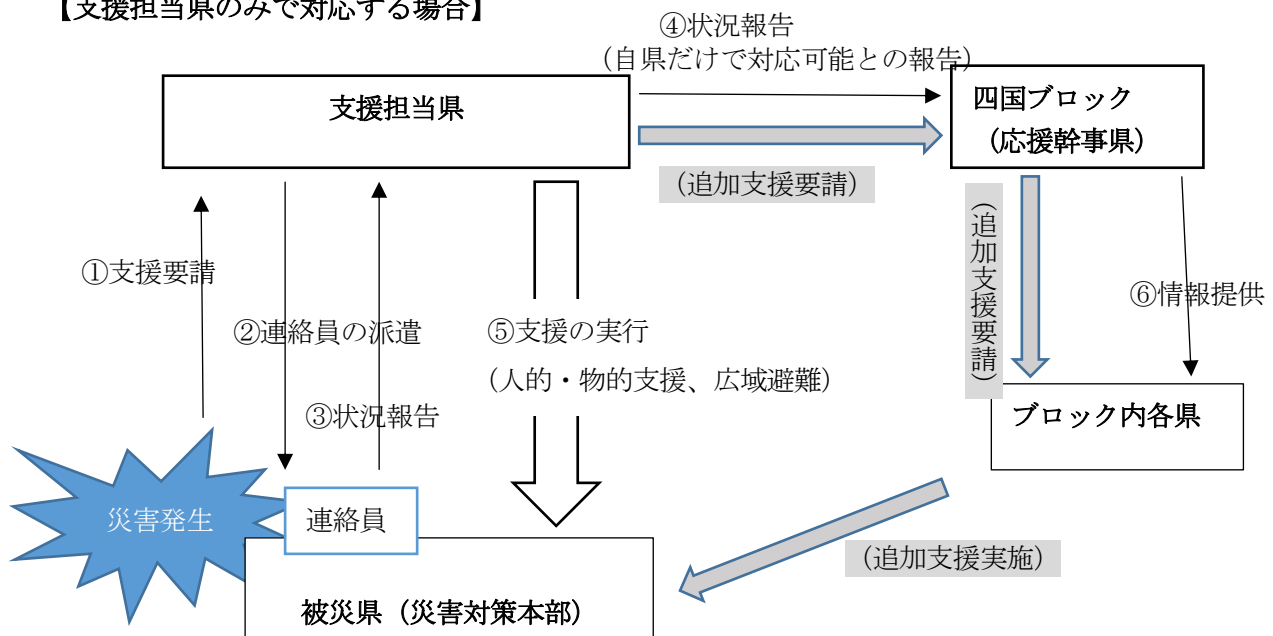
②被災県は、被災状況から受援継続が必要と判断した場合は、広域支援本部に現地連絡室（連絡員の派遣）の継続を要請する。

3 災害規模別の対応

(1) 局地的災害（支援担当県対応）

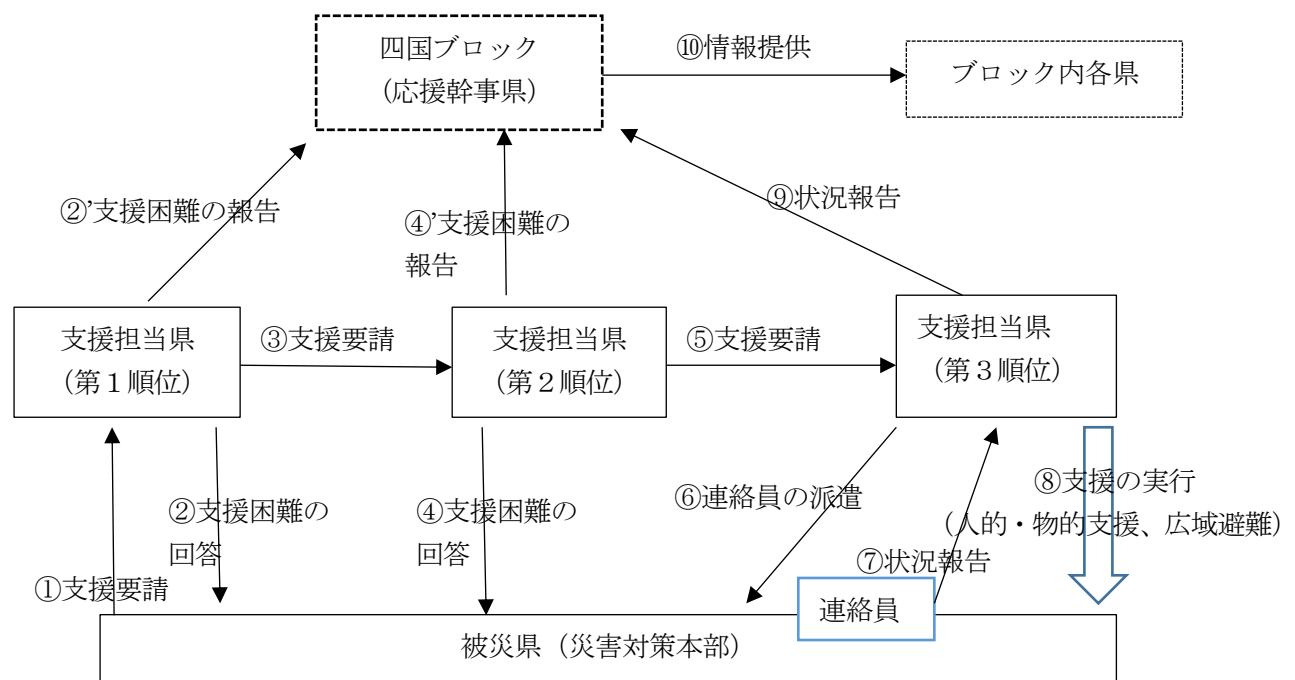
- ①ブロック内において災害が発生し、被災県単独で十分な応急措置等を実施できない場合は、支援担当県は被災県に連絡員等を派遣して、被害状況、被災地ニーズの情報収集を開始し、収集した情報を応援幹事県へ報告する。
- ②支援担当県は、収集した被害状況や被災地ニーズから、四国ブロックとして自県だけで支援することが適切かどうか判断し、自県だけの支援で対応可能と判断した場合は、応援幹事県へその旨を連絡する。また、一部の物的支援のみ自県で対応できない場合など、部分的にブロック内各県の支援が必要である場合は、応援幹事県に対し、追加の支援を要請する。
- ③支援担当県は、被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施する。

【支援担当県のみで対応する場合】



※局所的・局地的な被災の場合等において、第2順位又は第3順位の県を支援担当県とする際も、同様の手順とする。

【第1順位の支援担当県が被災等により支援が困難な場合】



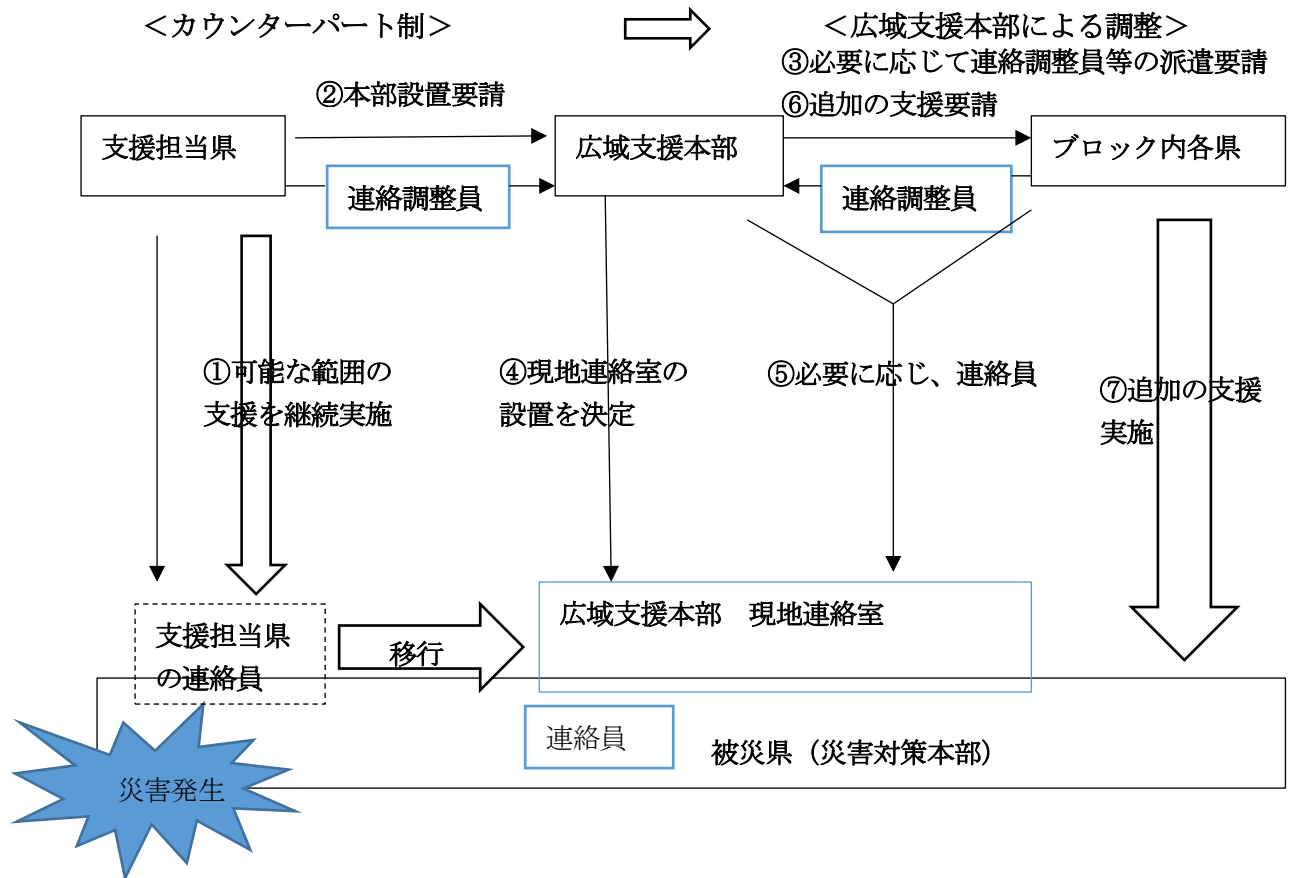
(2) 局地的災害（広域支援本部対応に移行する場合）

- ①支援担当県は、収集した被害状況や被災地ニーズから、自県だけの支援で対応可能か判断し、四国ブロック全体による支援が必要と判断した場合は、可能な範囲の支援を継続するとともに、応援幹事県に対し広域支援本部の設置を要請する。
- ②応援幹事県は、支援担当県から広域支援本部の設置要請（又は被災県から支援要請）を受けたときは、直ちに広域支援本部を設置するとともに、必要に応じて、ブロック内各県（被災県を除く。）へ連絡調整員の派遣を要請する。
- ③広域支援本部は、被災状況等から市町村単位での重点的な支援が必要と判断した場合は、支援担当県及びブロック内各県に対し、被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域に割り当てる。
- ④広域支援本部は、「広域支援本部現地連絡室」を設置し、被災地ニーズの把握に努めるとともに、現地においてブロック内外の支援県その他関係団体との連絡調整（被害状況や支援ニーズ等の情報共有、応援県の連絡調整会議の開催、応援活動の調整等）を実施する。
この場合、広域支援本部は、支援担当県に対し、引き続き、現地連絡室に連絡員の派遣（広域支援本部の連絡員を補佐）を要請するとともに、自らも一定の判断を行うことのできる総括責任者（管理職等を充てる。）を配置する。また、必要に応じて、ブロック内各県（被災県を除く。）に対し、連絡員の派遣を要請する。
- ⑤広域支援本部は、現地連絡室を通じて被災県の支援ニーズ等の情報収集を行い、必要に応じて四国ブロック内の各県に、被災県に対する支援実施を要請する。

【四国ブロックで対応する場合】

【四国ブロックで対応する場合】

<カウンターパート制>



4 資料の交換等

広域応援における防災資機材等の提供に関し必要となる資料のうち、次に掲げるものについては、毎年見直しを行い、6月末までに各県相互に交換するものとする。

- (1) 担当課及び連絡責任者名簿
- (2) 防災資機材保有状況一覧

第2編 支援編

第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣

1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、支援活動を迅速かつ的確に実施するため、被害状況、被災地ニーズ、対応状況等に関する情報収集を行い、関係機関・団体等と情報共有を図る。

2 情報収集・共有体制の確立

支援担当県は、被災県において次の基準に該当する災害が発生した場合は、被害状況等を把握するとともに、支援の要否を検討するために、情報収集・共有体制を確立する。

把握した情報は、応援幹事県を通じてブロック内各県に適宜提供し、情報共有を図る。

【情報収集・共有を開始する時期】

- ・被災県に災害対策本部が設置されたとき。
 - ※ 被災県は、災害対策本部を設置したときは、四国ブロック内の各県にFAX等により連絡する。
- ・被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき。
- ・被災県において、被害の規模が甚大な災害が発生したとの情報を得たとき。

3 連絡員の派遣準備

支援担当県は、被災県において甚大な被害等の発生を覚知又は推測される場合は、直ちに被災県への連絡員の迅速な派遣に備えて、次のことを行う。

また、広域支援本部の設置が見込まれる場合の応援幹事県も同様とする。

- ①連絡員は、被災県の負担とならないよう、被災地における活動に必要な物資や食料・宿泊場所等は、原則、自己完結型として準備する。

【連絡員の携行品】

車両等移動手段、携帯電話、衛星携帯電話、地図、食料、飲料水、事務用品、携帯用トイレ、ウェットティッシュ、ドライシャンプー、マスク、寝袋・毛布、防寒着、ライト、ヘルメット、手袋 等

- ②支援担当県は、被災県と通信連絡が取れない場合には、連絡員を迅速に派遣するための準備を進める。

- ③支援担当県は、連絡員の派遣期間が長期化することも踏まえ、交代要員を含む1チーム2～4名の派遣体制とする。

また、連絡員は、被災県の受援調整担当者との窓口となり、様々な調整が必要とな

ることから、1チームのうち最低1名は管理職又はそれに相当する職員とする。

4 連絡員の派遣

(1) 派遣の決定時期

- ①被災県から支援担当県に対して支援要請の意向が示されたとき。
- ②支援担当県が災害等の実態に照らし支援が必要と判断したとき。
- ③通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測されるとき。

※ 支援担当県が被災県へ連絡員を派遣したときは、応援幹事県にその旨を連絡する。

(2) 連絡員の参集場所

- ①被災県における連絡員の参集場所は、(別表1)のとおりとする。
- ②被災県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合は、新たに使用可能なルート及び参集場所を確保するとともに、変更事項を支援担当県及び連絡員へ速やかに連絡する。

(3) 参集場所への誘導に必要な情報の収集

被災県は、支援担当県へ緊急輸送路に関する情報を提供する。

5 連絡員の役割

(1) 連絡員の業務

- ①被災地の被害状況、被災地ニーズ等の情報を収集
- ②収集した情報を(別記様式1号及び2号)により、速やかに自県及び応援幹事県へ報告
- ③支援実施に関する被災県との調整
- ④被災県を支援する四国以外の他県及び他ブロックとの調整

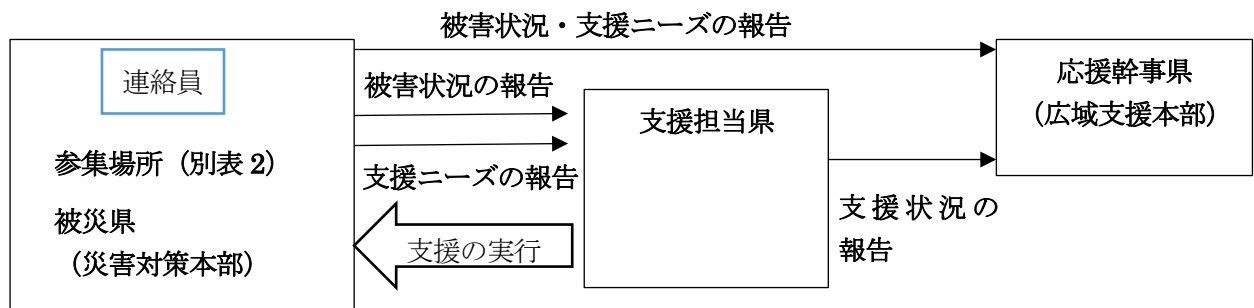
(2) 情報収集項目

連絡員は、次の情報を自主的かつ積極的に収集し報告する。

- ①被害状況
- ②県又は市町村からの支援要請事項(被災地ニーズ)
- ③広域防災拠点等の活動拠点及び活動拠点までの緊急輸送路の状況
- ④応援要員の参集場所、活動区域、緊急輸送路の状況
- ⑤被災地域内における他機関の活動情報
- ⑥その他必要な事項

(3) 情報連絡の流れ

＜広域支援本部が設置されていない場合＞



6 派遣の終了

(1) 連絡員の派遣の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上決定する。

(2) 現地連絡室が設置された場合は、支援担当県の連絡員が担っていた業務は現地連絡室が引き継ぐ。

なお、被災県に現地連絡室が設置され、ブロック内各県から現地連絡室へ連絡員が派遣される場合には、当該連絡員に対し、適切に業務の引継ぎを行い、支援業務に支障が生じないように留意する。

第2章 物的支援

1 趣旨

支援担当県は、被災県から要請があった時又は連絡員からの情報に基づいて支援が必要と判断した時は、備蓄物資等を支援物資として被災県の受入拠点まで輸送する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、被災県から要請があった時又は、連絡員からの情報に基づいて支援が必要と判断した時に、ブロック内各県と調整の上、備蓄物資等を支援物資として被災県の受入拠点まで輸送する。

2 支援物資の内容

- ・ 支援物資の品目・単位は別表2のとおりとするが、この表にない物資であっても、提供が可能な場合は、支援物資とする。
- ・ 支援物資の備蓄量については、支援物資の単位（〇ℓ・〇本など）を統一した上で、ブロック内各県で定期的に情報共有を行うこととする。
（例えば、飲料水の場合は「何ℓのペットボトルが〇本」など）
- ・ 支援物資は、可能な限り荷姿の情報を共有する。

3 支援の準備

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、必要な支援を遅滞なく実施するため、連絡員を通じて、被災県から情報収集を行い、被災地ニーズを把握する。

併せて、受入拠点から各避難所までの輸送体制についても、情報収集を行う。

4 支援の実施

（1）支援内容の決定

支援物資の品目及び数量は、原則として被災県からの要請内容に基づくものとする。

ただし、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、被災県から要請がない場合又は被災県からの要請内容が連絡員からの情報に基づいて把握した被災地ニーズと大きく乖離している場合は、把握したニーズに応じ配送体制を考慮の上、支援物資の品目及び数量を決定する。

なお、連絡員からの情報に基づく支援の継続は、被災地での物資の滞留を招く懸念もあるため、被災県からの要請に基づく支援へ切り替えるよう努める。

（2）物資の調達

支援担当県は、自らの備蓄物資（各県共有情報参照）に加え、管内市町村や災害時の物資調達に係る協定を締結している事業者等から必要な物資を調達し、受入拠点へ輸送する。

支援担当県で必要な物資を調達できない場合は、その旨を応援幹事県に連絡し、広域支援本部の設置を要請する。

広域支援本部が設置された場合、広域支援本部は、ブロック内各県と調整を行い、支援担当県以外の県に支援物資の提供を要請する。

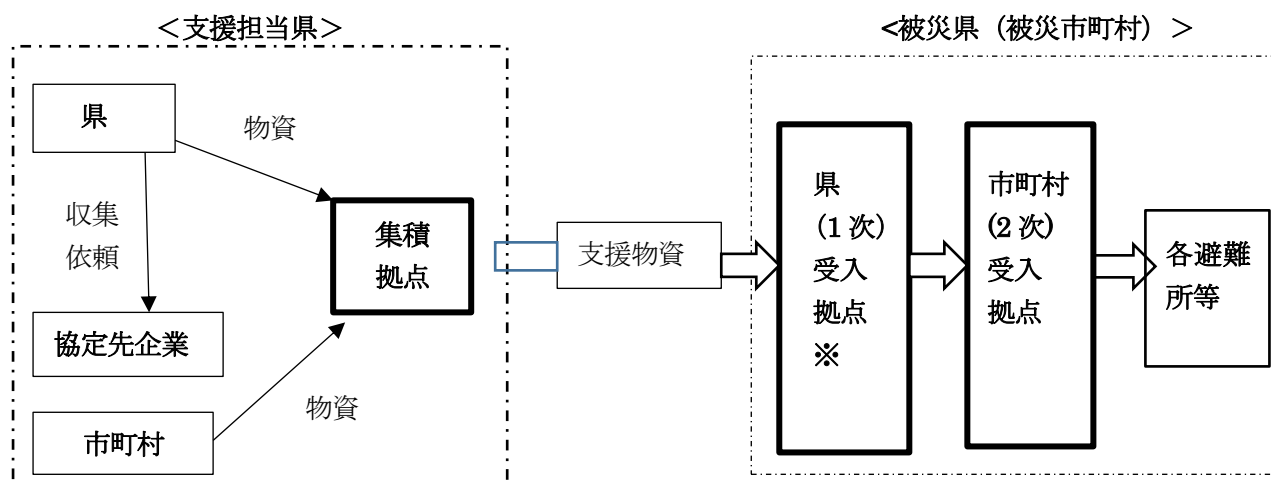
広域支援本部から支援要請を受けたブロック内各県は、広域支援本部の全体調整の下、要請があった物資を調達し、支援を実施する。

(3) 提供可能物資リストの配布

支援担当県は、支援物資として提供可能物資リストを作成し、被災県に提供する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部が整理した提供可能物資リストを広域支援本部現地連絡室を通じて被災県に提供する。

(4) 支援物資の具体的な流れ



※ 各県の1次受入拠点については、（別表3）を参照

(5) 他県の受入拠点の利用

被災県内に必要な受入拠点を確保できないため、被災県から被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請があった場合は、支援担当県内の1次受入拠点のうち、利用可能な拠点を被災県の代替受入拠点として開設するか、又は広域支援本部が調整のうえ、ブロック内のいずれかの県の1次受入拠点のうち、利用可能な拠点を被災県の代替受入拠点として開設する。

(6) 中継

支援担当県は、必要に応じ、支援物資を支援担当県内の集積拠点で一次保管し、被災県及び被災市町村の受入拠点における物資の充足状況や滞留状況を確認しながら、物資の需要調整を行う。

なお、広域支援本部設置後は、これらの物資の需要調整は、広域支援本部が実施する。

(7) 梱包方法

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、開封しなくても内容物が判別できるよう、下記に例示した項目を1箱毎に明示する。

- ① 支援物資品目
- ② 規格毎の数量

③有効期限（消費期限）

④提供元機関名

なお、混載する場合には、被災地で作業を行うことなく、そのまま被災者に配布できるようにする（例えば、避難所において最低限必要な生活・衛生用品をパッケージ化する。）などの工夫をする。

（８）輸送時の情報共有

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、発送時に、下記に例示した項目を伝票化し、被災県担当部署と情報を共有する。

①支援物資品目

②品目・規格毎の数量及び梱包数量

③有効期限（消費期限）

④輸送先

⑤輸送方法、輸送日・時間

⑥提供元機関名・担当者名、連絡先

（９）支援状況の報告

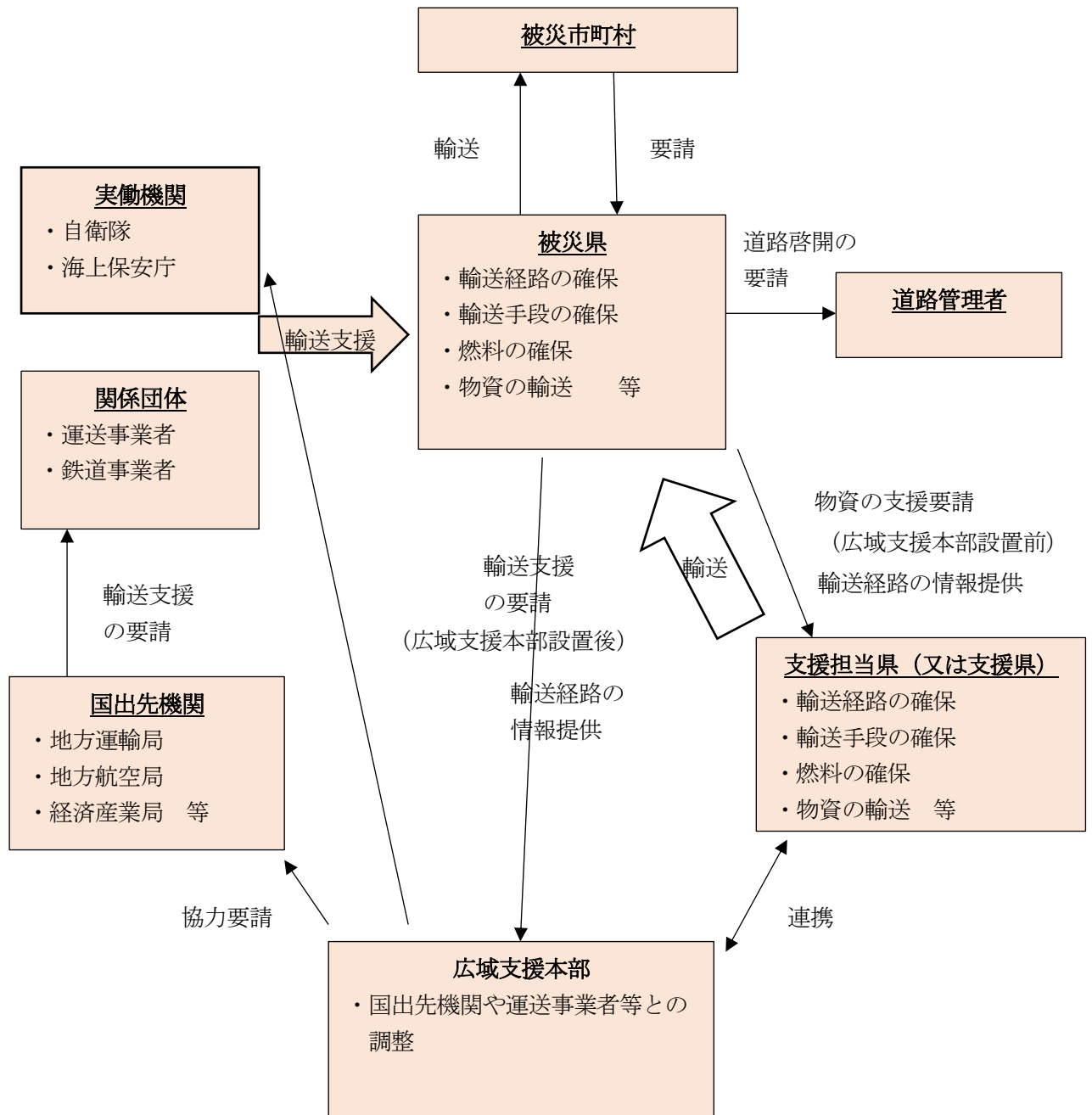
支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、支援状況を適正に管理し、支援状況を報告書（別記様式４号）により、広域支援本部へ報告する。

４ 支援の終了

- （１）支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- （２）被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

【支援・受援の概要図】



1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため、関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路、空路も含め、多様な輸送経路・手段を確保する。

2 調整担当者の配置

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、支援のため、緊急輸送路及び輸送手段の確保に関する調整担当者を置き、次のことを行う。

- ①緊急輸送路及び輸送手段の調整に関すること。
- ②関係機関との連絡調整に関すること。
- ③その他必要な事項に関すること。

3 緊急輸送路の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶の状況も把握し、被災県までの輸送経路を確保する。

4 輸送手段の確保

- （１）支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、公用車やレンタカー等の活用により車両を確保する。
- （２）県トラック協会等運送事業者に対し、輸送手段の確保について協力を要請する。
- （３）ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。
- （４）輸送手段の確保が困難な場合は、広域支援本部を通じて、国土交通省、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

5 燃料の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。

第4章 人的支援

1 趣旨

支援担当県は、被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、ブロック内各県（支援担当県を含む。以下、同じ）へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割り振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

2 支援担当県（又は広域支援本部）の業務

（1）情報収集

支援担当県は、連絡員を通じて、被災地のニーズを把握し、応援幹事県と情報を共有する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、現地連絡室を通じて、被災地のニーズを把握し、ブロック内各県と情報を共有する。

（2）応援要員の確保

支援担当県は、被災県から応援要員の要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を確保する。

支援担当県で応援要員を確保できない場合、その旨を応援幹事県へ連絡する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、被災県から派遣内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により、応援が必要と判断されるときは、ブロック内各県へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割り振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

＜留意事項＞ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）より

- ・人的支援については、災害対応で忙殺される被災県において、必要とされる分野や人数等を整理し、過不足なく支援担当県や広域支援本部に要請を行うことは困難である。
- ・特に、避難所運営業務や物資運搬・配布業務など、平時の業務との関連が乏しく、発災と同時に新たに発生し、人命救助等に注力する警察や消防等では担うことが難しい業務については、支援の漏れ・落ちが発生しやすく、支援の窓口（所轄部署）も明確になっていない場合も多い。
- ・こうした業務は、いわば「人海戦術」で行う必要があり、発災直後から相当数の人員が必要とされることから、被災県からの要請がなかったり、必要数が明確でない段階であっても、支援担当県を中心にプッシュ型で人的支援を行う体制を早期に整える必要がある。

（３）業務の割当て

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、被災県と協議の上、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。

（４）宿泊施設及び交通手段の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、応援要員の宿泊施設及び交通手段を確保する。

なお、交通手段の確保にあたっては、被災県を支援する他の県や管内市町村等と乗り合わせて往来するなど、効率的に行う。

（５）応援要員の派遣

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。また、必要に応じて、管内市町村が被災市町村へ応援要員を派遣する場合の派遣先の調整を行う。

＜留意事項＞ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県の主な役割・活動モデル」（平成 25 年 3 月）より

（派遣形態）

- ・自治体間の職員派遣の形態は、地方自治法第 252 条の 17 の規定による派遣（中長期派遣）を行うことが適当な場合を除き、派遣自治体の公務出張（短期派遣）とし、その期間は概ね最長 1 ヶ月とする。
- ・地方自治法第 252 条の 17 の規定による派遣の場合は、派遣職員の職・氏名、従事予定業務、派遣期間等について定めた派遣職員の取扱いに関する協定を派遣元自治体と派遣先自治体との間で締結する。

（自己完結型の派遣）

- ・応援要員の派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り派遣先自治体の負担とならないよう配慮する。

（連続性のある派遣）

- ・被災県や被災市町村の負担を減らす観点から、1 週間程度の連続した期間の派遣が望ましく、また、半数ずつ交代するなど現地で応援要員同士が引継ぎを行えるような継続的な派遣が望ましい。

（プッシュ型の派遣）

- ・支援担当県は、応援要員のニーズの情報が得られない被災地についても、被災状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても応援要員を確保し送り込む「プッシュ型」の要員派遣の実施を遅滞なく判断する。
- ・「プッシュ型」の要員派遣については、被災県・市町村の被災状況を踏まえ、被災地に負担をかけないように配慮しつつ、十分な人員が速やかに充足されるよう積極的に実施する。
- ・「プッシュ型」の要員派遣の継続が、被災県・市町村の主体的な災害対応を妨げることのないよう、要請に基づく「プル型」の派遣への切替えを早く行うよう努める。

（６）支援状況の報告

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、派遣状況を適正に管理し、広域支援本部へ報告する。

3 支援の内容

発災直後から復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要とされる。時系列別に派遣を行う分野・職種を例示すれば、次のとおりとなる。

時 期	派遣を行う分野・職種
初 動 期 (発災から 3日程度)	○連絡員（先遣隊）、現地連絡室要員 ○医療対策要員 ・救護班 ・ドクターヘリ ○避難所運営支援要員 ○物資集積・配送拠点運営要員 ※国等の関与により派遣調整が行われる要員 ○救助・救急対策要員 ・警察災害派遣隊（警察庁） ・緊急消防援助隊（消防庁） ○医療対策要員（DMA T（厚生労働省）） ○給水車、給水要員（厚生労働省、日本水道協会） ○被災建築物応急危険度判定士（国土交通省） ○被災宅地危険度判定士（国土交通省） ※国が派遣する要員 ○自衛隊 ○海上保安庁 ○被災文教施設応急危険度判定士（文部科学省） ○災害対策現地情報連絡員（リエゾン）
応急対応期 (避難所) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○避難所運営支援要員 ○物資集積・配送拠点運営要員 ○保健・医療・福祉連絡要員 ○被災者の心のケア要員 ○応急仮設住宅整備要員 ○社会基盤施設復旧要員 ○災害廃棄物処理計画策定要員
	○被災者生活支援窓口要員 ○被災市町村事務全般支援要員（家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援）

	○教員（教育支援要員） ○文化財緊急保全要員 ○ボランティアコーディネーター ○要配慮者支援要員（介助、意思疎通支援） ○公衆衛生活動支援要員（災害時公衆衛生チーム等） ※国等の関与により派遣調整が行われる要員 ○警察災害派遣隊（一般部隊）（警察庁） ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） ○水道復旧要員（（公社）日本水道協会） ○下水道復旧要員（（公社）日本下水道協会） ○農地・農業用施設復旧要員（農林水産省） ○海外からの派遣（外務省）
復旧～復興期 （仮設～復興住宅期）	○社会基盤施設復旧要員 ○被災者の心のケア要員 ○被災者生活支援窓口要員 ○被災市町村事務全般支援要員（復興計画の策定等の応援）

※「初動期」に掲載した要員は、引き続き「応急対応期・復旧期」でも活動することが想定されるが再掲は省略する。

※アンダーライン部分は、国等の関与が乏しく、地方公共団体が主体的に派遣調整することが望ましい分野・職種を示す。

※全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）を参考にした。

4 支援の終了

- （１）支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- （２）被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

第5章 広域避難（避難施設の提供）

1 趣旨

県内の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、県内の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

2 広域避難の受入れ準備

- (1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、自県の市町村に対して避難所の開設を要請するとともに、受入可能人数を把握し、被災県と受入市町村間の調整を行う。
- (2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難行動要支援者の避難にも配慮し、福祉避難所の開設、医療機関の空きベッド数や福祉施設等の受入可能数の把握等を速やかに行う。
- (3) 支援担当県は、自県のみで避難者を収容しきれない場合は、応援幹事県へ受入の要請を行う。
- (4) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、被災県から避難者の輸送に係る応援要請を受けた場合は、運送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

3 広域避難の実施

- (1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者の受入れにあたり、可能な限り、同一地域や同一市町村の避難者が同じエリアの避難所で受入れられるよう配慮する。
- (2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、総務省に対し、全国避難者情報システムの立ち上げを要請するとともに、自県の市町村を通じ、広域避難者に対し、同システムの利用を働きかける。
- (3) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者リストを作成し被災県へ提供する。
- (4) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難の長期化が見込まれる場合、長期避難が可能となる施設（旅館・ホテルの幹旋、公営住宅の提供等）への避難

を検討する。

- (5) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど、広域避難者に対する、情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないように配慮する。
- (6) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

4 受入状況の報告

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、受入状況を適正に管理し、広域支援本部へ報告する。

5 広域避難の終了

- (1) 広域避難受入れの終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

第3編 受援編

第1章 受援体制の整備

1 趣旨

各県は、被災県の立場となった場合、発災時に寄せられる多数の団体等からの応援の申出を効果的に活用できるよう、次のとおり、受援体制を整備するものとする。

2 情報の提供と共有

(1) 迅速かつ的確な応援側への情報提供

被災県は、災害対策本部に集約された被災状況・支援ニーズ等の情報を、連絡員を通じて支援担当県や応援幹事県（広域支援本部）等に速やかに情報提供する。

(2) 応援側との情報共有体制の整備

被災県は、支援担当県の連絡員が被災県に向かって移動中においても、被災県の災害対策本部（受援担当者）に連絡できるよう、衛星携帯電話等受信可能な通信設備を整備しておく。

また、連絡員の受入後、支援担当県やその他の応援県と迅速かつ円滑な情報共有を図るため、被害状況等の情報共有や支援内容の調整等を行う。

3 受援体制の確立

(1) 受援調整担当者の配置

被災県は、応援側の窓口となる「受援調整担当者」を置き、次の業務を行う。

- ① 応援の受入調整に関する事
- ② 支援担当県など応援側と災害対策本部や関係機関との連絡調整に関する事
- ③ その他必要な事項

(2) 応援側の活動環境の整備

被災県は、連絡員の活動拠点（業務スペース）を確保するほか、地図などの資料提供を行い、応援側が現地で円滑に活動できるよう必要な環境を整備する。

また、連絡員の活動は、被災県の負担とならないよう支援担当県等が自己完結型の装備を準備することが原則であるが、可能な範囲で被災県が、食料・宿泊（仮眠）場所等を確保する。

4 連絡員の受入れ

(1) 連絡員の参集場所

- ①被災県における連絡員の参集場所は、(別表1)のとおりとする。
- ②被災県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合、新たに使用可能なルート及び参集場所を確保し、変更事項を支援担当県及び連絡員へ速やかに連絡する。

(2) 参集場所への誘導に必要な情報の提供

- ①被災県は、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局等から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)に連絡する。

第2章 物的支援の受入れ

1 趣旨

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ物資の支援を要請するとともに、支援物資の受入拠点を開設する。

2 支援物資の内容

被災県が要請する支援物資の品目・単位は、（別表2）を基本とする。

3 支援物資の受入れ準備

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ支援を要請する。

なお、被災県は、被災市町村が避難所の物資支援ニーズを把握できない場合は、被災市町村や避難所に職員を派遣し、ニーズの把握に努める。

4 支援物資の受入れ

（1）受入拠点の開設

- ①被災県は、県内における支援物資の受入拠点（各県共有情報参照）を開設し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。
- ②被災県は、支援物資の円滑な受入れを行うため、受入拠点に誘導員を待機させる。
- ③災害の状況等により受入拠点が使用できない場合は、使用可能な受入拠点を確保するとともに、変更事項を支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ速やかに連絡する。
- ④被災県内の受入拠点だけでは不足する場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請する。

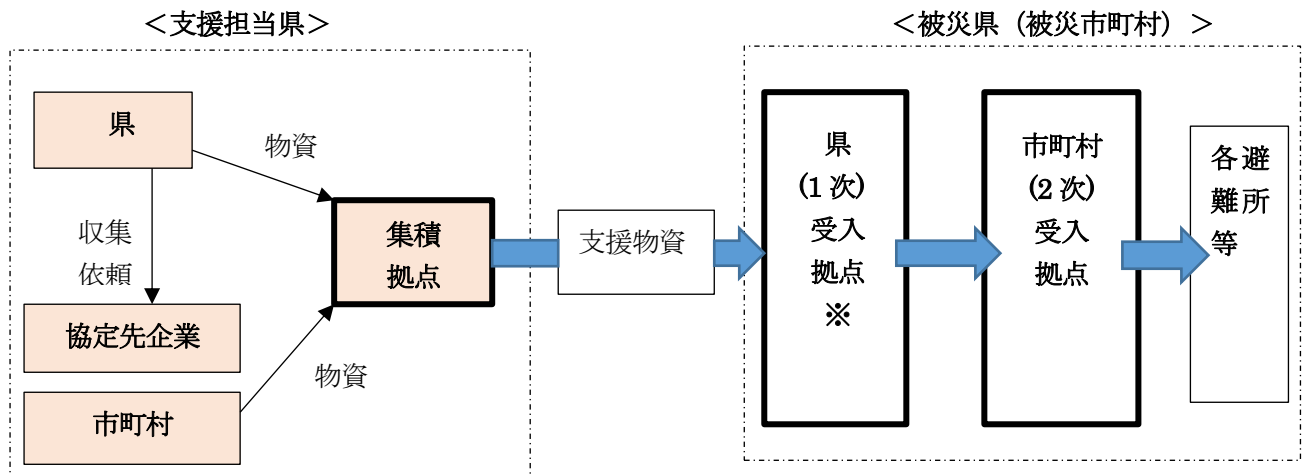
（2）受入拠点への誘導に必要な情報の提供

被災県は、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。

（3）民間事業者の活用

被災県は、災害対策本部又は受入拠点に物流専門家を派遣するなど、民間事業者のノウハウを活用する。

(4) 支援物資の受入れの流れ



※ 各県の1次受入拠点については、（別表3）を参照

5 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

【支援・受援の概要図】

第2編第3章の概念図を参照

1 趣旨

被災県は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路も含め多様な輸送経路・手段を確保する。

2 緊急輸送路の確保

被災県は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、道路管理者に要請して道路の啓開を行う等により、被災県内への輸送経路を確保する。（通行不能ルートに代わる代替ルートの選定、陸路が通行不能の場合の空路・海路の確保を含む。）

また、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶等の状況も把握した上で、被災市町村、支援担当県、広域支援本部等に通行可能な輸送経路の情報を提供する。

3 輸送手段の確保

- （1）被災県は、県トラック協会、海上運送事業者、道路運送事業者等に対し、物資又は人員の輸送について協力を要請する。
- （2）ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。
- （3）輸送手段の確保が困難な場合は、自衛隊に輸送支援を要請するとともに、広域支援本部を通じて、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

4 燃料の確保

被災県は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。燃料が不足する場合は、業界団体等に燃料の確保について協力を要請する。

5 支援の終了

- （1）支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- （2）被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

第4章 人的支援の受入れ

1 趣旨

被災県は、支援担当県等の協力を得ながら、必要な応援要員のニーズを的確に把握し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に対し、応援内容を伝達する。

2 被災県の業務

（1）必要な応援要員の把握

- ①被災県は、当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。
- ②庁内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。
- ③特定の課や班に業務が集中し災害対応が滞ることのないよう業務分担に配慮する。

（2）応援内容の連絡

- ①被災県は、人員の不足が見込まれる場合、応援要員が交替すること等を考慮しながら、必要とする応援要員に関する情報を取りまとめ、（別記様式3号）により、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。
- ②被災県は、被災市町村の人員の不足が見込まれる場合、他の管内市町村に応援要員として職員の派遣を要請する。

（3）業務の割当て

- ①被災県は、管内市町村の派遣申出を取りまとめ、被災市町村への応援要員の振り分けの調整を行う。

（4）執務スペース等の確保及び提供

- ①被災県は、応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。
- ②被災地における活動に必要な資機材や応援要員の食料・宿泊（仮眠）場所等は、応援側で準備することが原則であるが、被災県においても、可能な範囲で確保、提供する。

3 支援の内容

第2編第4章の3と同じ。

4 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

第5章 広域避難

1 趣旨

県内の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、県内の各避難所において避難者を収容できず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

2 広域避難の実施準備

- (1) 被災県は、被災市町村と連携して、広域避難希望者の人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等を把握するとともに、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ受入要請を行う。
- (2) 被災県は、広域避難者を支援担当県の避難所へ輸送するため、交通機関や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。
なお、避難行動要支援者については、障がいや健康状態に配慮した輸送ができるよう計画する。

3 広域避難の実施

- (1) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど広域避難者に対する情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないように配慮する。
- (2) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

4 広域避難の終了

- (1) 広域避難の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

別表 1

参集場所一覧表

参集場所所在地

	参集場所	所在地
徳島県	【第1順位】 徳島県庁本庁舎	徳島県徳島市万代町一丁目1番地
	【第2順位】 県立防災センター・消防学校	徳島県板野郡北島町鯛浜字大西165
	【第3順位】 西部総合県民局美馬庁舎	徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
香川県	【第1順位】 香川県庁本庁舎	香川県高松市番町四丁目1-10
	【第2順位】 高松土木事務所	香川県高松市多肥上町1251-1
	【第3順位】 —	
愛媛県	【第1順位】 愛媛県庁本庁舎内 第一別館3階災害対策室	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
	【第2順位】 中予地方局	愛媛県松山市北持田町132
	【第3順位】 —	
高知県	【第1順位】 高知県庁本庁舎	高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
	【第2順位】 高知県庁西庁舎及び北庁舎	北庁舎：高知市丸ノ内二丁目4番1号 西庁舎：高知市丸ノ内一丁目7番52号
	【第3順位】 高知県警察本部庁舎	高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号

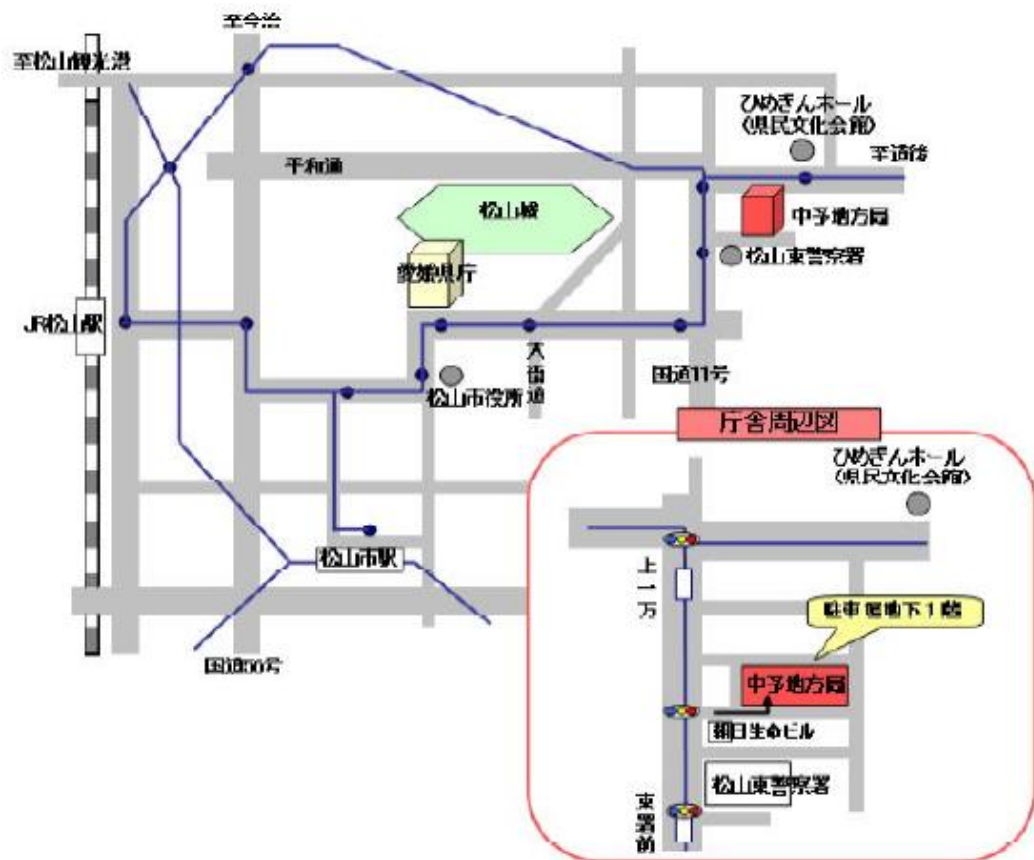
◆徳島県庁周辺図



◆香川県庁周辺図



◆愛媛県庁周辺図



◆高知県庁周辺図



- ①高知県庁・本庁舎 ②高知県庁・西庁舎 ③高知県庁・北庁舎
④職員能力開発センター ⑤高知電気ビル ⑥高知県議会 ⑦高知県警察本部

別表 2

支援物資の要請品目・単位

分類	要請品目	単位
食料	食料品（精米、即席麺、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳等）	食
	飲料水	リットル
衛生用品	おむつ（大人用）	枚
	マスク	枚
	トイレットペーパー	巻
	生理用品	枚
小児用品	おむつ（小児用）	枚
	おしりふき	枚
衣類	下着	セット
	防寒着	着
日用雑貨	毛布	枚
	タオル	枚
災害用資機材	簡易トイレ （屋外設置式・簡易式）	台
	敷物（ビニールシート等）	枚

※ 上記に定めのない物資であっても、提供が可能な場合は提供の対象とする。

別表 3

各県の1次受入拠点一覧

基本協定第4条等に基づく資料交換「別表10 応援物資集積予定場所一覧（受入拠点一覧）」による

県名	番号	施設名	所在地	敷地面積 (㎡)	屋内面積 (㎡)	敷地内 ヘリポート
徳島	徳一1	徳島県立防災センター	板野郡北島町 鯛浜字大西 165	20,000	1,450	有：臨時着 陸場
	徳一2	徳島県立産業観光交流センター	徳島市山城町 東浜傍示 1-1	15,000	3,000	
	徳一3	徳島県蔵本公園	徳島市庄町 1- 76-2	20,000	900	
	徳一4	徳島県鳴門総合運動公園陸 上競技場バックスタンド	鳴門市撫養町 立岩字四枚 61	200,000	620	
	徳一5	まぜのおか	海部郡海陽町 浅川字ヒムロ 谷 59	40,000	450	有：臨時着 陸場
	徳一6	阿波市交流防災拠点施設	阿波市市場町 切幡字古田 190	15,000	735	
	徳一7	南部健康運動公園 屋内多 目的練習場	阿波市桑野町 桑野谷 34-1	1,630	1,630	
香川	香一1	香川県産業交流センター (サンメッセ香川)	高松市林町 2217-1	37,426	4,015	
愛媛	愛一1	山根公園	新居浜市角野 新田町 3-10	17,326	1,326	有：適地
	愛一2	石鎚山ハイウェイオアシス	西条市小松町 新屋敷乙 22- 29	6,325	3,325	有：準適地
	愛一3	愛媛県総合運動公園	松山市上野町 乙 21-23	43,300	3,300	
	愛一4	愛媛県生涯学習センター及 びえひめ青少年ふれあいセ ンター	松山市上野町 650	24,505	1,236	有：広域拠 点
	愛一5	愛媛国際貿易センター（ア イテムえひめ）	松山市大可賀 2-1-28	11,751	7,651	
	愛一6	西予市宇和運動公園	西予市宇和町 卯之町 3-517	23,557	1,857	有：地域拠 点
	愛一7	宇和島市総合交流拠点施設 (道の駅 みま)	宇和島市三間 町務田 180-1	5,825	2,284	
	高一1	高知県立室戸広域公園	室戸市領家 800	30,929	2,500	有：適地

高 知	高一2	安芸市総合運動場	安芸市桜ヶ丘 町 2248-1	28, 234		有：適地
	高一3	高知県立春野総合運動公園	高知市芳原 2485	109, 588	6, 679	有：適地
	高一4	高知県立青少年センター	香南市野市町 西野 303-1	41, 197	3, 141	有：適地
	高一5	宿毛市総合運動公園	宿毛市山奈町 芳奈 4024	65, 942	1, 710	有：適地
	高一6	土佐清水総合公園	土佐清水市清 水字笹原谷 853-3	27, 031		有：適地

(別記様式1号)

被害状況等報告書

発信日時: 月 日 時 分

送信枚数: 枚(本書含む)

〇〇県〇〇課(支援担当県) 御中
四国4県広域支援事(広域支援本部)

1 被災県災害体制
〇〇〇〇体制
平成 年 月 日() 時 分設置

2 とりまとめ日時
平成 年 月 日() 時 分現在

3 被害状況

市町村名	体制	被害状況								避難状況				備考
		人的被害（人）			住家被害（棟）					避難指示		自主避難		
		死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	避難指示 避難勧告	避難準備情報	自主避難		
										（世帯）	（人）	（世帯）	（人）	
〇〇市	災害警戒対策本部 （〇月〇日〇時〇分設置）													
被災県合計														

※災害対策本部資料等を添付し送付すること。

【連絡者】

〇〇県 連絡員 〇〇 〇〇

【連絡先】

固定電話:

携帯電話:

衛星携帯電話:

(別記様式2号-1)

応援要請(計画)内訳書1(職員派遣)

〇〇年〇〇月〇〇日作成

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災県						
カルチャーマーケット支援県						
広域支援本部						

応援要請内訳 (被災県 記入欄)							応援計画内訳 (支援県・広域支援本部 記入欄)						
作成日時	職種	活動内容	人数	期間	場所 ※1	交通手段 ※2	連絡先 【担当部署名 担当部署名 電話/FAX E-mail】	応援県名	人員	期間	場所	交通手段	連絡先 【担当部署名 担当部署名 電話/FAX E-mail】
〇〇月〇〇日 〇〇時	土木職	道路災害復旧事業 (設計書作成等)	30人	〇〇月〇〇日 ～〇〇月〇〇日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)ほか ※詳細は右記担当部署 と調整してください。	陸路可	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: 〇〇-〇〇 FAX: 〇〇-〇〇 E-Mail: 〇〇-〇〇	〇〇県	5人	〇〇月〇〇日 ～〇〇月〇〇日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)	公用車	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: 〇〇-〇〇 FAX: 〇〇-〇〇 E-Mail: 〇〇-〇〇
								〇〇県	10人	〇〇月〇〇日 ～〇〇月〇〇日	〇〇土木事務所 5人(〇〇市〇〇) 〇〇土木事務所 5人(〇〇市〇〇)	電車、 バス	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: 〇〇-〇〇 FAX: 〇〇-〇〇 E-Mail: 〇〇-〇〇
								残15人		※全国知事会を通じて地方ブロックの 輸送用県に要請中			

- ※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
- ※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港等)を記入すること。
- ※3 可能な限り内容を明記すること。
- ※4 随時更新し提出すること。(充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。)
- ※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(別記様式2号-2)

応援要請(計画)内訳書2(物資・資機材の提供)

〇〇年〇〇月〇〇日作成

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災者						
被災者代表者						
応援支援本部						

応援要請内訳(被災県 記入欄)								応援計画内訳(支援県・広域支援本部 記入欄)							
作成日時	必要時期	品目	品目・用途	数量	場所 ※1	輸送手段 ※2	連絡先 【担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail】	応援県名	発送時期	品目	規格	数量	場所	交通 手段	連絡先 【担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail】
				単位								単位			
〇〇月〇〇日 〇〇時	〇〇月〇〇日 ～未定	食料	※復興が顕 著なもの	100,000	食	〇〇市〇〇 ※詳細は右記担 当部署と調整して ください。	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	〇〇県	〇〇月〇〇日	大米	五目こは ん 100g/袋	40,000	〇〇県〇〇市 〇〇体育館	陸路 or トラック or 船舶	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								〇〇県	〇〇月〇〇日	乾パン	100g/缶	30,000	〇〇県〇〇市 〇〇センター	陸路 or トラック or 船舶	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								〇〇県	〇〇月〇〇日			30,000	※全国知事会を通じて他アロツク の都道府県に要請中		

- ※1 可能な限り指示のわかる地図等を添付すること。
- ※2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りのヘリポート等)又は水路(最寄りの港等)を記入すること。
- ※3 可能な限り内容を併記すること。
- ※4 随時更新し提出すること。(決定した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)
- ※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(別記様式2号-3)

応援要請(計画)内訳書3(その他)

〇〇年〇〇月〇〇日作成

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被 災 県						
ボランティア・ネット支援県						
広 域 支 援 本 部						

応援要請内訳(被災県 記入欄)					応援計画内訳(支援県・広域支援本部 記入欄)						
作成日時	内容	要請元等	期間	備考	連絡先 【担当部署名 担当者の 電話番号 E-mail】	応援県名	内容	受入先等	期間	備考	連絡先 【担当部署名 担当者の 電話番号 E-mail】
00月00日 00時	避難所の受入れ (避難者数約300名)	〇〇市	00月00日～ (1か月程度)	移動用バスは被災 県で確保可	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇-〇〇 FAX: 〇〇-〇〇 E-Mail: 〇〇@〇〇	〇〇県	避難所の受入れ (避難者数約300名)	〇〇総合体育館 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (1か月程度)		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇-〇〇 FAX: 〇〇-〇〇 E-Mail: 〇〇@〇〇
00月00日 01時	傷病者の受入れ (傷病者1名)	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (長期未定)	〇〇救急 〇〇市の救急車に て搬送予定	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇-〇〇 FAX: 〇〇-〇〇 E-Mail: 〇〇@〇〇	〇〇県	傷病者の受入れ (傷病者1名)	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (長期未定)		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇-〇〇 FAX: 〇〇-〇〇 E-Mail: 〇〇@〇〇
00月00日 02時	遺体の火葬 (遺体100体)	〇〇町	00月00日～	搬送手段は被災県 で確保可	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇-〇〇 FAX: 〇〇-〇〇 E-Mail: 〇〇@〇〇	〇〇県	遺体の火葬 (遺体100体)	〇〇火葬場 (〇〇市〇〇)	00月00日～		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇-〇〇 FAX: 〇〇-〇〇 E-Mail: 〇〇@〇〇
00月00日 03時	災害廃棄物の処理 (可燃物105t)	〇〇市	00月01日～		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇-〇〇 FAX: 〇〇-〇〇 E-Mail: 〇〇@〇〇	〇〇県	災害廃棄物の処理 (可燃物105t)	〇〇処分場 (〇〇市〇〇)	00月01日～		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇-〇〇 FAX: 〇〇-〇〇 E-Mail: 〇〇@〇〇

- ※1 可能な限り内容を明記すること。
- ※2 随時更新し提出すること。(充足した機運は削除し、不足している機運のみ記載すること。)
- ※3 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(別記様式3号)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

応援幹事県（支援担当県）
〇〇県知事 〇〇〇〇 様

〇〇県知事 〇〇〇〇

支援要請書

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

- 1 災害の概況
 - (1) 災害名等
 - (2) 発生日時
 - (3) 発生場所
 - (4) 被害状況
 - (5) 他機関の応援状況
- 2 要請の理由
- 3 要請の内容
 - (1) 支援内容(期間)
 - (2) 数量・人数(職種)等
 - (3) 受入場所
 - (4) 受入希望日時
 - (5) 連絡先

【担 当】

所 属：
氏 名：
電 話：
FAX：

(別記様式4号)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

四国4県広域支援本部長
〇〇県知事 〇〇〇〇 様

〇〇県知事 〇〇〇〇

支援状況等報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在の被災地支援状況について、下記のとおり報告します。

記

1 物資等の支援

種 別	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

2 職員等の派遣

種 別	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

3 その他

種 別	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

※ 本表内への記載が困難な場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を添付のこと。

【担 当】

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

【資料】

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となっていく県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

（情報の共有）

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

（広域応援の種類等）

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 物資及び資機材の提供
- （2） 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- （3） 職員の派遣
- （4） 試験検査等の実施その他の役務の提供
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大 二 郎

1 7 - 6

四国4県広域応援協定に基づく 愛媛県広域応援計画

平成19年2月

愛 媛 県

目 次

第1章	基本方針	1
第2章	愛媛県応援隊の編成	2
第3章	情報連絡	3
第4章	応援隊携行資機材等	4
第5章	応援出動	4
第6章	被災現場における指揮命令	5
第7章	後方支援活動	5
別表	集結場所一覧表	6

第1章 基本方針

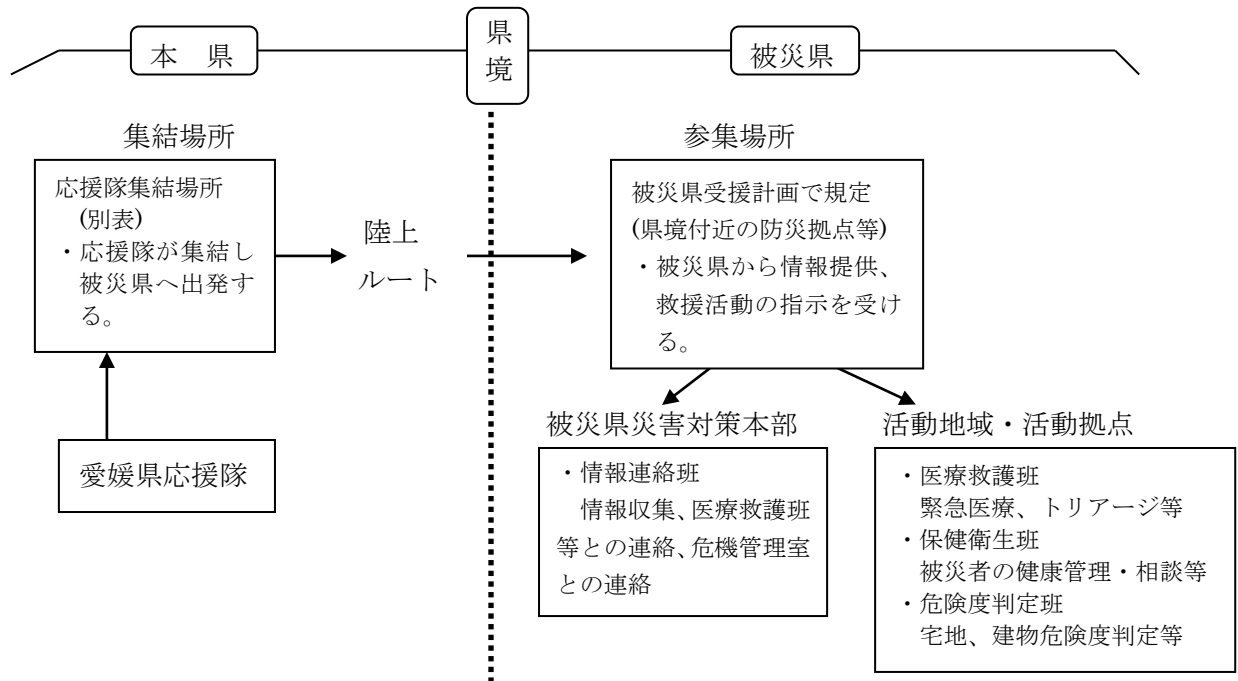
1 基本的な考え方

- (1) 大規模災害が発生した場合、本県が迅速かつ円滑に応援を実施する体制を確保するため、愛媛県地域防災計画との整合を図りつつ、愛媛県広域応援計画を定める。
- (2) 本計画は、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」(以下「四国4県広域応援協定」という。)に基づき、大規模災害発生直後の応援隊の派遣について定める。
- (3) 本県は、本計画に基づき、速やかに被災県に応援部隊を派遣し、災害応急対策を実施する。
- (4) 本計画については、さらに、合同訓練等を通じた検証や他県、市町及び防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (5) 国の「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく全国的な応援計画が検討されている南海地震等への対応については、国計画に基づく活動を優先する。

2 本計画の前提条件

- (1) 本計画は、「四国4県広域応援協定」を締結する他県が、激甚な被害を受けた場合を想定して策定する。
- (2) 本計画は、応援隊が使用する緊急輸送道路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ経路等を変更する。
- (3) 本計画は、本県の被害が軽微であり、他県に応援隊を派遣しても県内の対応が十分になされることを前提とする。

3 応援隊の県外への進出の流れ



第2章 愛媛県応援隊の編成

1 応援隊の編成等

(1) 応援には、四国4県広域応援協定第5条(3)の規定に基づき、災害応急活動等に必要な、次の職員を派遣する。

- ①情報連絡事務等に必要な職員
- ②医師、保健師、看護師等の職員
- ③建物、宅地の危険度判定に必要な職員

(地震被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等)

(2) 前項に列記する職員を所管する部局は、あらかじめ、派遣が可能な職員を把握し名簿を作成しておく。

(3) 応援隊は、災害発生時に危機管理室からの指示を受け、所管部局が、名簿に登録している職員の中から次のとおり班編成を行うとともに、班責任者を定める。

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ①情報連絡班 | 2名 |
| ②医療救護班 | 医師1～2名、看護師等数名、事務職員(運転業務含む)1～2名 |
| ③保健衛生班 | 保健師等2～3名、事務職員(運転業務含む)1～2名 |
| ④危険度判定班 | 危険度判定士等2～4名(運転業務含む) |

(4) 危機管理室は、各班責任者の中から応援隊総括責任者を定める。

2 集結場所

(1) 応援隊の集結場所は、別表のとおりとする。

(2) 危機管理室は、緊急輸送道路と応援隊の集結場所を選定し、必要に応じ県警察本部に対して交通規制等を要請する。

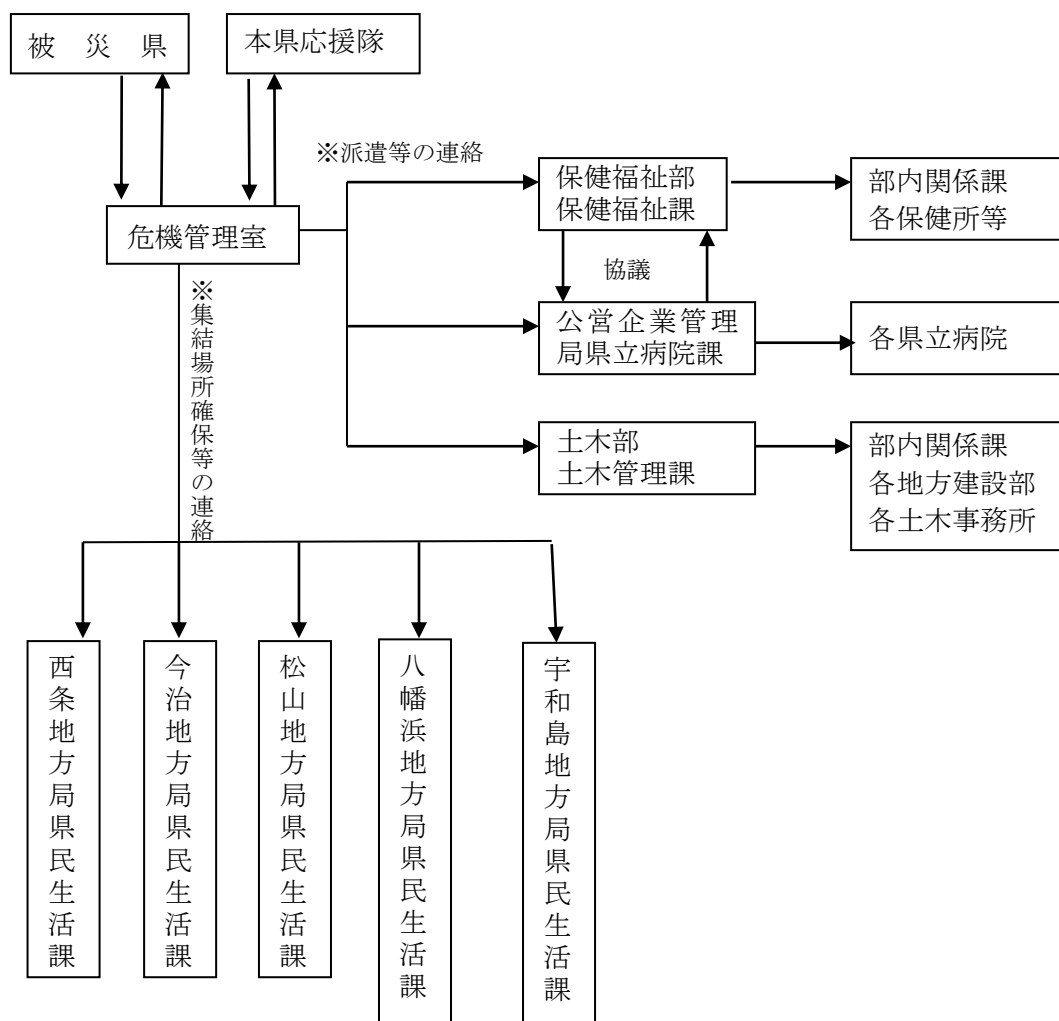
(3) 応援隊は、二次被害を防ぐため、安全管理に留意し行動する。

第3章 情報連絡

1 愛媛県の情報連絡体制は、次図のとおりとする。

2 愛媛県の情報連絡窓口は、県民環境部管理局消防防災安全課危機管理室とする。

3 情報連絡の手段は、原則として防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、消防防災無線、衛星携帯電話、NTT 回線を使用する。



第4章 応援隊携行資機材等

- 1 応援資機材は、県備蓄資機材の活用を中心に、所管部局と危機管理室等が協力し準備する。
- 2 応援派遣車両については、県所有車両から、所管部局と危機管理室が協力し準備する。
また、危機管理室は、必要に応じ、緊急通行車両の証票及び確認証明書を交付し、応援派遣車両に配備する。

第5章 応援隊の派遣

- 1 応援隊派遣の準備
危機管理室は、他県で、激甚な被害の発生を覚知又は認知した場合に、直ちに応援隊所属部局に連絡し派遣職員を参集させ、応援隊派遣の準備を行う。
- 2 派遣の決定
応援隊の派遣は、被災県からの要請があった時又は自主的な判断により知事が決定する。
- 3 要請及び出動
 - (1) 危機管理室は、応援隊所管部所に対し、応援隊派遣の指示を行うとともに、次の事項について、可能な限り情報提供するものとする。
なお、応援隊は、原則として72時間活動可能な食料、飲料水及び個人装備品等を携行する。
 - ア 災害発生日時
 - イ 災害状況
 - ウ 人的、物的被害状況
 - エ 派遣先、派遣班数、資機材等
 - オ 被災県の参集場所及びルート
 - カ 被災県災害対策本部等の連絡先
 - (2) 応援隊を派遣した部所は、危機管理室に次の事項を報告する。
 - ア 応援隊員の職氏名
 - イ 応援隊の携行資機材、車両
 - ウ 出発時間及び参集場所到着予定時間
 - エ その他必要事項
 - (3) 危機管理室は、被災県災害対策本部に次の事項を連絡する。
なお、被災県との通信が途絶している場合は、ア及びイについて応

援隊が参集場所で被災県に報告する。

- ア 応援隊員の職氏名
- イ 応援隊の携行資機材、車両
- ウ 出発時間及び参集場所到着予定時間

第6章 被災地における指揮

- 1 被災地での活動においては、災害対策基本法第74条第2項の規定により、被災県知事の指揮により行動する。
- 2 応援隊は、被災県が定める参集場所において応援隊の到着を報告し、活動地域等の指示と必要な情報の提供を受ける。

なお、活動地域では、被災県災害対策本部の指示を受け、被災地の災害対策本部（市町災害対策本部等）と連携し活動する。

第7章 後方支援活動

後方支援活動は、危機管理室及び関係部局が協力して実施するものとし、応援隊が円滑に活動できるよう、次に掲げる活動を行う。

- 1 応援隊への資機材の調達と補給
- 2 交替要員の調整、派遣
- 3 被災状況など情報提供
- 4 被災県災害対策本部との連絡調整

別表

集 結 場 所 一 覧 表

応援方面	道路別	集結場所	担当支部
香川県方面	松山自動車道 国道 1 1 号	県四国中央総合庁舎	西条支部
		県西条総合庁舎	西条支部
徳島県方面	松山自動車道 国道 1 9 2 号	県四国中央総合庁舎	西条支部
		県西条総合庁舎	西条支部
高知県方面	松山自動車道 国道 3 2 号	県四国中央総合庁舎	西条支部
		県西条総合庁舎	西条支部
	国道 1 9 4 号	県西条総合庁舎	西条支部
	国道 3 3 号	県久万高原総合庁舎	松山支部
		県松山総合庁舎	松山支部
	国道 1 9 7 号	県大洲総合庁舎	八幡浜支部
	国道 5 6 号	県愛南総合庁舎	宇和島支部
		県宇和島総合庁舎	宇和島支部

注記) 応援隊派遣経路については、被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ利用可能な道路等を使用する。

四国4県広域応援協定に基づく
愛媛県広域受援計画

平成19年2月

愛 媛 県

目 次

第1章	基本方針	1
第2章	応援隊の受入れ準備	2
第3章	通信連絡	2
第4章	応援隊の受入れ	3
第5章	参集場所・活動拠点での情報提供等	3
第6章	被災地における指揮命令	4
第7章	応援隊の活動地域の調整	5
第8章	現地連絡調整会の開催	5
第9章	応援の終了	6
別表	参集場所一覧表	7

第1章 基本方針

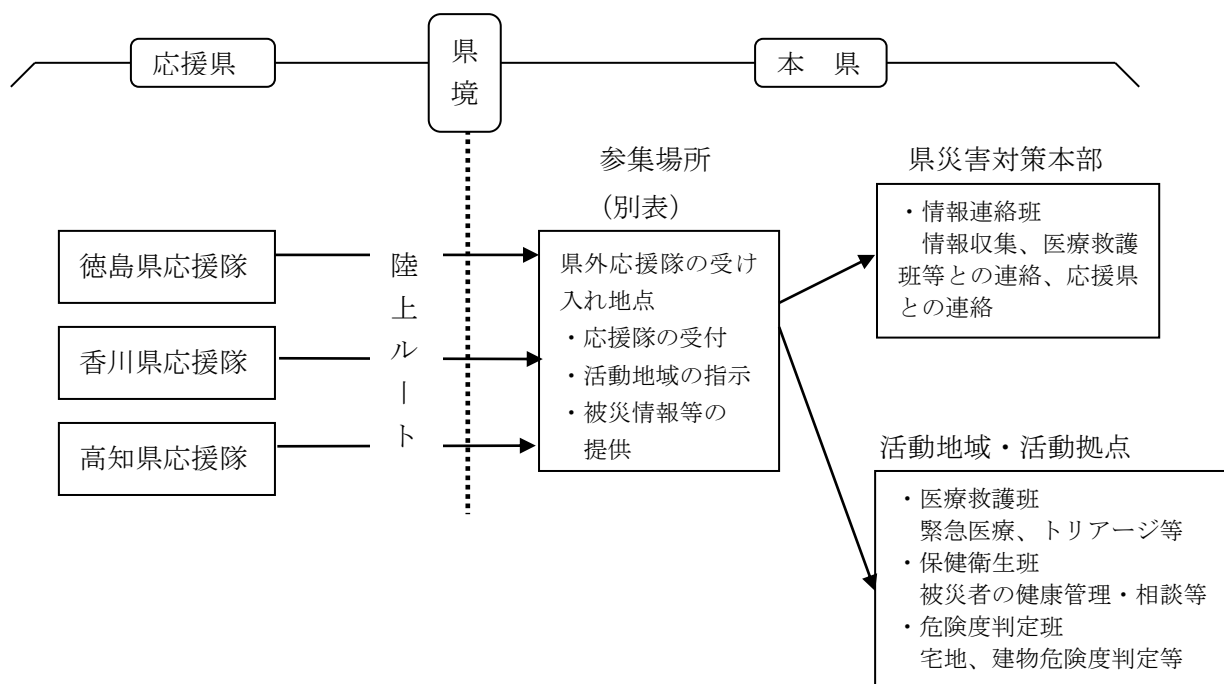
1 基本的な考え方

- (1) 大規模災害が発生した場合、本県が迅速かつ円滑に他県からの応援を受入れる体制を確保するため、愛媛県地域防災計画との整合を図りつつ、愛媛県広域受援計画を定める。
- (2) 本計画は、大規模災害発生直後で、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」（以下「四国4県広域応援協定」という。）に基づき派遣される応援隊の受入れについて定める。
- (3) 大規模災害発生時に、本県は、本計画に基づき速やかに他県の応援を受入れ、災害応急対策を実施する。
- (4) 本計画については、さらに、合同訓練等を通じた検証や他県、市町及び防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (5) 国の「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく全国的な応援計画が検討されている南海地震等への対応については、国計画に基づく活動を優先する。

2 本計画の前提条件

- (1) 本計画は、本県が激甚な被害を受けた場合を想定して策定する。
- (2) 本計画は、応援隊が使用する緊急輸送道路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ経路等を変更する。

3 応援隊に係る県内への受入れの流れ



第2章 応援隊の受入れ準備

県は、被災地への他県応援隊の受入れに備えて、次のことを行う。

- 1 県は、応援隊受入れのための応援等調整担当を県災害対策本部及び支部に置き、次の業務を行わせる。
 - （1）他県応援隊の活動地域の調整に関する事。
 - （2）関係機関との連絡調整に関する事。
 - （3）他県応援隊等の後方支援に関する事。
 - （4）その他必要な事項に関する事。
- 2 県災害対策本部（土木対策部）は、緊急輸送道路の道路パトロールを実施する。
- 3 県災害対策本部は、県災害対策本部支部及び市町災害対策本部との通信連絡を確保し、県内の被害状況を収集する。
- 4 県災害対策本部は、他県との通信連絡が取れない場合においても、応援を想定して、参集場所を開設し応援隊の受入準備を進める。

第3章 通信連絡

1 各県間の通信連絡

災害発生時の通信連絡については、原則として、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、消防防災無線、衛星携帯電話、NTT回線を使用する。

2 応援隊との通信連絡

応援隊と県災害対策本部・支部及び市町災害対策本部との通信連絡は、携帯電話、衛星携帯電話等により行う。

第4章 応援隊の受入れ

1 応援隊の参集場所

- (1) 県内における他県応援隊の参集場所及び到達ルートは、別表のとおりとする。
- (2) 災害の状況等により参集場所等が使用できない場合、県災害対策本部は、使用可能なルート及び参集場所を確保するとともに、変更事項を応援県へ速やかに連絡する。
- (3) 県災害対策本部及び支部は、応援隊受入れのため、参集場所に要員を配置する。

2 緊急輸送道路の確保

県災害対策本部は、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察本部、市町及び県土木部から緊急輸送道路に関する情報を入手し、応援県に連絡するとともに、通行不能の場合は関係機関に早期復旧を要請する。また、県警察本部に対しては、必要な交通規制等を要請する。

3 活動拠点の確保

県災害対策本部は、市町災害対策本部と協議のうえ、宿泊施設や活動車両の駐車スペースを考慮し、活動地域における応援隊の活動拠点を選定する。

第5章 参集場所・活動拠点の情報提供等

1 参集場所へ誘導するための情報提供

県災害対策本部は、応援県に対して、次の情報を提供する。

- ・参集場所、緊急輸送道路の情報
- ・県内の被害状況

2 活動拠点へ誘導するための情報提供

県災害対策本部及び支部は、被害状況や市町からの救助要請等の災害応急対策に関する各種情報を迅速かつ的確に把握し、活動拠点に参集する応援隊に対して情報提供を行う。

(1) 応援隊への活動地域の指示

県災害対策本部及び支部は、参集場所に参集した応援隊に対して、活動地域及び活動拠点を指示するとともに、必要に応じて、活動拠点への交通誘導を行う。

(2) 応援隊への情報提供

県災害対策本部及び支部は、応援隊に次の情報を提供する。

- ・被害状況
- ・県災害対策本部及び支部、市町災害対策本部への連絡方法、連絡先一覧
- ・割り当てた活動拠点
- ・県又は該当市町からの応援要請事項
- ・活動地域内における他機関の活動情報
- ・その他必要な事項

(3) 応援隊用地図等の配布

県災害対策本部支部又は市町災害対策本部は、必要に応じて、活動地域に関する地図等を応援隊に配布する。なお、地図等に盛り込むべき主な内容は次のとおりとする。

- ・応援隊の活動区域
- ・活動拠点までの緊急輸送道路
- ・災害拠点病院、救護病院等の位置
- ・臨時ヘリポートの位置
- ・その他応援隊が求める事項

3 活動拠点の開設及び報告

(1) 活動拠点の開設

活動拠点の開設は、応援隊が行う。

県災害対策本部は、市町災害対策本部を通じ、活動拠点の施設管理者に対して、応援隊が活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立入り禁止区域の設定等を依頼する。

(2) 開設の報告

応援隊は、活動拠点の開設が完了したことを県災害対策本部に報告する。県災害対策本部は、応援隊活動拠点の開設状況を市町災害対策本部に通知する。

第6章 被災地における指揮命令

各県応援隊は、被災地においては、災害対策基本法第74条第2項の規定により、本県知事（県災害対策本部長）の指揮により活動する。

また、被災地の災害対策本部（市町災害対策本部）と連絡をとり、連携して活動する。

第7章 応援隊の活動地域の調整

救援活動は、県内の市町、県警察及び防災関係機関等複数の機関が実施していることから、県災害対策本部は各機関の活動状況を勘案のうえ、応援隊の活動地域を調整する。

1 医療応援隊の活動に係る調整

- （1）県災害対策本部及び支部は、被害状況に基づき応援隊の活動地域を調整する。
- （2）市町災害対策本部は、被害状況、避難所の設置状況等を、県災害対策本部支部に報告する。
- （3）県災害対策本部支部は、被害状況、避難所等の情報を市町から収集・整理し、応援隊に提供する。

2 宅地、建物危険度判定応援隊の活動に係る調整

- （1）県災害対策本部及び支部は、被害状況に基づき応援隊の活動地域を調整する。
- （2）市町災害対策本部は、建物等の被災状況を調査し、県災害対策本部支部に報告する。
- （3）県災害対策本部支部は、建物等の被災情報を市町から収集・整理し、他県応援隊に提供する。

第8章 現地連絡調整会の開催

救助活動等は、県内の市町、消防、警察に加え、自衛隊、海上保安部等多数の機関が合同で実施することから、相互に調整、連携することが必要であり、広域的な応援を受け、救助活動を円滑に実施するため、現地調整会議を開催する。

1 主 催

県災害対策本部支部

2 主な調整事項

- ・ 県災害対策本部での決定事項の伝達等
- ・ 支部管内の救助活動等の調整
- ・ 県災害対策本部への救助活動等に係る要請事項

3 構成機関

- ・ 支部管内で救助活動等を行う機関

- ・他県応援隊
- ・市町
- ・県

第9章 応援の終了

「四国4県広域応援協定」第3条（自主的応援出動）に基づく場合、応援の終了は、応援隊派遣県が決定する。

ただし、県災害対策本部は、被災状況から応援継続が必要な場合、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定細目」第2条により応援の要請を行う。

別表 参集場所一覧表

応援県	道路別	参集場所	担当支部
香川県	松山自動車道	上分 P A	西条支部
	国道 1 1 号	県四国中央総合庁舎	西条支部
徳島県	松山自動車道	上分 P A	西条支部
	国道 1 9 2 号	県四国中央総合庁舎	西条支部
高知県	松山自動車道	上分 P A	西条支部
	国道 1 1 号	県四国中央総合庁舎	西条支部
	国道 1 9 4 号	県西条総合庁舎	西条支部
	国道 3 3 号	県久万高原総合庁舎	松山支部
	国道 1 9 7 号	県大洲総合庁舎	八幡浜支部
	国道 5 6 号	愛南総合庁舎	宇和島支部
		県宇和島総合庁舎	宇和島支部

注記) 応援隊受入経路については、被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ利用可能な道路等を使用する。

17-7 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

(3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供

(4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

(5) 避難者を受け入れるための施設の提供

(6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は平成24年3月1日から施行する。

2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成
徳島県代表者	徳島県知事	飯	泉	嘉	門
香川県代表者	香川県知事	浜	田	恵	造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中	村	時	広
高知県代表者	高知県知事	尾	崎	正	直

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の運用に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(カウンターパート制により支援を行う県)

第2条 協定第1条第1項に規定するカウンターパート制により被災県に対する支援を行う県の組合せを別表1のとおり定める。

2 前項に定めるもののほか、カウンターパート制による支援の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(広域支援本部の設置の時期)

第3条 協定第2条第1項に規定する広域支援本部の設置の時期は、次のとおりとする。

- (1) 中国5県広域支援本部の設置県の知事から常任世話人県の知事に支援の要請があったとき
- (2) 四国4県広域支援本部の設置県の知事から会長県の知事に支援の要請があったとき
- 2 中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置・運営に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(広域支援本部による支援の要請)

第4条 協定第4条の規定に基づく広域支援本部による支援の要請は、必要な事項を明らかにして、会長県又は常任世話人県の連絡担当部局を通じて、別記様式（支援要請書）により行うものとする。

(職員の派遣に要する経費の負担)

第5条 協定第5条に規定する経費のうち、協定第3条第4号の職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被支援県が負担する経費の額は、支援を実施した県（以下「支援県」という。）が定める規定により算定した当該派遣職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 派遣職員が支援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、支援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被支援県の負担とする。
- (3) 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援業務の従事中に生じたものについては被支援県が、被支援県への往復の途中において生じたものについては支援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、職員の派遣に要する経費については、被支援県及び支援県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第6条 支援県は、協定第5条第2項に定める支援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被支援県に請求する。

(1) 協定第3条第1号及び第2号の物資に係る購入費及び輸送費

(2) 協定第3条第1号から第3号までの資機材（同条第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。）に係る借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費

(3) 協定第3条第4号の職員の派遣に係る前条に定める経費

(4) 協定第3条第5号の施設の提供に係る借上料

(5) 協定第3条第6号の特に要請があった事項の実施に要した経費

2 前項に規定する請求は、支援県の知事名による請求書により、連絡担当部局を經由して被支援県の知事に請求するものとする。

3 前2項により難しいときは、被支援県及び支援県が協議して定める。

(連絡担当部局)

第7条 各県は、協定の運用に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 前項に定める連絡担当部局は別表2のとおりとする。

(資料の交換等)

第8条 協定第6条に規定するその他参考資料のうち、次に掲げるものについては、毎年見直しを行い、各県相互に交換するものとする。

(1) 担当課及び責任者等名簿

(2) 支援物資等保有状況一覧

2 前項第2号については、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」において作成されたものを交換するものとする。

(派遣職員の指揮等)

第9条 派遣職員は、支援の実施については、被支援県の指揮の下に行動するものとする。

2 支援を受けるべき県が指揮不能の場合は、派遣職員は被支援県の所属するブロックに設置される広域支援本部の調整の下に行動するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

別表 1（第 2 条）

グループ	構 成 県
グループ 1	鳥 取 県 徳 島 県
グループ 2	岡 山 県 香 川 県
グループ 3	広 島 県 愛 媛 県
グループ 4	島 根 県 山 口 県 高 知 県

別表 2（第 7 条関係）

県 名	部(局)	課 (室)	係 (班等)	電 話 (消防防災無線)	ファクシミリ (消防防災無線)
鳥 取 県	危機管理局	危機管理政策課	企画担当	0857-26-7584 (31-304)	0857-26-8137 (31-311)
島 根 県	総務部	消防防災課	防災グループ	0852-22-5885 (32-25884)	0852-22-5930 (32-875)
岡 山 県	(知事直轄)	危機管理課	危機管理 ・ 国民保護班	086-226-7385 (33-2572)	086-225-4659 (33-5730)
広 島 県	危機管理監	危 機 管 理 課	危機管理 グループ	082-513-2785 (34-89)	082-227-2122 (34-84)
山 口 県	総務部	防 災 危 機 管 理 課	危機対策班	083-933-2370 (35-821)	083-933-2408 (35-868)
徳 島 県	危機管理部	危機管理政策課 南海地震防災課	危機管理担当 防災業務担当	088-621-2713 088-621-2716 (36-56)	088-621-2849 (36-57)
香 川 県	防災局	危機管理課	防災企画・南海 地震グループ	087-832-3188 (37-2484)	087-831-8811 (37-2479)
愛 媛 県	県民環境部防災局	危機管理課	防災企画係 危機管理係	089-912-2335 (38-2335)	089-941-2160 (38-2328)
高 知 県	危機管理部	危機管理・防災課	危機管理・防災担当	088-823-9320 (39-11)	088-823-9253 (39-11)

(別記様式)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

中国地方知事会会長
四国知事会常任世話人
〇〇県知事 〇〇〇〇 様

中国 5 県広域支援本部長
四国 4 県広域支援本部長
〇〇県知事 〇〇〇〇

支 援 要 請 書

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定第4条に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

- 1 災害の概況
 - (1) 災害名等
 - (2) 発生日時
 - (3) 発生場所
 - (4) 被害状況
 - (5) 他機関の応援状況
- 2 要請の理由
- 3 要請の内容
 - (1) 支援内容(期間)
 - (2) 数量・人数(職種)等
 - (3) 受入場所
 - (4) 受入希望日時
 - (5) 連絡先

【担 当】
所 属 :
氏 名 :
電 話 :
F A X :

中国・四国9県カウンターパート制運用規程

(趣旨)

第1条 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（以下「協定」という。）

第1条第1項及び協定実施要領第2条第2項に基づき、カウンターパート制による支援の実施に関し必要な事項を定める。

(支援を行う県の役割)

第2条 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県（以下「支援担当県」という。）の役割は、次のとおりとする。

- (1) 連絡員を被災県に派遣して情報収集を行い、被災地ニーズ等を把握
- (2) 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施
- (3) 被災地ニーズ、支援状況等を支援担当県の所属するブロックに設置される広域支援本部に報告

(災害情報の共有)

第3条 支援担当県と支援の相手方となる県（以下「支援対象県」という。）は、相互に連絡し、被害状況等の情報を共有する。

2 前項の情報共有を開始する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループ構成県において別の定めをした場合はこの限りでない。

- (1) 支援対象県に災害対策本部が設置されたとき
- (2) 支援対象県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は津波警報（大津波）が発表されたとき
- (3) 支援対象県において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき

(連絡員の派遣)

第4条 支援担当県が支援対象県に連絡員を派遣する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループ構成県において別の定めをした場合はこの限りでない。

- (1) 前条の情報共有の過程において、支援対象県から支援担当県に対して支援要請の意向が示されたとき
 - (2) 支援担当県が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員派遣の申し出を行った場合において、支援対象県がその受け入れを了承したとき
 - (3) 通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、支援対象県に甚大な被害が推測されるとき
- 2 支援担当県が支援対象県に連絡員を派遣したときは、支援担当県が中国ブロックに所属する場合にあっては会長県に、支援担当県が四国ブロックに所属する場合にあっては常任世話人県に対し、その旨連絡するものとする。

(広域支援本部との連携)

第5条 広域支援本部から支援対象県に連絡員の派遣があった場合は、支援担当県及び広域支援本部の連絡員は、相互に連携して情報収集及び連絡調整を行うものとする。

(支援の実施)

第6条 支援担当県は、連絡員からの情報に基づいて、被災県が必要とする支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等により被災県の被害状況等の情報を収集することが困難なときには、連絡員からの情報を待たずに支援を実施することができる。

(支援担当県の調整)

第7条 前4条に定める事項については、協定実施要領第2条第1項の別表1に定めるグループ構成県のうち、被災県以外の県が行うものとする。

2 グループ構成県がすべて被災した場合には、広域支援本部が他のグループ構成県に支援の割当を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

四国4県広域支援本部設置・運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四国4県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）の設置運営に関し、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領第3条第2項に基づき、必要な事項を定める。

(広域支援本部の設置)

第2条 被災県への支援が、被災県の所属ブロック構成県及びカウンターパート支援県だけでは困難な場合、被災県の被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、常任世話人県に広域支援本部を設置する。

2 常任世話人県が被災等により、広域支援本部が設置できない場合には、常任世話人県及び被災県以外の県のうち、知事在任期間が最も長い県に広域支援本部を設置する。

(広域支援本部の設置時期等)

第3条 広域支援本部の設置時期は、次のとおりとする。

- (1) 四国ブロックの被災県から広域支援本部が設置される県に様式1（四国4県広域支援本部設置要請書）により広域支援本部の設置要請があったとき
- (2) 中国5県広域支援本部の設置県から、常任世話人県に支援の要請があったとき
- 2 広域支援本部の設置県は、前項により広域支援本部を設置したときには、様式2（四国4県広域支援本部設置通知書）により、四国各県に連絡するものとする。

(広域支援本部の役割)

第4条 広域支援本部は、次の役割を担う。

- (1) 四国ブロック内の支援調整等を行うこと
- (2) 被災地ニーズや被災県への支援状況等の情報を集約すること
- (3) 中国ブロックとの連携・調整に関すること
- (4) 全国知事会及び他ブロック知事会等との調整に関すること
- (5) その他被災地支援に必要な調整に関すること

(広域支援連絡員の派遣)

第5条 広域支援本部の設置県は、四国ブロックの被災県に広域支援連絡員を派遣するものとする。

(広域支援連絡員の役割)

第6条 広域支援連絡員は、次の役割を担う。

- (1) 四国ブロックの被災県から必要な支援ニーズの情報を収集すること
- (2) 四国ブロックの被災県において、他の県から派遣されている連絡員と支援調整を行い、その情報を広域支援本部に連絡すること

(広域支援本部による支援調整)

第7条 広域支援本部は、広域支援本部の設置が、四国ブロックの被災県からの設置要請による場合には、応援幹事県が実施している支援調整を引き続き実施するとともに、中国5県広域支援本部と連携して支援調整を行うものとする。

2 広域支援本部は、広域支援本部の設置が、中国5県広域支援本部からの支援要請による場合には、四国ブロック内の各県（カウンターパート制による支援県を除く）から、実施可能な支援内容の報告を受け、中国5県広域支援本部と連携して支援調整を行うものとする。

(支援の集約)

第8条 被災県への支援を行う県は、広域支援本部からの求めに応じ、被災県に対する支援状況を様式3（支援状況等報告書）により、広域支援本部に報告するものとする。

(広域支援本部の組織)

第9条 広域支援本部は、本部長、事務局長、支援調整員及び事務局員をもって組織する。

2 本部長は、広域支援本部の知事をもって充て、広域支援本部を統括する。

3 事務局長は、広域支援本部の広域防災責任者をもって充てる。

4 支援調整員は、被災県以外の四国ブロック各県の広域防災担当課長をもって充てる。

5 事務局員は、広域支援本部の職員をもって充てる。

(支援調整員の役割)

第10条 前条第4項による支援調整員は、各県の支援調整の窓口として、広域支援本部から発信される被災県の情報を共有し、被災県への必要な支援に努める。

(中国ブロックとの連携・調整)

第11条 広域支援本部は、中国ブロックに設置される中国5県広域支援本部と連携して、被災地支援を実施するものとする。

(全国知事会等との調整)

第12条 中国・四国ブロックで対応できない場合は、広域支援本部は、全国知事会等に対して支援を要請し、中国・四国ブロック以外からの支援の受け入れについて調整を行うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

【様式 1】

〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

広域本部設置県
〇〇県知事 〇〇〇〇 様

〇〇県知事 〇〇〇〇

四国 4 県広域支援本部設置要請書

四国 4 県広域支援本部設置・運営要領第 3 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり設置を要請します。

1 災害の概況

- (1) 災害名等
- (2) 発生日時
- (3) 発生場所
- (4) 被害状況
- (5) 他機関の応援状況

2 支援要請の内容

- (1) 支援内容（期間）
- (2) 数量・人数（職種）等
- (3) 受入場所
- (4) 受入希望日時
- (5) 連絡先

【様式 2】

〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 〇〇〇〇様

四国 4 県広域支援本部
本部長 〇〇県知事 〇〇〇〇

四国 4 県広域支援本部設置通知書

四国 4 県広域支援本部を設置しましたので、四国 4 県広域支援本部設置・運営要領第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

1 設置事由

例) 〇〇県からの設置要請、中国 5 県広域支援本部からの支援要請、

2 災害の概況

(1) 災害名等

(2) 発生日時

(3) 発生場所

(4) 被害状況

(5) 他機関の応援状況

3 支援要請の内容

(1) 支援内容(期間)

(2) 数量・人数(職種)等

(3) 受入場所

(4) 受入希望日時

(5) 連絡先

※被災県等から文書で支援要請があった場合は、「別添のとおり」とし、支援要請書を添付。

【様式 3】

〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

四国 4 県広域支援本部
本部長 〇〇県知事 〇〇〇〇 様

〇〇県知事 〇〇〇〇

支 援 状 況 等 報 告 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在の被災地支援状況について、次のとおり報告します。

1 物資の支援状況

種 別	支援実績	今後の支援予定

2 職員等の派遣

種 別	支援実績	今後の支援予定

3 その他

種 別	支援実績	今後の支援予定

危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定に基づく 応援要請の手続等に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定」(以下「協定」という。)第 6 条及び「危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定実施細目」に基づく広域応援の要請の手続等に関し必要な事項等を定めるものとする。

(応援幹事県)

- 第 2 条 協定第 2 条に定める応援幹事県は、四国知事会の常任世話人県(以下「常任世話人県」という。)とするものとする。
- 2 常任世話人県が被災等により、応援幹事県の役割が果たせない場合には、常任世話人県及び被災県以外の県のうち、知事在任期間が最も長い県を応援幹事県とするものとする。
- 3 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定第 2 条による四国 4 県広域支援本部が設置された場合には、応援幹事県が行う応援調整等の事務は応援幹事県に代わって、四国 4 県広域支援本部が実施するものとする。

(応援要請手続等)

- 第 3 条 広域応援を要請する県(以下「応援要請県」という)は、要請連絡票(様式 1)により、応援幹事県に対し、応援要請するものとする。
- 2 応援幹事県は、応援内容を調整し、協力要請連絡票(様式 2)により、応援県に通知するものとする。
- 3 応援県は、提供できる緊急援護物資の数量等を決定し、協力要請回答票(様式 2)により、応援幹事県に回答するものとする。
- 4 応援幹事県は、応援内容を再調整し、職員派遣・資機材等提供決定連絡票(様式 3)により、要請県及び応援県に対し、通知するものとする。

(応援部隊の誘導)

第 4 条 応援要請県は、応援隊の集結場所又は防災資機材等の受領場所に指導員を待機させ、応援隊等の指導に努めるものとする。

(応援経費の清算)

第 5 条 応援幹事県及び応援県は、応援経費清算結果報告書(様式 4)により、応援要請県に対し、応援に要した経費を請求するものとする。

(資料の交換等)

- 第 6 条 防災資機材等の提供に関し必要となる資料のうち、次の掲げるものについては、毎年見直しを行い、6 月末までに各県相互に交換するものとする。
- (1) 担当課及び責任者等名簿(様式 5)
- (2) 防災資機材保有状況一覧

(その他)

第7条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、各県協議のうえ定めるものとする。

附則 この要領は、平成15年10月15日から適用する。

附則 この要領は、平成20年6月12日から適用する。

附則 この要領は、平成21年3月18日から適用する。

附則 この要領は、平成24年3月1日から適用する。

中国・四国地方の災害等発生時の
広域支援に関する協定に基づく
支援・受援マニュアル

令和3年1月

目 次

第1編 総則

第1章 基本方針	1
第2章 広域支援体制	4

第2編 支援編

第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣	1 3
第2章 物的支援	1 6
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	1 9
第4章 人的支援	2 1
第5章 広域避難（避難施設の提供）	2 6

第3編 受援編

第1章 受援体制の整備	2 8
第2章 物的支援の受入れ	3 0
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	3 2
第4章 人的支援の受入れ	3 3
第5章 広域避難	3 5

【様式】

（別記様式1号）被害状況等報告書	3 7
（別記様式2号）応援要請（計画）内訳書	3 9
（別記様式3号）報道発表資料	4 2
（別記様式4号）支援状況等報告書	4 7

【別表】

（別表1）応援要請時連絡先一覧表	4 8
（別表2）参集場所一覧表	5 0
（別表3）支援物資の要請品目・単位	5 7

【資料】

○各県連絡担当部局	1
○支援要請書様式	2
○中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	3
○中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領	5
○中国・四国9県カウンターパート制運用規程	9

【本マニュアルにおける用語の定義】

用 語	定 義
災害等	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される災害
中国協定	中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定（H23. 1. 11）
四国協定	危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定（H19. 2. 5）
協定	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（H24. 3. 1）
要領	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領（H24. 3. 1）
規程	中国・四国 9 県カウンターパート制運用規程（H30. 3. 1）
全国知事会協定	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
確保システム	「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく被災市区町村に対する応援職員の派遣システム
カウンターパート制	協定第 1 条に基づき、要領第 2 条別表 1 に定めた中国・四国 9 県での支援対象県に対する支援を行う支援担当県を予め定めたもの
会長県	中国地方知事会会長県
常任世話人県	四国知事会常任世話人県
広域支援本部	支援ブロックの会長県又は常任世話人県に設置する広域支援本部 （注）支援ブロック以外の広域支援本部については、その旨表記する。
支援担当県	カウンターパート制により被災県に対する支援を行う、支援ブロックの県（規程第 2 条） （注）被災ブロックの支援担当県については、その旨表記する。
被災県	支援担当県の支援の相手方となる県（規程第 3 条）
連絡員	支援ブロックの支援担当県等から支援対象県へ連絡要員として派遣する職員 （注）被災ブロックの連絡員については、その旨表記する。
連絡調整員	支援ブロック内各県から広域支援本部の事務局員として派遣する職員 （注）被災ブロックの広域支援本部の連絡調整員については、その旨表記する。
応援要員	支援担当県及び支援ブロックから派遣される事務職員、保健師及び土木職員などの派遣職員（要領第 4 条）
現地連絡室	支援対象県内に設置する広域支援本部現地連絡室 ※原則、被災ブロックの広域支援本部が設置するが、被災ブロックに広域支援本部が設置できない場合は、支援担当県が設置する。

第 1 編 総則

第 1 章 基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 災害等が発生した中国・四国各ブロックの被災県が、単独では十分な応急措置及び国民保護措置等が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、「大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」を踏まえて締結した協定や要領、規程に基づく支援・受援マニュアルを定める。
- (2) 中国・四国 9 県は、被災県に対して支援を行う県を予め定めたカウンターパート制に基づき、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。
- (3) 広域支援本部と被災ブロックの広域支援本部は相互に連携し、被災の状況等に応じて、中国・四国 9 県の被災県以外の県に対し、被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てることができるものとする。
- (4) 本マニュアルについては、合同訓練等を通じた検証や県、市町村などの防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (5) 全国で複数のブロックが被災するなどの大規模広域災害時については、全国知事会協定や確保システムに基づき広域支援・受援を行うことになるが、このマニュアルに定める支援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に、柔軟に対応することとする。
- (6) 被災県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合で、かつ、複数の被災市町村に対して同時並行的又は複層的な支援を要するなど全国的な支援によらないと十分な支援が困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、確保システムによる支援を要請することを基本とする。
なお、その場合であっても、物的支援及び被災県に対する人的支援は、地方公共団体間の災害時相互応援協定で対応することとなるため、本マニュアルに基づき、継続して実施することに留意すること。

2 本マニュアルの前提条件

- (1) 中国ブロックカウンターパート制及び四国ブロックカウンターパート制
 - ア 中国ブロックカウンターパート制（中国協定）

- 隣接県による支援を基本的な考え方として、下表のとおり、第1順位から第4順位までをあらかじめ定める。
- 第1順位の県が被災したことにより支援ができない場合は、第2順位から第4順位までの県がそれぞれの順位により支援を実施する。
- 災害等の実態に照らし、被災県の被害が甚大な場合には、当該被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる支援の実施が可能

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

※支援担当県が被災している場合は、次の順位の支援担当県に被災県の支援を要請

イ 四国ブロックカウンターパート制（四国協定）

- 四国4県のカウンターパートは下表のとおりとし、第1順位から第3順位までの支援担当県をあらかじめ定める。
- あらかじめ定めた第1順位の支援担当県が、被災等により支援が困難な場合は、順次第2順位以降の県が支援担当県となる。
- ただし、局所的・局地的な被災の場合等において、被災地域（市町村）に近い県による支援が合理的、効率的であることが見込まれるときは、第2順位又は第3順位の県を支援担当県にすることができるものとする。
- 災害等の実態に照らし、被災県の被害が甚大な場合には、当該被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる支援の実施が可能

被災県	支援担当県		
	第1順位	第2順位	第3順位
徳島県	香川県	高知県	愛媛県
香川県	徳島県	愛媛県	高知県
愛媛県	高知県	香川県	徳島県
高知県	愛媛県	徳島県	香川県

※支援担当県が被災している場合は、次の順位の支援担当県に被災県の支援を要請

- (2) 本マニュアルは、使用する緊急輸送路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ対応可能な経路等に変更する。

(3) 本マニュアルは、各県が別に策定している災害時における相互応援に関する要領、規程、マニュアル等を妨げるものではない。

(4) 国の確保システムでは、中国ブロックと四国ブロックを併せて一つのブロックとされていることから、被災地域ブロック幹事県は、運用上、偶数年は中国ブロックの会長県が、奇数年は四国ブロックの常任世話人県が担うこととしている。

しかしながら、確保システムと本マニュアルに基づく支援が並行して実施される場合は、原則、被災ブロックの広域支援本部が、確保システムによる支援状況も含め全体を把握することが求められる。

したがって、被災の状況に応じて、中国ブロックの会長県と四国ブロックの常任世話人県が調整し、確保システム上の被災地域ブロック幹事県を変更するなど、柔軟に運用する必要がある。

第2章 広域支援体制

1 カウンターパート制と広域支援本部

被災県に対する支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制に加え、被災ブロックの被災状況に応じて、よりの確な支援を実施するため、支援ブロック内各県、他ブロック及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を行う広域支援本部を設置する。広域支援本部での調整は、被災ブロックの広域支援本部と連携して行う。

(1) カウンターパート制（協定第1条並びに要領第2条及び別表1）

ア カウンターパート制による支援担当県の構成

グルーピング	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

イ 支援担当県の役割（規程第3条）

- ① 連絡員を被災県に派遣し、中国協定又は四国協定に基づき被災ブロックの支援担当県から派遣された連絡員とともに、情報収集を行い、被災地ニーズを把握する。

また、中国協定又は四国協定に基づく現地連絡室が設置された場合は、引き続き、現地連絡室に連絡員を派遣する。

- ② 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施する。
- ③ 被災地ニーズ、支援状況等を支援担当県の所属する会長県（広域支援本部）又は常任世話人県（広域支援本部）に報告する。

ウ 支援担当県と被災県が被害状況等の情報共有を開始する時期（規程第4条第2項）

- ① 被災県に災害対策本部が設置されたとき

※被災県は、災害対策本部を設置したときは、支援担当県にFAX等により連絡する。

- ② 被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき。
- ③ 被災県において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき。

エ 支援担当県が連絡員を派遣する時期等（規程第5条）

- ① 被災県から支援担当県に対して、支援要請の意向が示されたとき
- ② 支援担当県が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員派遣の申し出を行った場合において、被災県がその受け入れを了承したとき
- ③ 通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測されるとき

※連絡員を派遣したときは、支援担当県が中国ブロックに所属する場合にあっては会長県に、四国ブロックに所属する場合にあっては、常任世話人県に対し、その旨を連絡する。

2 広域支援本部の設置・運営

（1）広域支援本部の設置（協定第2条及び要領第3条）

設置の時期、設置場所等は以下のとおりであるが、被災ブロック内の全県が被災し、被災ブロック側で広域支援本部が設置できない場合は、被災ブロックの会長県又は常任世話人県の知事は、相手方ブロックの会長県又は常任世話人県の知事にその旨を連絡し、被災ブロックの広域支援本部の業務も含めて、中国・四国ブロック全体の総合調整、後方支援を行う広域支援本部の設置を要請する。

ア 設置の時期等

- ① 中国5県の広域支援本部の設置県の知事から常任世話人県の知事に支援の要請があったとき。
- ② 四国4県の広域支援本部の設置県の知事から会長県の知事に支援の要請があったとき。
- ③ 現地連絡室又は支援担当県からの情報・要請により、会長県又は常任世話人県の知事が広域支援本部の設置が必要と判断したとき。

※被災ブロックの広域支援本部の設置県からの支援の要請は、要領に定める別記様式（支援要請書）により行うものとする。

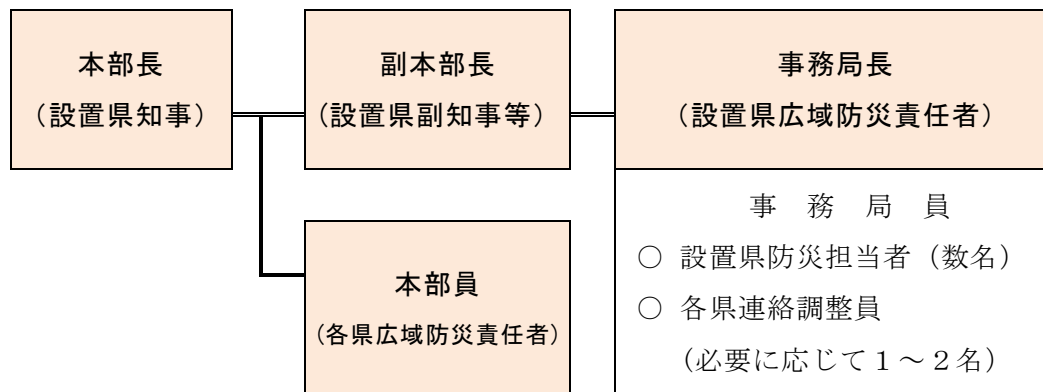
イ 設置場所

- ① 中国ブロックにおいては会長県に、四国ブロックにおいては常任世話人県に広域支援本部を設置する。
- ② 会長県又は常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、あらかじめ定めた順位に従い広域支援本部を設置し、相手方ブロックの広域支援本部に速やかに連絡する。

本部設置県	会長県又は常任世話人県が被災した場合			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
山口県	島根県	鳥取県	広島県	岡山県
愛媛県	徳島県	高知県	香川県	

※ 順位は、知事在任期間の長い順、会長及び常任世話人互選の例に準拠。

(参考) 広域支援本部の組織



ウ 広域支援本部の業務

広域支援本部は以下の業務を担う。

- ① 広域支援本部が設置された時は、必要に応じて、被災県を除くブロック内各県に連絡調整員の派遣を要請する。(連絡調整員の派遣を要請しない場合は、本マニュアルに記載されている当該連絡調整員を通じて行う各県との調整は、広域支援本部とブロック内各県で、電話やFAX等により、直接実施するものとする。)
- ② 状況に応じて、被災県に連絡員を追加派遣する。派遣された職員は、現地連絡室に所属する。
- ③ 現地連絡室を通して、被災県のニーズを把握し、支援ブロック内各県と情報を共有(FAXを基本とする。)する。広域支援本部で協議・決定した事項を、現地連絡室へ伝達する。
- ④ 応援地域の割当てに係るブロック内各県との調整を行う。
- ⑤ 支援担当県及び被災ブロックだけで支援対応が出来ない場合、協定第4条に定める支援を行う。

(ア) 物的支援

- ・被災ブロックの広域支援本部(又は現地連絡室)から、必要な食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材が調達できない旨の連絡があった場合、支援ブロック内各県に支援物資提供数等の割当を行う。
- ・被災県外に物資の臨時受入拠点を開設する場合、支援担当県及び支援ブロック内各県と調整し、支援物資の輸送経路、受入拠点適地を考慮し決定する。

(イ) 人的支援

- ・被災ブロックの広域支援本部（又は現地連絡室）から、必要な人員が確保できない旨の連絡があった場合、協定及び要領に基づき、支援ブロック内各県と調整の上、応援要員の割当を行う。

(ウ) 広域避難

- ・支援担当県及び被災ブロックのみで避難者の受入れが困難な場合、被災ブロックの広域支援本部（又は現地連絡室）からの要請に基づき、現地連絡室から入手した避難者リスト、被災地の位置及び輸送手段等を勘案し、支援ブロック内各県に避難者の受入れを依頼するとともに、避難が可能となる施設（旅館・ホテルの幹旋、公共住宅の提供等）の提供の検討を依頼し、調整を行う。

⑥ 支援ブロック内各県の支援状況等の情報を集約する。

⑦ 支援実績の取りまとめ及び公表

支援担当県や支援ブロック内各県の支援実績を取りまとめ、支援ブロック内各県に情報提供を行い、報道発表資料（別記様式３号）により報道発表する。

⑧ 全国知事会等との調整

広域支援本部は、被災ブロックの広域支援本部と連携し、状況に応じて、他ブロックや全国知事会等への支援要請などの総合調整、後方支援を担う。

⑨ その他支援対象県支援に必要な調整

エ 広域支援本部設置県以外の県の業務

① 広域支援本部設置県以外の県は、以下の役割を担う。

- ・災害対策本部を設置した場合は、速やかに会長県又は常任世話人県に被害状況等を報告する。
- ・広域支援本部が設置され、広域支援本部からの要請があった場合は、速やかに広域支援本部へ連絡調整員（１～２名）を派遣する。

② 広域支援本部へ派遣された連絡調整員は、以下の業務を担う。

- ・広域支援本部に集約された情報を自県に報告する。
- ・広域支援本部で協議した支援割当案等を自県に報告するとともに、支援割当案に対する自県の意見を広域支援本部へ報告する。
- ・広域支援本部で決定した支援割当などの事項を自県に報告するとともに、自県の支援状況を支援状況等報告書（別記様式４号）により広域支援本部へ報告する。

オ 広域支援本部の廃止

① 広域支援本部の廃止は、被災県の状況に応じて、被災県、支援担当県及び両ブロックの広域支援本部が協議の上、決定する。

② 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、支援担当県及び両ブロックの広域支援本部に支援の継続を要請する。

(2) 現地連絡室

ア 現地連絡室の設置

被災ブロックの広域支援本部は、被災県ごとに現地連絡室を設置する。現地連絡室の総括責任者は、被災ブロックの広域支援本部から派遣された連絡員（管理職又は相当職）が担い、被災ブロック及び支援ブロックの支援担当県から派遣された連絡員（管理職又は相当職）は、総括代理として総括責任者を補佐する。

また、必要に応じて、両ブロックの広域支援本部へ連絡員の増員を要請する。

※被災がブロック全県に及び、被災ブロックで広域支援本部を立ち上げることができない場合、その機能は支援ブロックの広域支援本部が補完することになるが、その場合、支援担当県の連絡員は、到着後、直ちに現地連絡室を立ち上げ、連絡員のうち、管理職又は相当職を総括責任者とする。

イ 現地連絡室の業務

現地連絡室は、現地における支援窓口として、被災県と両ブロックの広域支援本部との連絡調整を中心とする業務を実施する。

なお、被災県と支援県等との間で行われる諸調整は、原則、現地連絡室を経由して実施されることとなるため、随時、情報の整理等を行い、被災県及び広域支援本部等と情報共有を行う。

【主な業務】

- ① 被災県との情報連絡・共有体制の確立
- ② 被災県の支援ニーズの把握
 - ・現地連絡室の総括責任者及び総括補佐は、被災県の災害対策本部会議へ出席するなど、自主的・積極的に情報収集を行う。
- ③ 両ブロックの広域支援本部との連絡調整
 - ・現地連絡室は、収集した情報を支援活動に活用するほか、両ブロックの広域支援本部及びブロック内各県に適時適切に情報提供を行う。
- ④ 広域避難を実施する場合の被災県との調整
- ⑤ 被災ブロック内外の応援県その他関係団体等との連絡調整
 - ・現地連絡室は、必要に応じて連絡調整会議を開催するなど、現地における応援県や関係団体による応援活動の調整等を行う。
- ⑥ その他、現地における支援活動に必要な業務

ウ 現地連絡室の廃止及び連絡員の派遣終了

- ① 現地連絡室の廃止及び連絡員の派遣の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

- ② 被災県は、被災状況から引き続き連絡員の派遣継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に現地連絡室の継続及び連絡員の派遣継続を要請する。

3 災害規模別の対応

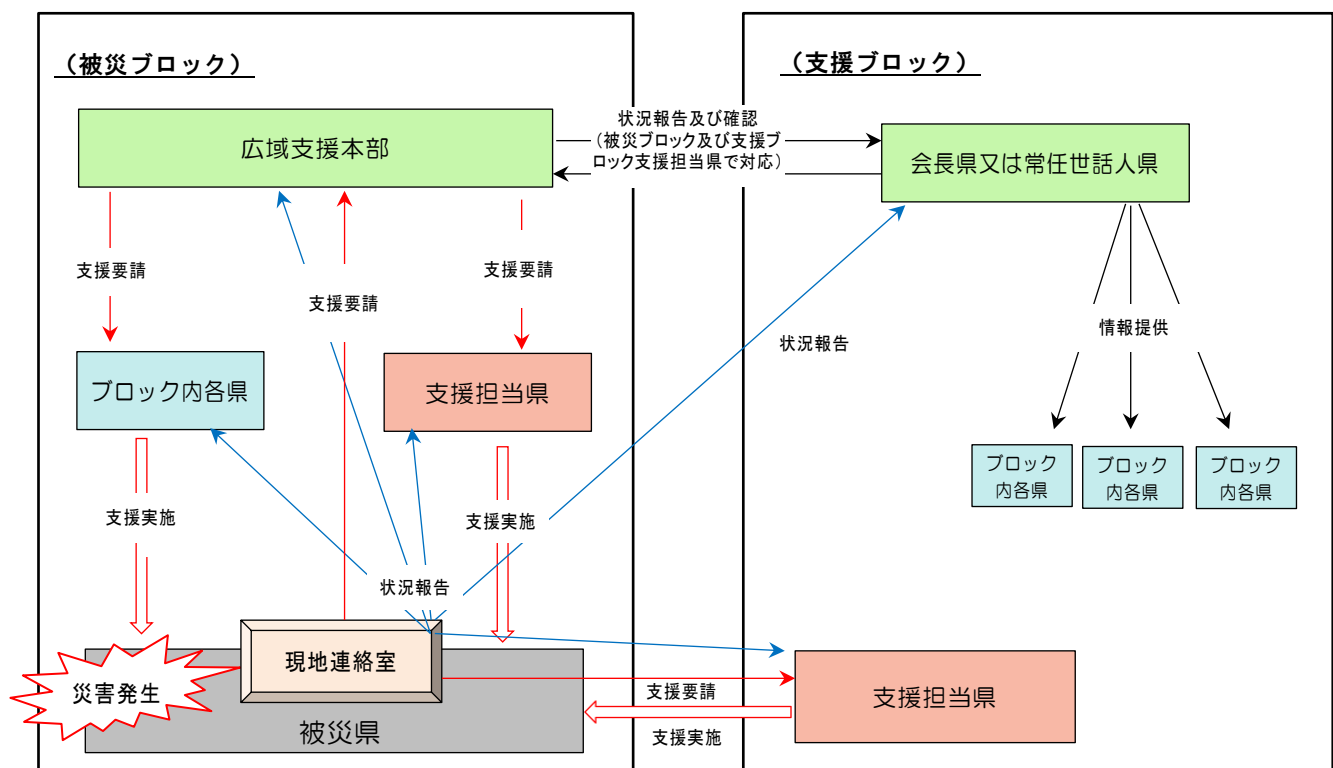
（１）局地的災害（被災ブロック及び支援担当県対応）

- ① 相手方のブロック内において災害等が発生し、被災県単独で十分な応急措置等を実施できない場合は、支援担当県は被災県に連絡員を派遣して、被災ブロックの支援担当県の連絡員とともに、被害状況、被災地ニーズの情報収集を開始し、収集した情報を自県及び会長県又は常任世話人県へ報告する。

なお、被災ブロックの現地連絡室が設置された場合は、支援担当県は、引き続き現地連絡室へ連絡員を派遣し、情報収集等の業務を実施する。

- ② 被災ブロック及び支援担当県だけで支援が可能かどうかの判断は、支援担当県と被災ブロックの広域支援本部が協議の上、決定する。
- ③ 支援担当県は、被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施する。

【被災ブロック及び支援担当県のみで対応する場合】

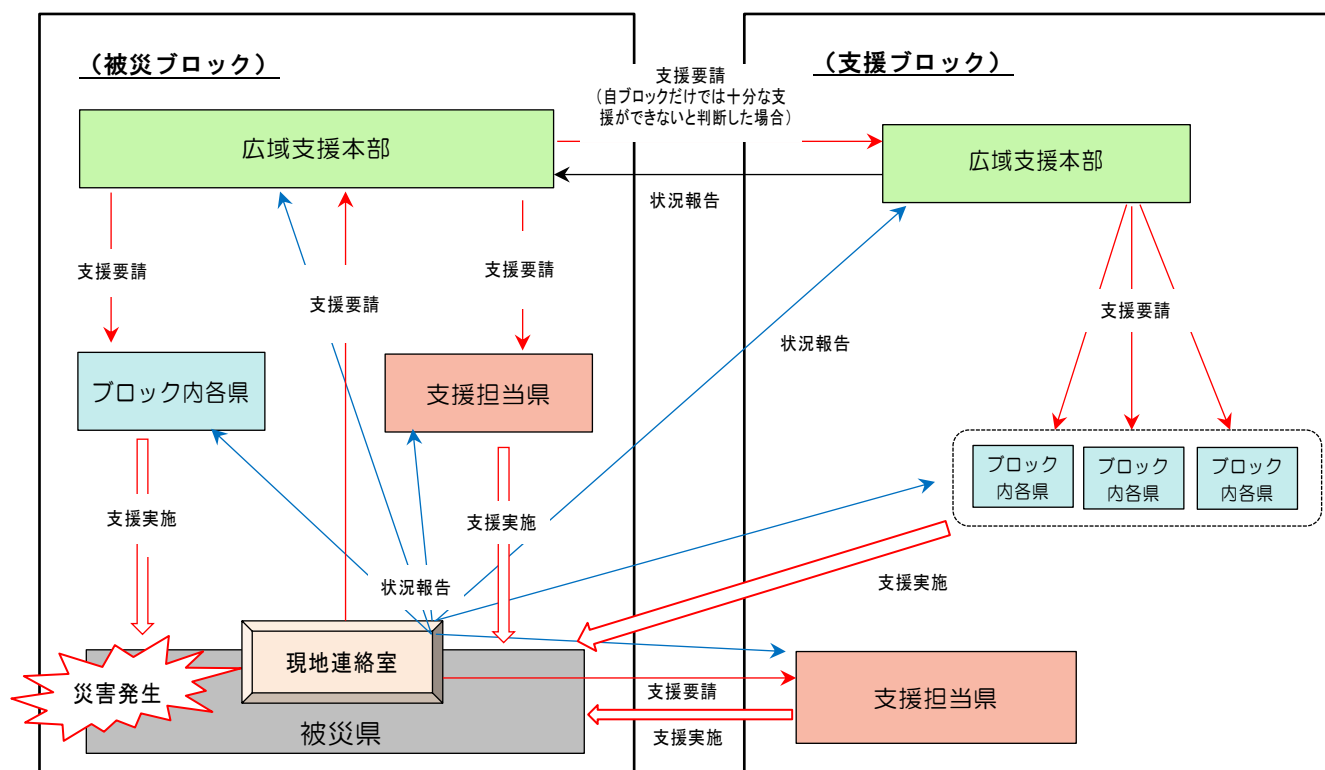


（２）局地的災害（中国・四国ブロックで対応）

- ① 相手方のブロック内（被災が１～３県を想定）において災害等が発生し、被災県単独で十分な応急措置等を実施できない場合は、支援担当県は被災県に連絡員を派遣して、被災ブロックの支援担当県の連絡員とともに、被害状況、被災地ニーズの情報収集を開始する。
- ② 被災ブロックの広域支援本部設置県の知事は、収集した被害状況や被災地ニーズから、支援ブロックによる支援が必要と判断した場合は、会長県又は常任世話人県に対し、広域支援本部の設置を要請する。
- ③ 会長県又は常任世話人県は、被災ブロックの広域支援本部設置県の知事から広域支援本部の設置要請を受けたときは、直ちに広域支援本部を設置するとともに、必要に応じて、支援ブロック内各県（被災県を除く。）へ連絡調整員の派遣を要請する。
- ④ 両ブロックの広域支援本部は相互に連携し、被災の状況等に応じて、両ブロック内の被災県以外の県に対し、被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる。
- ⑤ 両ブロックの広域支援本部は、現地連絡室からの情報により、被災地ニーズの把握に努めるとともに、現地連絡室は両ブロック内外の支援県その他関係団体との連絡調整（被害状況や支援ニーズ等の情報共有、応援県の連絡調整会議の開催、応援活動の調整等）を実施する。

また、現地連絡室から連絡員の増員要請があった場合は、支援ブロック内各県（被災県を除く。）に対し、連絡員の派遣を要請する。
- ⑥ 広域支援本部は、現地連絡室を通じて被災県の支援ニーズ等の情報収集を行い、必要に応じて、支援ブロック内各県に、被災県に対する追加の支援実施を要請する。
- ⑦ 広域支援本部は、被災ブロックの広域支援本部と連携し、状況に応じて、他ブロックや全国知事会等への支援要請などの総合調整、後方支援を担う。

【中国・四国ブロックで対応する場合】



(3) 大規模災害（他ブロックも含めた支援対応に移行する場合）

被災ブロックの広域支援本部は、支援ブロックの広域支援本部と調整の上、収集した被害状況や被災地ニーズから、中国・四国ブロックだけで支援が可能かどうか判断し、他ブロックからの支援が必要と判断した場合は、次の自治体間協定に基づく支援を要請する。

【協定別の支援要請先等一覧】

協定等の名称		人的支援		物的支援		要請先等	関係マニュアル等
		被災市町	被災県	被災市町	被災県		
自治体間協定	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	○	○	○	○	被災県⇒会長県⇒関西広域連合広域防災局	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定実施要領
	関西広域連合と四国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	○	○	○	○	被災県⇒常任世話人県⇒関西広域連合広域防災局	—

	全国知事会協 定	×	○	○	○	被災県⇒会長県 又は常任世話人 県⇒全国知事会 事務局	全国都道府県にお ける災害時等の広 域応援に関する協 定実施細目
--	-------------	---	---	---	---	--------------------------------------	---

< 参考 >

確 保 シ ス テ ム	被災市区町村 応援職員確保 システム	○	×	×	×	被災県⇒ブロック幹 事県⇒現地調整 会議（総務省）	被災市区町村応援 職員確保システム に関する要綱
----------------------------	--------------------------	---	---	---	---	---------------------------------	--------------------------------

第2編 支援編

第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣

1 趣旨

支援担当県は、支援活動を迅速かつ的確に実施するため、被害状況、被災地ニーズ、対応状況等に関する情報収集を行い、関係機関・団体等と情報共有を図る。

2 情報収集・共有体制の確立

支援担当県は、被災県において次の基準に該当する災害が発生した場合は、被害状況等を把握し、支援の要否を検討するために、情報収集・共有体制を確立する。

把握した情報は、会長県又は常任世話人県を通じて支援ブロック内各県に適宜提供し、情報共有を図る。

【情報収集・共有を開始する時期】

- ・被災県に災害対策本部が設置されたとき

※被災県が災害対策本部を設置したときは、支援担当県及び相手方の会長県又は常任世話人県は、被災県からFAX等により連絡を受ける。

- ・被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき
- ・被災県において、被害の規模が甚大な災害が発生したとの情報を得たとき

3 連絡員の派遣準備

支援担当県は、被災県において甚大な被害等の発生を覚知又は推測される場合は、直ちに被災県への連絡員の派遣に備えて、次のことを行う。

- ① 連絡員は、被災県の負担とならないよう、被災地における活動に必要な物資や食料・宿泊場所等は、原則、自己完結型として準備し、1週間程度の活動可能な食料、飲料水等を携行する。

【連絡員の携行品】

車両等移動手段、携帯電話、衛星携帯電話、地図、食料、飲料水、事務用品、携帯用トイレ、ウエットティッシュ、ドライシャンプー、マスク、寝袋・毛布、防寒着、ライト、ヘルメット、手袋 等

- ② 支援担当県は、被災県と通信連絡が取れない場合においても、連絡員の派遣を想定して準備を進める。
- ③ 支援担当県は、連絡員の派遣期間が長期化することも踏まえ、交代要員を含む1チーム2～4名の派遣体制とする。
- ④ 連絡員は、被災県及び被災ブロックの広域支援本部との様々な調整が必要とな

ることから、可能な限り 1 チームのうち最低 1 名は管理職又は、それに相当する職員とする。

4 連絡員の派遣

(1) 派遣の決定時期

- ① 被災県から、支援担当県に対して支援要請の意向が示されたとき
- ② 支援担当県が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員の派遣申し出を行った場合において、被災県がその受入れを了承したとき
- ③ 通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測されるとき

※連絡員を派遣したときは、支援担当県が中国ブロックに所属する場合にあっては会長県に、四国ブロックに所属する場合にあっては、常任世話人県に対し、その旨を連絡する。

(2) 連絡員の参集場所

- ① 被災県における連絡員の参集場所は、（別表 2）のとおりとする。
- ② 支援担当県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合を想定し、被災県に対して参集場所等の確認を速やかに行う。

(3) 参集場所への誘導に必要な情報の収集

- ① 支援担当県は、被災県から緊急輸送路に関する情報を入手する。
- ② 支援担当県は、被災県からの情報収集が困難な場合は、被災県警察本部等から情報を入手する。

5 現地連絡室及び連絡員の役割

(1) 現地連絡室及び連絡員の業務

- ① 支援担当県は、連絡員（職員 2 ～ 4 名：うち最低 1 名は可能な限り管理職又はそれに相当する職員を充てる。）を被災県に派遣し、被災ブロック支援担当県の連絡員とともに、情報収集を行い、支援ニーズ等を把握する。

また、中国協定又は四国協定に基づく現地連絡室が設置された場合は、引き続き、現地連絡室に連絡員を派遣する。

- ② 現地連絡室の総括責任者は、原則、被災ブロックの広域支援本部から派遣された職員（可能な限り管理職又は相当職）が担い、被災ブロック及び支援ブロックの支援担当県の職員（管理職又は相当職）は、総括代理として総括責任者を補佐する。
- ③ 被災が相手方ブロック全県に及び、被災ブロックで広域支援本部を立ち上げ

ることができない場合、その機能は支援ブロックの広域支援本部が補完することになるが、その場合、支援担当県の連絡員は4名以上とし、到着後、直ちに現地連絡室を立ち上げ、連絡員のうち、管理職又は相当職を総括責任者とする。

- ④ 支援担当県の連絡員は、収集した情報を、（別記様式1号又は2号）により、支援担当県及び会長県又は常任世話人県へ報告する。（広域支援本部設置後は、別記様式1号は広域支援本部、支援担当県及び支援ブロック内各県へ、別記様式2号は広域支援本部へ報告）
- ⑤ 支援実施に関する被災県との調整を行う。

（2）情報収集項目

現地連絡室は、次の情報を自主的かつ積極的に収集し報告する。

- ① 被害状況
- ② 被災県又は市町村からの支援要請事項（被災地ニーズ）
- ③ 広域防災拠点等の活動拠点及び活動拠点までの緊急輸送路の状況
- ④ 応援要員の参集場所、活動区域、緊急輸送路の状況
- ⑤ 被災地域内における他機関の活動情報
- ⑥ その他必要な事項

6 現地連絡室の廃止及び連絡員の派遣終了

- （1）現地連絡室の廃止及び連絡員の派遣の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- （2）被災県は、被災状況から引き続き連絡員の派遣継続が必要と判断される場合は、被災県と被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に現地連絡室の継続及び連絡員の派遣継続を要請する。

第2章 物的支援

1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県から要請（別記様式2号－2）があった場合、備蓄物資等を支援物資として被災県の受入拠点まで輸送する。

2 支援物資の内容

- ・支援物資の品目・単位は（別表3）とするが、この中に入らない物資であっても、提供が可能な場合は、支援物資とする。
- ・支援物資の備蓄量については、支援物資の単位（〇ml・〇本など）を統一した上で、協定及び要領に基づき、定期的に情報共有を行うこととする。
（例えば、飲料水の場合は「何mlのペットボトルが〇本」など）

3 支援の準備

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、必要な支援を遅滞なく実施するため、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して、被災県から情報収集を行い、被災地ニーズを把握する。

併せて、受入拠点から各避難所までの輸送体制についても、情報収集を行う。

4 支援の実施

（1）支援内容の決定

支援物資の品目及び数量は、被災県から連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通しての要請（別記様式2号－2）を原則とする。

（2）物資の調達

支援担当県は、自らの備蓄物資（各県共有情報参照）に加え、管内市町村や災害時の物資調達に係る協定を締結している事業者等から必要な物資を調達し、受入拠点へ輸送する。

支援担当県で必要な物資を調達できない場合は、その旨を被災ブロックの支援担当県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）及び会長県又は常任世話人県に連絡する。

会長県又は常任世話人県は、被災ブロックの会長県又は常任世話人県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）と調整の上、必要に応じて、支援ブロック内各県と調整を行い、支援担当県以外の県に支援物資の提供を要請する。

会長県又は常任世話人県から要請を受けた支援ブロック内各県は、支援担当県と連携して支援を実施する。

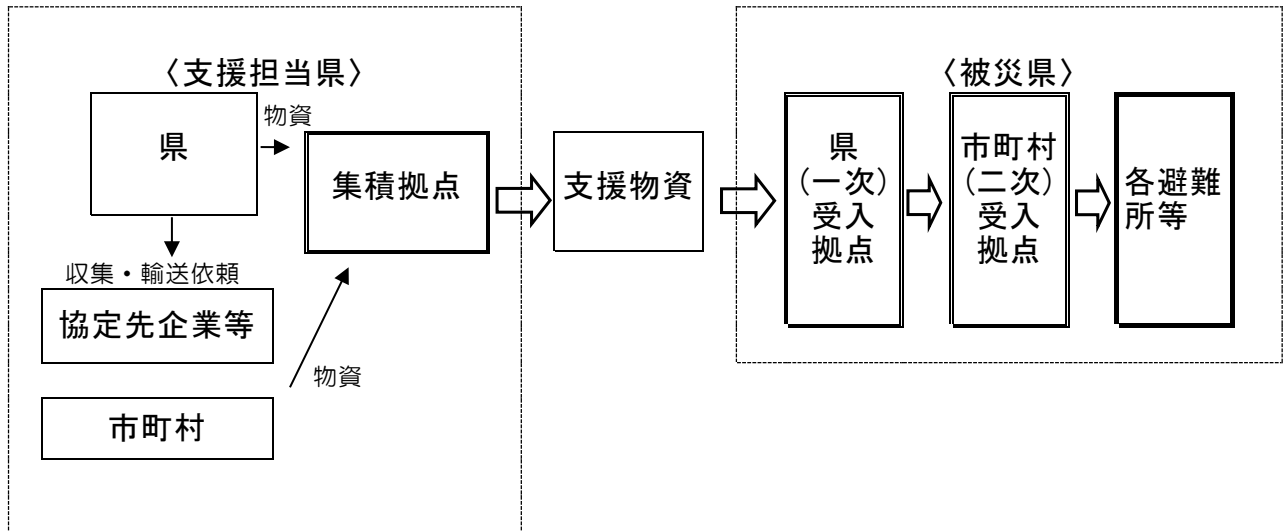
また、広域支援本部設置後は、広域支援本部から支援要請があった支援担当県を含む支援ブロック内各県（以下「支援県」という。）は、広域支援本部の全体調整の下、要請があった物資を調達し、支援を実施する。

(3) 提供可能物資リストの配布

支援担当県は、支援物資として提供可能物資リストを作成し、被災県に提供する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は支援ブロック内各県の提供可能物資リストを取りまとめ、被災ブロックの広域支援本部を通じ、被災県に提供する。

(4) 支援物資の具体的な流れ



(5) 臨時受入拠点の開設

被災県内に必要な受入拠点を確保できないため、被災県から県外に臨時受入拠点を開設するよう要請があった場合は、支援担当県内に臨時受入拠点を開設するか、又は連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通じて被災ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）と調整のうえ、被災ブロック内に臨時受入拠点を開設する。

(6) 中継

支援担当県は、必要に応じ、支援物資を支援担当県内の集積拠点で一次保管し、被災県及び被災市町村の受入拠点における物資の充足状況や滞留状況を確認しながら、物資の需要調整を行う。

なお、広域支援本部設置後は、これらの物資の需給調整は、広域支援本部が実施する。

(7) 梱包方法

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、開封しなくても内容物が判別できるよう、下記に例示した項目を1箱毎に明示する。

- ①支援物資品目
- ②規格毎の数量
- ③有効期限（消費期限）
- ④提供元機関名

なお、混載する場合には、被災地で作業を行うことなくそのまま被災者に配布できるようにする（例えば、避難所において最低限必要な生活・衛生用品をパッケージ化する）などの工夫をする。

(8) 輸送時の情報共有

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、発送時に、下記に例示した項目を伝票化し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県の担当部署と情報を共有する。

- ①支援物資品目
- ②品目・規格毎の数量及び梱包数量
- ③有効期限（消費期限）
- ④輸送先
- ⑤輸送方法、輸送日・時間
- ⑥提供元機関名・担当者名、連絡先

(9) 輸送に係る調整

連絡員は、被災県の受援調整担当者以下の事項について調整し、自県（広域支援本部設置後は、広域支援本部及び支援県）に連絡する。

【連絡員の調整事項】

- ・輸送品目・輸送数量
- ・出発・到着日時、輸送方法・ルート
- ・輸送業者名、ドライバー連絡先
- ・車両規格、車両仕様、車両ナンバー

【受援調整担当者の主な調整事項】

- ・受入拠点所在地、現地担当者名・連絡先
- ・受入日時、輸送ルート
- ・受入拠点の仕様、作業員の要否
- ・燃料の供給状況、供給可能場所

(10) 支援状況の報告

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、支援状況を適正に管理し、支援状況等報告書（別記様式4号）により、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）及び両ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ報告する。

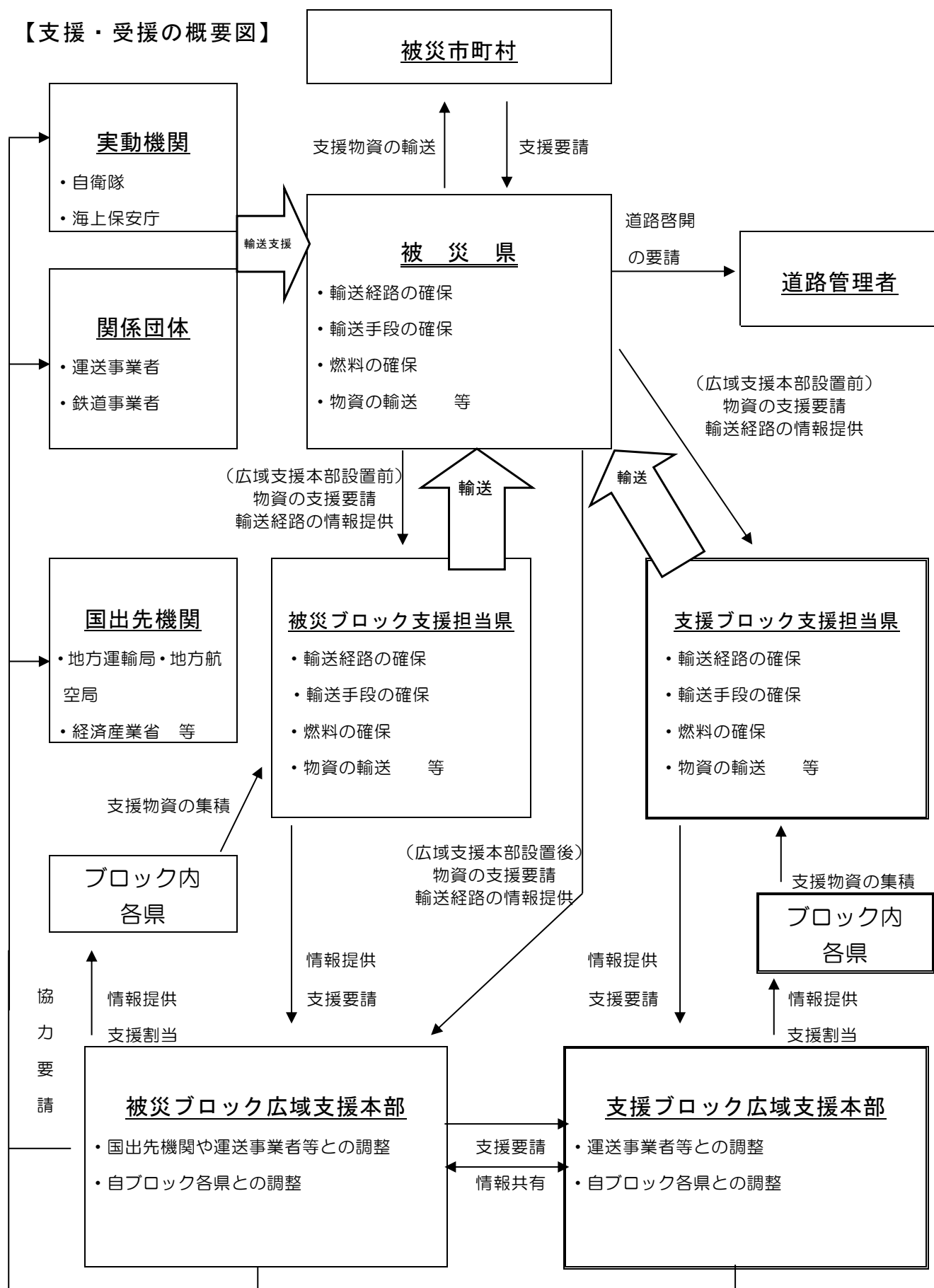
5 支援の終了

(1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

【支援・受援の概要図】



1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため、関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路、空路も含め、多様な輸送経路・手段を確保する。

2 調整担当者の配置

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、支援のため、緊急輸送路及び輸送手段の確保に関する調整担当者を置き、次のことを行う。

- ①緊急輸送路及び輸送手段の調整に関すること
- ②関係機関との連絡調整に関すること
- ③その他必要な事項に関すること

3 緊急輸送路の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶の状況も把握し、被災県までの輸送経路を確保する。

4 輸送手段の確保

- （１）支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、公用車やレンタカー等の活用により車両を確保する。
- （２）支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、県トラック協会等運送事業者に対し、輸送手段の確保について協力を要請する。
- （３）ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。
- （４）輸送手段の確保が困難な場合は、両ブロックの広域支援本部が協議を行い、役割分担を明確にした上で、自衛隊に輸送支援を要請するとともに、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

5 燃料の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。

第4章 人的支援

1 趣旨

支援担当県は、被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。派遣された応援要員は、被災県の指揮の下に行動する。また、被災県が指揮不能の場合は、被災県の所属するブロックに設置される広域支援本部の調整の下に行動する。

広域支援本部設置後は、広域支援本部は被災ブロックの広域支援本部や現地連絡室を通じて被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、ブロック内各県（支援担当県を含む。以下、同じ）へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

2 支援担当県の業務

（１）情報収集

支援担当県は、連絡員を通して被災県のニーズを把握し、会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は広域支援本部）と情報を共有する。

（２）応援要員の確保

支援担当県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県から応援要員の派遣要請（別記様式2号－1）があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を確保する。支援担当県で応援要員を確保できない場合は、その旨を被災ブロックの支援担当県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）及び会長県又は常任世話人県へ連絡する。

また、広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部から要請があったとき、又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、広域支援本部はブロック内各県へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

＜留意事項＞ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）より

・人的支援については、災害対応で忙殺される被災県において、必要とされる分野や人

数等を整理し、過不足なく支援担当県や広域支援本部に要請を行うことは困難である。

- ・特に、避難所運營業務や物資運搬・配布業務など、平時の業務との関連が乏しく、発災と同時に新たに発生し、人命救助等に注力する警察や消防等では担うことが難しい業務については、支援の漏れ・落ちが発生しやすく、支援の窓口（所轄部署）も明確になっていない場合も多い。
- ・こうした業務は、いわば「人海戦術」で行う必要があり、発災直後から相当数の人員が必要とされることから、被災県からの要請がなかったり、必要数が明確でない段階であっても、支援担当県を中心にプッシュ型で人的支援を行う体制を早期に整える必要がある。

（３）業務の割当て

支援担当県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）は、被災県と協議の上、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。

（４）宿泊施設及び交通手段の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、応援要員の宿泊施設及び交通手段を確保する。

なお、交通手段の確保にあたっては、被災県を支援する他の県や管内市町村等と乗り合わせて往来するなど、効率的に行う。

（５）応援要員の派遣

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。また、必要に応じて、管内市町村が被災市町村へ応援要員を派遣する場合の派遣先の調整を行う。

＜留意事項＞ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成 25 年 3 月）より

（派遣形態）

- ・自治体間の職員派遣の形態は、地方自治法第 252 条の 17 の規定による派遣（中長期派遣）を行うことが適当な場合を除き、派遣自治体の公務出張（短期派遣）とし、その期間は概ね最長 1 ヶ月とする。
- ・地方自治法第 252 条の 17 の規定による派遣の場合は、派遣職員の職・氏名、従事予定業務、派遣期間等について定めた派遣職員の取扱いに関する協定を派遣元自治体と派遣先自治体との間で締結する。

（自己完結型の派遣）

- ・ 応援要員の派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り派遣先自治体の負担とならないよう配慮する。

（連続性のある派遣）

- ・ 被災県や被災市町村の負担を減らす観点から、1週間程度の連続した期間の派遣が望ましく、また、半数ずつ交代するなど現地で応援要員同士が引継ぎを行えるような継続的な派遣が望ましい。

（プッシュ型の派遣）

- ・ 支援担当県は、応援要員のニーズの情報が得られない被災地についても、被災状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても応援要員を確保し送り込む「プッシュ型」の要員派遣の実施を遅滞なく判断する。
- ・ 「プッシュ型」の要員派遣については、被災県・市町村の被災状況を踏まえ、被災地に負担をかけないように配慮しつつ、十分な人員が速やかに充足されるよう積極的に実施する。
- ・ 「プッシュ型」の要員派遣の継続が、被災県・市町村の主体的な災害対応を妨げるものがないよう、要請に基づく「プル型」の派遣への切替えを早く行うよう努める。

（6）支援状況の報告

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、派遣状況を適正に管理し、支援状況等報告書（別記様式4号）により、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）及び両ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ報告する。

3 支援の内容

発災直後から復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要とされる。時系列別に派遣を行う分野・職種を例示すれば、次のとおりとなる。

時 期	必要とされる分野・職種
初 動 期 (発災から 3日程度)	○医療対策要員 ・救護班 ・ドクターヘリ ○<u>避難所運営支援要員</u> ○<u>物資集積・配送拠点運営要員</u> ※国等の関与により派遣調整が行われる要員 ○救助・救急対策要員 ・警察災害派遣隊（即応部隊）（警察庁） ・緊急消防援助隊（消防庁） ○医療対策要員（DMAT（厚生労働省）） ○給水車、給水要員（（社）日本水道協会） ○被災建築物応急危険度判定士 （中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会） ○被災宅地危険度判定士（国土交通省） ※国が派遣する要員 ○自衛隊 ○海上保安庁 ○被災文教施設応急危険度判定士（文部科学省） ○災害対策現地情報連絡員（リエゾン）（国土交通省） ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）
応急対応期 （避難所） ・ 復 旧 期 （仮設住宅期）	○<u>避難所運営支援要員</u> ○<u>物資集積・配送拠点運営要員</u> ○保健・医療・福祉連絡要員 ○公衆衛生・感染症対策要員 ○被災者の心のケア要員 ○応急仮設住宅整備要員 ○社会基盤施設復旧要員 ○災害廃棄物処理計画策定要員 ○<u>被災者生活支援窓口要員</u>

応急対応期 (避難所) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	○被災市町村事務全般支援要員（家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援） ○教員（教育支援要員） ○文化財緊急保全要員 ○ボランティアコーディネーター ※国等の関与により派遣調整が行われる要員 ○警察災害派遣隊（一般部隊）（警察庁） ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） ○水道復旧要員（（公社）日本水道協会） ○下水道復旧要員（（公社）日本下水道協会） ○農地・農業用施設復旧要員（農林水産省） ○海外からの派遣（外務省）
復旧～復興期 (仮設～復興住宅期)	○社会基盤施設復旧要員 ○被災者の心のケア要員 ○被災者生活支援窓口要員 ○被災市町村事務全般支援要員（復興計画の策定等の応援）

※「初動期」に掲載した要員は、引き続き「応急対応期・復旧期」でも活動することが想定されるが再掲は省略する。

※アンダーライン部分は、国等の関与が乏しく、地方公共団体が主体的に派遣調整することが望ましい分野・職種を示す。関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱（案）」を一部修正

※全国知事会危機管理・防災特別委員会広域応援推進検討WGの「大規模広域発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について（報告）」（平成27年7月）による。

4 支援の終了

- （１）支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- （２）被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

第5章 広域避難（避難施設の提供）

1 趣旨

被災県の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、被災県の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

※中国ブロックの中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「島根県広域避難計画」及び「鳥取県広域住民避難計画」に基づき避難を実施する。

※四国ブロックの四国電力(株)伊方原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「愛媛県広域避難計画」に基づき避難を実施する。

2 広域避難の受入れ準備

- (1) 支援担当県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県及び被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）と調整を行い、被災ブロックだけでは避難者を収容しきれない場合、自県の市町村に対して避難所の開設を要請するとともに、受入可能人数を把握し、被災県及び被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）と受入市町村間の調整を行う。

なお、支援担当県は、自県のみで避難者を収容しきれない場合は、会長県又は常任世話人県及び被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ連絡する。

また、広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部から要請があった場合は、広域支援本部は、支援ブロック内各県を通じて、市町村に対して避難所の開設を要請するとともに、受入可能人数を把握し、被災県及び被災ブロックの広域支援本部と受入市町村間の総合調整を行う。

- (2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難行動要支援者の避難にも配慮し、福祉避難所の開設、医療機関の空きベッド数や福祉施設等の受入可能数の把握等を速やかに行う。
- (3) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県から避難者の輸送に係る応援要請を受けた場合は、運送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

3 広域避難の実施

- (1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者の受入れにあたり、可能な限り、同一地域や同一市町村の避難者が同じエリアの避難所で受入れられるよう配慮する。
- (2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者リストを作成し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県及び両ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ提供する。
- (3) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難の長期化が見込まれる場

合、長期避難が可能となる施設（旅館・ホテルの斡旋、公営住宅の提供等）への避難を検討する。

- (4) 広域支援本部設置後は、避難者の受入調整は広域支援本部が行い、割り当てられた支援ブロック内各県は、支援担当県と同様に、上記（１）から（３）の調整等を行うことになるが、広域支援本部はその情報の集約を行い、避難者リストを取りまとめ、現地連絡室を通して被災県及び被災ブロックの広域支援本部に情報提供を行う。
- (5) 総務省に対する全国避難者情報システムの立ち上げ要請は、被災ブロックの広域支援本部が行うこととするが、被災ブロック内の全県が被災し、被災ブロックの広域支援本部を設置できない場合には、支援ブロックの広域支援本部が行い、支援担当県及び避難者を受け入れた支援ブロック内各県は市町村を通じ、広域避難者に対し、同システムの利用を働きかける。
- (6) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど、広域避難者に対する、情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないように配慮する。
- (7) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

4 広域避難の終了

- (1) 広域避難受入れの終了は、被災県の状況に応じて被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

第3編 受援編

第1章 受援体制の整備

1 趣旨

各県は、被災県の立場となった場合、発災時に寄せられる多数の団体等からの支援の申出を効果的に活用できるよう、次のとおり、受援体制を整備するものとする。

2 情報の提供と共有

(1) 迅速かつ的確な応援側への情報提供

災害対策本部に集約された被災状況・支援ニーズ等の情報を、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県や支援ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）等に速やかに情報提供（別記様式1号又は2号）する。

※被災県は、災害対策本部を設置したときは、支援担当県及び支援ブロックの会長県又は常任世話人県にFAX等により連絡する。

(2) 応援側との情報共有体制の整備

被災県は、支援担当県の連絡員が被災県に向かって移動中においても、被災県の災害対策本部（受援調整担当者）に連絡できるよう、発災時に電話等を受信できる衛星通信設備等を整備しておく。

また、連絡員の受入後、支援担当県やその他の応援県と迅速かつ円滑な情報共有を図るため、被害状況等の情報共有や支援内容の調整等を行う連絡調整会議を開催することにより、応援側との情報共有を図る。

3 受援体制の確立

(1) 受援調整担当者の配置

被災県は、応援側に対する窓口となる「受援調整担当者」を置き、次の業務を行う。

- ① 応援の受入調整に関すること
- ② 支援担当県など応援側と災害対策本部や関係機関との連絡調整に関すること
- ③ その他必要な事項

(2) 応援側の活動環境の整備

被災県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）の活動拠点（業務スペース）を確保するほか、地図などの資料提供を行い、応援側が現地で円滑に活動できるよう必要な環境を整備する。

また、連絡員の活動は、被災県の負担とならないよう応援側が自己完結型の装備を準備することが原則であるが、可能な範囲で被災県が、食料・宿泊（仮眠）場所

等を確保する。

4 連絡員の受入れ

(1) 連絡員の参集場所

- ① 被災県における連絡員の参集場所は、(別表2)のとおりとする。
- ② 被災県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合、新たに使用可能なルート及び参集場所を確保し、変更事項を支援担当県及び連絡員へ速やかに連絡する。

(2) 参集場所への誘導に必要な情報の提供

- ① 被災県は、中国地方整備局、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局等から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)に連絡する。
- ② 被災県は、上記の情報収集が困難な場合は、その旨を支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)に連絡する。

第2章 物的支援の受入れ

1 趣旨

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ物資の支援を要請するとともに、支援物資の受入拠点を開設する。

2 支援物資の内容

被災県が要請する支援物資の品目・単位は、（別表3）を基本とする。

3 支援物資の受入れ準備

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ支援を要請（別記様式2号-2）する。

なお、被災県は、被災市町村が避難所の物資支援ニーズを把握できない場合は、被災市町村や避難所に職員を派遣し、ニーズの把握に努める。

4 支援物資の受入れ

（1）受入拠点の開設

- ① 被災県は、県内における支援物資の受入拠点（共有情報参照）を開設し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。
- ② 被災県は、支援物資の円滑な受入れを行うため、受入拠点に誘導員を待機させる。
- ③ 被災県は、災害の状況等により受入拠点が使用できない場合は、使用可能な受入拠点を確保するとともに、変更事項を連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県へ速やかに連絡する。
- ④ 被災県は、県内だけでは受入拠点が不足する場合は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して、被災ブロックの広域支援本部に対し、被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請することとなるが、必要に応じて支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請する。

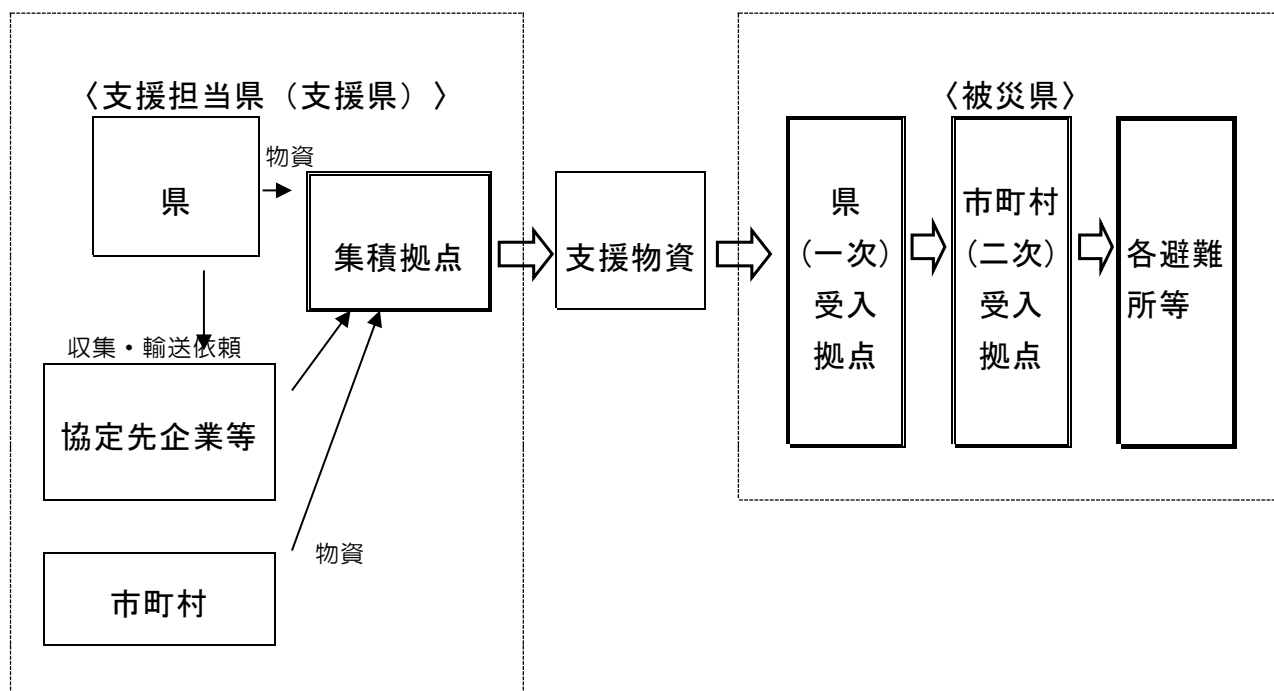
（2）受入拠点への誘導に必要な情報の提供

被災県は、中国地方整備局、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。

（3）民間事業者の活用

被災県は、災害対策本部又は受入拠点に物流専門家を派遣するなど、民間事業者のノウハウを活用する。

(4) 支援物資の受入れの流れ



(5) 受入れに係る調整

受援調整担当者は、支援担当県の連絡員と以下の事項について調整する。

【受援調整担当者の主な調整事項】

- ・受入拠点所在地、現地担当者名・連絡先
- ・受入日時、輸送ルート
- ・受入拠点の仕様、作業員の要否
- ・燃料の供給状況、供給可能場所

【連絡員の調整事項】

- ・輸送品目・輸送数量
- ・出発・到着日時、輸送方法・ルート
- ・輸送業者名、ドライバー連絡先
- ・車両規格、車両仕様、車両ナンバー

5 支援の終了

(1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

【支援・受援の概要図】

第2編第3章の概念図を参照

1 趣旨

被災県は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路も含め多様な輸送経路・手段を確保する。

2 緊急輸送路の確保

被災県は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、道路管理者に要請して道路の啓開を行う等により、被災県内の輸送経路を確保する。（通行不能ルートに代わる代替ルートの選定、陸路が通行不能の場合の空路・海路の確保を含む。）

また、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶等の状況も把握した上で、被災市町村、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に通行可能な輸送経路の情報を提供する。

3 輸送手段の確保

- （1）被災県は、県トラック協会、海上運送事業者、道路運送事業者等に対し、物資又は人員の輸送について協力を要請する。
- （2）ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。
- （3）輸送手段の確保が困難な場合は、被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議を行い、役割分担を明確にした上で、自衛隊に輸送支援を要請するとともに、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

4 燃料の確保

被災県は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。燃料が不足する場合は、業界団体等に燃料の確保について協力を要請する。

5 支援の終了

- （1）支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- （2）被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

第4章 人的支援の受入れ

1 趣旨

被災県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）の協力を得ながら、必要な応援要員のニーズを的確に把握し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に対して応援内容を伝達し、応援要員の派遣を要請する。

2 被災県の業務

（1）必要な応援要員の把握

- ① 被災県は、当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。
- ② 庁内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。
- ③ 特定の課や班に業務が集中し災害対応が滞ることのないよう業務分担に配慮する。

（2）応援内容の連絡

- ① 被災県は、人員の不足が見込まれる場合、応援要員が交替すること等を考慮しながら、必要とする応援要員に関する情報を取りまとめ、（別記様式1号）により、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。
- ② 被災県は、被災市町村の人員の不足が見込まれる場合、他の管内市町村に応援要員として職員の派遣を要請する。

（3）業務の割当て

- ① 支援担当県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）は、被災県と協議の上、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。
- ② 被災県は、管内市町村の派遣申し出を取りまとめ、被災市町村への応援要員の振り分けの調整を行う。

（4）執務スペース等の確保及び提供

- ① 被災県は、応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。
- ② 被災県は、被災地における活動に必要な資機材や応援要員の食料・宿泊（仮眠）場所等は、応援側で準備することが原則であるが、支援対象県においても、可能な範囲で確保、提供する。

3 支援の内容

第2編第4章の3と同じ。

4 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

第5章 広域避難

1 趣旨

県内の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、県内の各避難所において避難者を収容できず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

※中国ブロックの中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「島根県広域避難計画」及び「鳥取県広域住民避難計画」に基づき避難を実施する。

※四国ブロックの四国電力(株)伊方原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「愛媛県広域避難計画」に基づき避難を実施する。

2 広域避難の実施準備

(1) 被災県は、被災市町村と連携して、広域避難希望者の人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等を把握するとともに、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に受入を要請（別記様式2号－3）する。

(2) 被災県は、広域避難者を支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）の避難所へ輸送するため、交通機関や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

なお、避難行動要支援者については、障がいや健康状態に配慮した輸送ができるよう計画する。

(3) 被災県は、自県だけで広域避難者の輸送が困難な場合、現地連絡室を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）に輸送に係る応援要請と調整を行う。

3 広域避難の実施及び情報収集

(1) 被災県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）と常時連絡を取り合い、交通機関や旅行会社等の協力を得て、障がいや健康状態に配慮した輸送を行う。

(2) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど、広域避難者に対する、情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないように配慮する。

(3) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

4 広域避難の終了

- (1) 広域避難受入れの終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

(別記様式 1 号)

被害状況等報告書

発信日時: 月 日 時 分

送信枚数: 枚(本書含む)

〇〇県〇〇課(支援担当県)
中国会長県・四国常任世話人県(広域支援本部) 御中
(ブロック内各県)

1 被災県災害体制
〇〇〇〇体制
年 月 日() 時 分設置

2 とりまとめ日時
年 月 日() 時 分現在

3 被害状況
(1) 人的・物的被害等

市町村名	体制	被害状況								避難状況				備考
		人的被害（人）			住家被害（棟）									
		死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	避難準備情報		自主避難		
										避難標準	避難勧告	避難指示による避難		
										（世帯）	（人）	（世帯）	（人）	
〇〇市	災害警戒対策本部 （〇月〇日〇時〇分設置）													
被災県合計														

(2) ライフライン関係

① 停電

場所	日時	戸数	備考

② 断水

場所	日時	戸数	備考

(3) 交通関係

① 道路

路線名等	被災内容(規制理由)	備考

② 鉄道・バス・船舶等

路線名等	被災内容(規制理由)	備考

4 避難所等状況

(1) 物資提供状況(食料・飲料水・生活必需物資等)

場所	状況	備考

(2) 要員派遣状況(医療対策要員、避難所運営要員等)

場所	状況	備考

5 その他

--

※1 災害対策本部資料等を添付することにより、これに代えることができる。

【連絡者】

〇〇県 連絡員 〇〇 〇〇

【連絡先】

固定電話:

携帯電話:

衛星携帯電話:

【送信元】 県 →【送信先】 県 年 月 日 : 作成[/]

応援要請(計画)内訳書1(職員派遣)

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災県						
カウンターパート支援県						
広域支援本部						

応援要請内訳（被災県 記入欄）								応援計画内訳（支援県・広域支援本部 記入欄）					
作成日時	職種	活動内容	人数	期間	場所 ※1	交通手段 ※2	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail	応援県名	人員	期間	場所	交通 手段	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail
00月00日 00時	土木職	道路災害復旧事業（設計書作成等）	30人	00月00日 ～00月00日	〇〇土木事務所 （〇〇市〇〇）ほか ※詳細は右記担当部署と調整してください。	陸路可	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	〇〇県	5人	00月00日 ～00月00日	〇〇土木事務所 （〇〇市〇〇）	公用車	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								〇〇県	5人	00月00日 ～00月00日	〇〇土木事務所 （〇〇市〇〇）	公用車	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								〇〇県	5人	00月00日 ～00月00日	〇〇土木事務所 （〇〇市〇〇）	公用車	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								〇〇県	10人	00月00日 ～00月00日	〇〇土木事務所 5人（〇〇市〇〇） 〇〇土木事務所 5人（〇〇市〇〇）	電車、 バス	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								合計	25人				
								不足分	5人	※全国知事会を通じて他ブロックの都道府県に要請中			

【送信元】 県 →【送信先】 県 応援要請(計画)内訳書2(物資・資機材の提供)

年 月 日 : 作成[/]

記入者	団体名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災県					
カウンターパート支援県					
広域支援本部					

応援要請内訳（被災県 記入欄）													応援計画内訳（支援県・広域支援本部 記入欄）					
作成日時	必要時期	品目・用途	数量		場所 ※1	輸送手段 ※2	連絡先 担当者名 電話/FAX E-mail	応援県名	発送時期	品目	規格	数量		場所	交通手段	連絡先 担当者名 電話/FAX E-mail		
				単位									単位					
00月00日 00時		食料 ※調理が簡単なもの	100,000	食	〇〇市〇〇 ※詳細は右記担当 部署と調整し てください。	陸路可	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	〇〇県	00月00日	アルファ 化米	五目ごはん 100g/袋	40,000	食	〇〇県〇〇 市 〇〇体育館	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸㈱	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:		
								〇〇県	00月00日	乾パン	100g/缶	10,000	食	〇〇県〇〇 市 〇〇センター	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸㈱	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:		
								〇〇県	00月00日	アルファ 化米	五目ごはん 100g/袋	10,000	食	〇〇県〇〇 市 〇〇体育館	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸㈱	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:		
								〇〇県	00月00日	乾パン	100g/缶	30,000	食	〇〇県〇〇 市 〇〇センター	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸㈱	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:		
合計								90,000		食								
不足分								10,000		食		※全国知事会を通じて他ブロックの都道府県に要請中						

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
 ※2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
 ※3 可能な限り内容を明記すること。
 ※4 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)
 ※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

応援要請(計画)内訳書3(その他)

【送信元】 県 一【送信先】 県 年 月 日 : 作成[/]

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災 県						
カウンターパート支援県						
広域支援本部						

応援要請内訳（被災県 記入欄）							応援計画内訳（支援県・広域支援本部 記入欄）					
作成日時	内容	数量	要請元等	期間	備考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail	応援県名	数量等	受入先等	期間	備考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail
00月00日 00時	避難所の受入れ	避難者数 約1,000名	〇〇市	00月00日～ (1か月程度)	移動用バスは被災 県で確保可	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	〇〇県	約300名	〇〇総合体育館 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (1か月程度)		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
							〇〇県	約100名	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (終期末定)		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
							〇〇県	約100名	〇〇総合体育館 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (1か月程度)		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
							〇〇県	約100名	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (終期末定)		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
合計							約600名					
不足分							約100名	※全国知事会を通じて他ブロックの都道府県に要請中				

※1 可能な限り内容を明記すること。

※2 原則、要請項目ごとに別業で作成すること。

※3 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(別記様式 3 号)

資 料 提 供	
年 月 日	
担当課 (担当者)	〇〇課 (〇〇)
電話	

(災害の名称) について

1. 災害等の概要

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所 (震源地、震源の深さ等)
- (3) その他 (規模、各地の震度、津波の状況等)

2. 被害状況等

団 体 名	被害状況								避難状況			
	人的被害			住家被害					避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示 (緊急) による避難		自主避難	
	死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
団	被害状況								避難状況			

体 名	人的被害			住家被害					避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）による避難		自主避難	
	死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												

3. 各県の主な対応

鳥取県	
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	

4. 被災地応援状況

(1) 職員派遣状況

(短期派遣(公務出張による派遣)が中心で派遣内容の変動が多い場合)

(年 月 日現在)

業務	派遣先				合計
	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	
①連絡員 (事務職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
②医療対策 (医師、看護師等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
③避難所運営 (事務職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
④物資供給 (事務職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑤健康対策 (保健師等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑥住宅対策 (応急危険度判定士等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑦公共土木施設等の復旧 (土木・建築職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑧ライフラインの復旧 (土木職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑨教育対策 (教員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑩その他 (事務職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)

(中期的派遣(地方自治法第 252 条の 17 に基づく派遣等)が中心で派遣内容の変動が少ない場合)

(年 月 日現在)

職種	派遣先				合計
	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	
〇〇〇 (〇〇施設の復旧)	人	人	人	人	人
〇〇〇 (〇〇)	人	人	人	人	人
〇〇〇 (〇〇)	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人

派遣人数の累計	人・日
---------	-----

(2) 物資供給状況(主なもの)

(年 月 日現在)

品目		供給先				合計
		○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	
食料	アルファ化米	食	食	食	食	食
	乾パン	食	食	食	食	食
	缶詰	食	食	食	食	食
	〇〇〇	食	食	食	食	食
飲料	飲料水	本	本	本	本	本
	その他	本	本	本	本	本
生	毛布	枚	枚	枚	枚	枚
活 必 需 品	トイレトイレットペーパー	個	個	個	個	個
	簡易トイレ	台	台	台	台	台
	大人用おむつ	枚	枚	枚	枚	枚
	子供用おむつ	枚	枚	枚	枚	枚
	生理用品	枚	枚	枚	枚	枚
そ の 他	ブルーシート	枚	枚	枚	枚	枚
	土嚢袋	袋	袋	袋	袋	袋
他	燃料	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル

(3) 県外避難の状況

(年 月 日現在)

避難元 避難先	〇〇県	〇〇県	〇〇県	〇〇県	合計
〇〇県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
〇〇県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
〇〇県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
〇〇県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
合計	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人

(別記様式 4 号)

〇〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

中国・四国 9 県広域支援本部長
〇〇県知事 様

〇〇県知事

支 援 状 況 等 報 告 書

〇〇年〇〇月〇〇日現在の被災地支援状況について、下記のとおり報告します。

記

1 物資等の支援

種 別	規 格	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

2 職員等の派遣

種 別	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

3 その他

種 別	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

※ 本表内への記載が困難な場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を添付のこと。

【担 当】
所 属：
氏 名：
電 話：
F A X：

別表 1

応援要請時連絡先一覧表

県名	連絡担当 部 局		連 絡 先 (時 間 内)	備 考
鳥 取 県	危 機 管 理 局	危 機 管 理 政 策 課	○ N T T (直)	0857-26-7064 0857-26-7584 0857-26-7894
			○ N T T F A X	0857-26-8137
			○ 地域衛星電話 〃 F A X	031-200-7584 031-200-8137
			○ 消防防災無線電話 消防防災無線 F A X	31-304 31-311
			○ E-mail アドレス	kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp
島 根 県	防 災 部	防 災 危 機 管 理 課	○ N T T (直)	0852-22-5885 0852-22-6380
			○ N T T F A X	0852-22-5930
			○ 地域衛星電話 〃 F A X	032-300-25885 032-300-25930
			○ 消防防災無線電話 消防防災無線 F A X	32-25885 32-25930
			○ E-mail アドレス	bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp
岡 山 県	(知 事 直 轄 組 織)	危 機 管 理 課	○ N T T (直通)	086-226-7385 086-226-7293 086-226-7294
			○ N T T F A X	086-225-4559
			○ 地域衛星電話 〃 F A X	033-101-2572 033-101-5730
			○ 消防防災無線電話 消防防災無線 F A X	33-2572 33-5730
			○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.okayama.lg.jp
広 島 県	危 機 管 理 監	危 機 管 理 課	○ N T T (ダイヤルイン) N T T (直)	082-513-2786 082-511-6720
			○ N T T F A X	082-227-2122
			○ 地域衛星電話 〃 F A X	034-101-2784 034-101-119
			○ 消防防災無線電話 消防防災無線 F A X	34-89 34-84
			○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp
山 口 県	総 務 部	防 災 危 機 管 理 課	○ N T T (直)	083-933-2360
			○ N T T F A X	083-933-2408
			○ 地域衛星電話 〃 F A X	035-201-2360 035-201-2408
			○ 消防防災無線電話 消防防災無線 F A X	35-7-2360 35-7-2408
			○ E-mail アドレス	a10900@pref.yamaguchi.lg.jp

県名	連絡担当 部局		連 絡 先 (時 間 内)		備 考
徳島県	危機管理 部	とくしま ゼロ作戦課	○NTT (直)	088-621-2716 088-621-2281	
			○NTT FAX	088-621-2887 088-621-2849	
			○地域衛星電話	036-211-2716	
			○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	36-9362 36-9366	
			○ E-mail アドレス	tokushimazerosakusenka@pref.tokushima.lg.jp	
香川県	危機管理 総局	危機管理 課	○NTT (直) NTT (代) 内線	087-832-3189 087-831-1111 2470	
			○NTT FAX	087-831-8811	
			○地域衛星電話	037-200-5062	
			○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	37-2466 37-2479	
			○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.kagawa.lg.jp	
愛媛県	防災 環境部	防災 危機管理 課	○NTT (代) 内線 NTT (直)	089-912-2335 2317 089-912-2317	
			○NTT FAX	089-941-2160	
			○地域衛星電話 " FAX	038-200-2317 038-200-2326	
			○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	38-2335 38-2328	
			○ E-mail アドレス	bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp	
高知県	危機管理 部	危機管理 ・防災 課	○NTT (代) 内線 ○NTT (直)	088-823-1111 9320 088-823-9320	
			○NTT FAX	088-823-9253	
			○地域衛星電話 " FAX	039-800-72-9320 039-800-72-9253	
			○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	39-11 39-11	
			○ E-mail アドレス	010101@ken.pref.kochi.lg.jp	

別表 2

参集場所一覧表

	参集場所	所在地
鳥 取 県	【第1順位】 県庁第2庁舎	鳥取市東町一丁目 220
	【第2順位】 東部庁舎	鳥取市立川町六丁目 176
	【第3順位】 西部総合事務所	米子市糺町一丁目 160
島 根 県	【第1順位】 県庁本庁舎 6階 防災センター室	松江市殿町 1
	【第2順位】 松江合同庁舎	松江市東津田町 1741-1
	【第3順位】 浜田合同庁舎	浜田市片庭町 254
岡 山 県	【第1順位】 防災・危機管理センター集中配備室	岡山市北区内山下二丁目 4-6
	【第2順位】 県立図書館	岡山市北区丸の内二丁目 6-30
	【第3順位】 備前県民局	岡山市北区弓之町 6-1
広 島 県	【第1順位】 県庁北館 4階 危機管理センター	広島市中区基町 10-52
	【第2順位】 本庁東館 6階 601会議室	同上
	【第3順位】 防災拠点施設	三原市本郷町善入寺 94-22
山 口 県	【第1順位】 県庁本館棟 2階 災害対策室	山口市滝町 1-1
	【第2順位】 被災状況に応じて決定する	
	【第3順位】 被災状況に応じて決定する	

注記) 受入経路については、被害が発生しないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ利用可能な道路等を使用する。

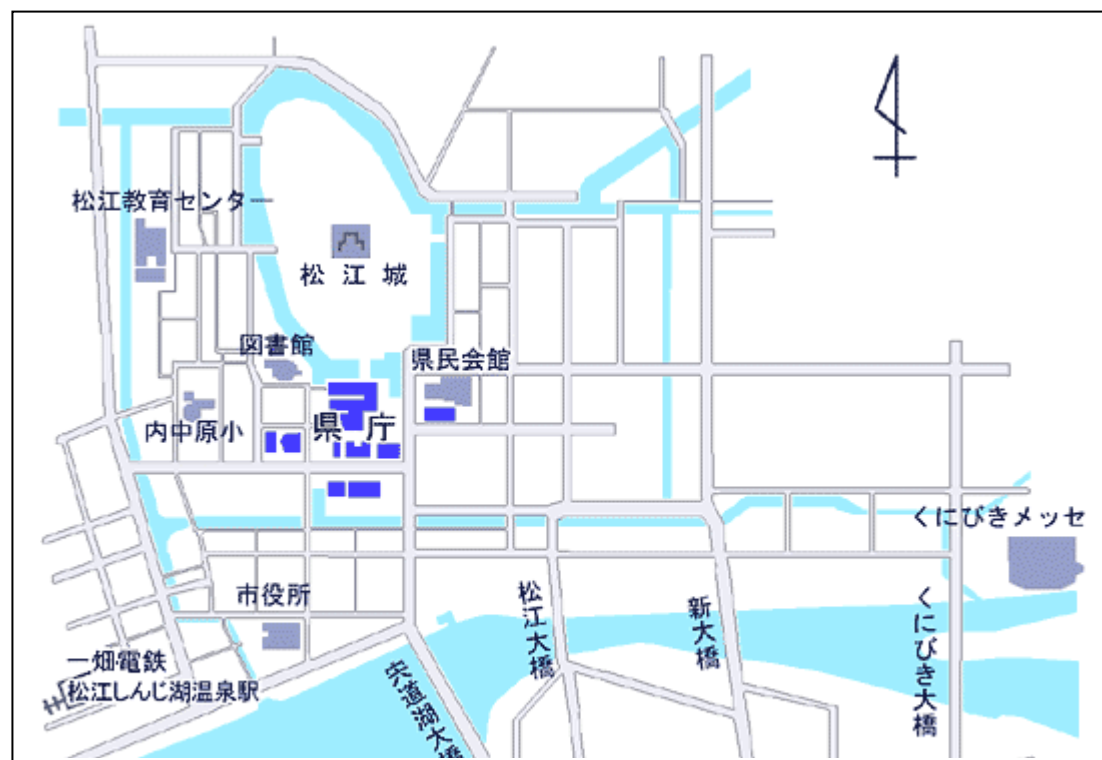
参集場所一覧表

	参集場所	所在地
徳島県	【第1順位】 県庁本庁舎	徳島市万代町一丁目1番地
	【第2順位】 県立防災センター・消防学校	板野郡北島町鯛浜字大西165
	【第3順位】 西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
香川県	【第1順位】 県庁本庁舎	高松市番町四丁目1-10
	【第2順位】 高松土木事務所	高松市多肥上町1251-1
	【第3順位】 —	
愛媛県	【第1順位】 県庁本庁舎内 第一別館3階災害対策室	松山市一番町四丁目4番地2
	【第2順位】 中予地方局	松山市北持田町132
	【第3順位】 —	
高知県	【第1順位】 県庁本庁舎	高知市丸ノ内一丁目2番20号
	【第2順位】 県庁西庁舎及び北庁舎	北庁舎：高知市丸ノ内二丁目4番1号 西庁舎：高知市丸ノ内一丁目7番52号
	【第3順位】 高知県警察本部庁舎	高知市丸ノ内二丁目4番30号

◆鳥取県庁周辺図



◆島根県庁周辺図



◆岡山県庁周辺図



◆広島県庁周辺図



◆山口県庁周辺図



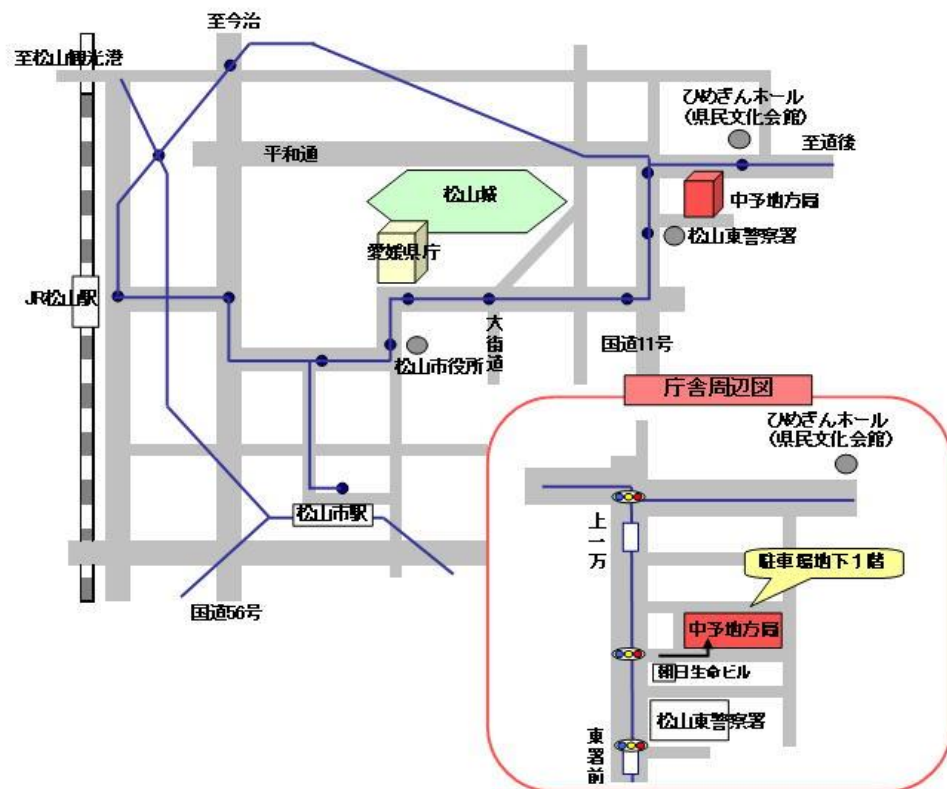
◆徳島県庁周辺図



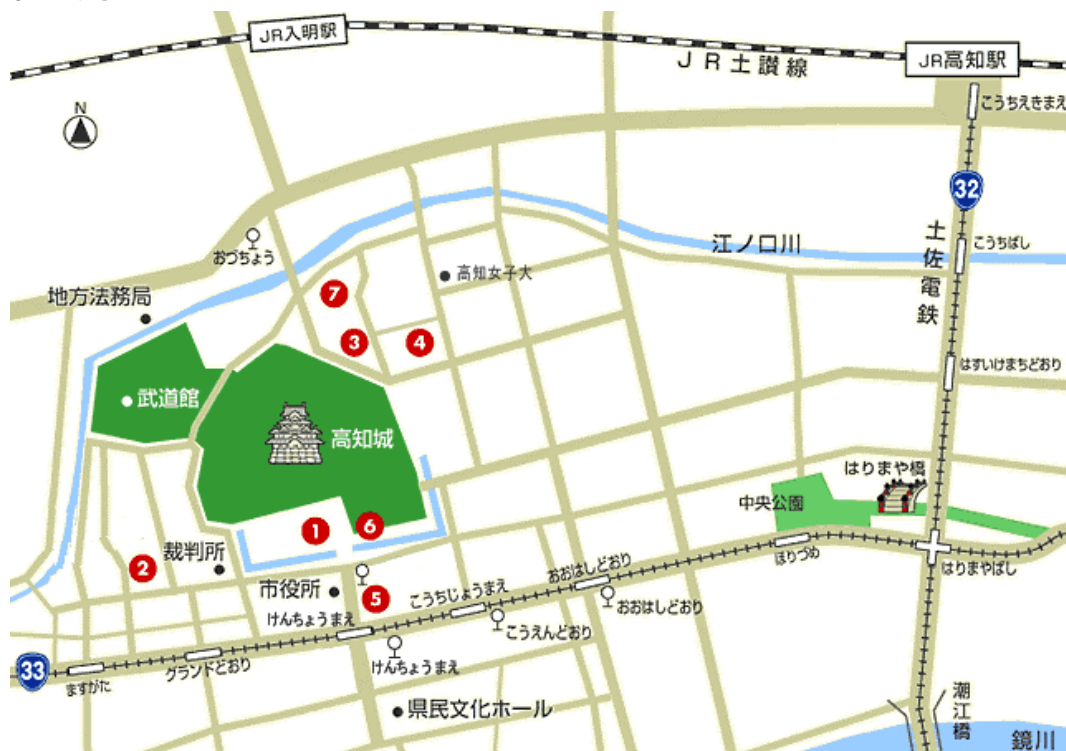
◆香川県庁周辺図



◆愛媛県庁周辺図



◆高知県庁周辺図



- ① 高知県庁・本庁舎 ② 高知県庁・西庁舎 ③ 高知県庁・北庁舎
 ④ 職員能力開発センター ⑤ 高知電気ビル ⑥ 高知県議会 ⑦ 高知県警察本部

別表 3

支援物資の要請品目・単位

分類	要請品目	単位
食料	食料品（精米、即席麺、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳等）	食
	飲料水（推奨規格：500ml ペットボトル、軟水（硬度60未満））	本
衛生用品	おむつ（大人用）	枚
	マスク	枚
小児用品	おむつ（小児用）	枚
	おしりふき	枚
衣類	下着	セット
	防寒着	着
日用雑貨	毛布	枚
	タオル	枚
災害用資機材	簡易トイレ（屋外設置式・簡易式）	台
	敷物（ビニールシート等）	枚

※ 上記に定めのない物資であっても、提供が可能な場合は提供の対象とする。

17-9 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定（防災危機管理課）

（目的）

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び四国知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成府県市の応援を受けることにより、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）災害等 次に掲げる事象をいう。

- イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（2）連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。

（3）被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

（4）災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （3）資機材の提供
- （4）避難者及び傷病者の受入れ
- （5）車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- （6）医療支援

(7) その他被災した構成府県市が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災した構成府県市は、当該被災した構成府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成府県市のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。

4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。

3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。

3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

4 乙の事務局は、四国知事会常任世話人県防災担当部局とする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 29 年 6 月 6 日

甲	関西広域連合 広域連合長	井 戸 敏 三
---	-----------------	---------

乙	四国知事会 常任世話人 香川県知事	浜 田 恵 造
---	-------------------------	---------

17-10 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

- 2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

（広域応援の実施）

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっては、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長
鳥取県知事 平 井 伸 治

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静岡県知事 川 勝 平 太

北海道東北地方知事会 会長
青森県知事 三 村 申 吾

関東地方知事会 会長
山梨県知事 長 崎 幸太郎

中部圏知事会 会長
愛知県知事 大 村 秀 章

近畿ブロック知事会 会長
大阪府知事 吉 村 洋 文

中国地方知事会 会長
山口県知事 村 岡 嗣 政

四国知事会 常任世話人
愛媛県知事 中 村 時 広

九州地方知事会 会長
大分県知事 広 瀬 勝 貞

17-11 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定等)

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県 長野県 三重県	中部圏知事会
福井県 滋賀県	近畿ブロック知事会
鳥取県 山口県	中国地方知事会
徳島県	四国知事会

- 2 各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。
- 3 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第3条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。

- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第4条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

(その他)

第5条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。

2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和3年11月22日から適用する。

2 令和2年12月1日から適用した実施細目は、これを廃止する。

17-12 全国知事会災害対策本部等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定第4条の規定に基づき、全国知事会災害対策本部等の組織及び運営についての必要な事項を定める。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第2条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上が観測された地震又は大雨特別警報や顕著な大雨に関する情報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置し、各都道府県知事あてに通知する。

2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。

3 連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。

(災害対策都道府県連絡本部の組織・情報連絡室の設置)

第3条 連絡本部は、本部長である全国知事会事務総長の下、全国知事会事務局次長及び全国知事会事務局の各部長並びに公益財団法人都道府県センターの各部長により構成する。

2 大雨特別警報や顕著な大雨に関する情報等が発表前であっても、気象庁情報等により大規模・広域災害の発生が事前に見込まれる場合には、全国知事会は、調査第二部に情報連絡室を設置し、被害情報等の収集を行う。

(災害対策都道府県連絡本部の廃止)

第4条 国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、全ての都道府県の災害対策本部が廃止された場合及び被災県への広域応援（短期）が終了した場合には、全国知事会は、連絡本部を廃止する。

(災害対策都道府県現地連絡本部の設置等)

第5条 連絡本部が設置された場合にあって、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。

2 複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあっては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。

3 情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。

4 現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、各都道府県知事あてに通知する。

- 2 前項に定めるもののほか、全国知事会会長が必要と認める場合には、対策本部を設置することができる。
- 3 対策本部は、第2条第1項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。

(緊急広域災害対策本部の組織)

第7条 対策本部は、本部長である全国知事会会長及び、副本部長である全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長の下、各ブロック幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員として構成する。

- 2 本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。
- 3 本部長は、前項に定める本部員以外の知事について、必要に応じて対策本部への参画を求めることができる。

(緊急広域災害対策本部の廃止)

第8条 国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、各都道府県の災害対策本部体制が縮小された場合並びに被災市区町村応援職員確保調整本部及びブロック幹事県から新たな広域応援（短期）の要請が見込まれない場合には、全国知事会は、対策本部を廃止し、又は連絡本部に移行する。

(実施細目)

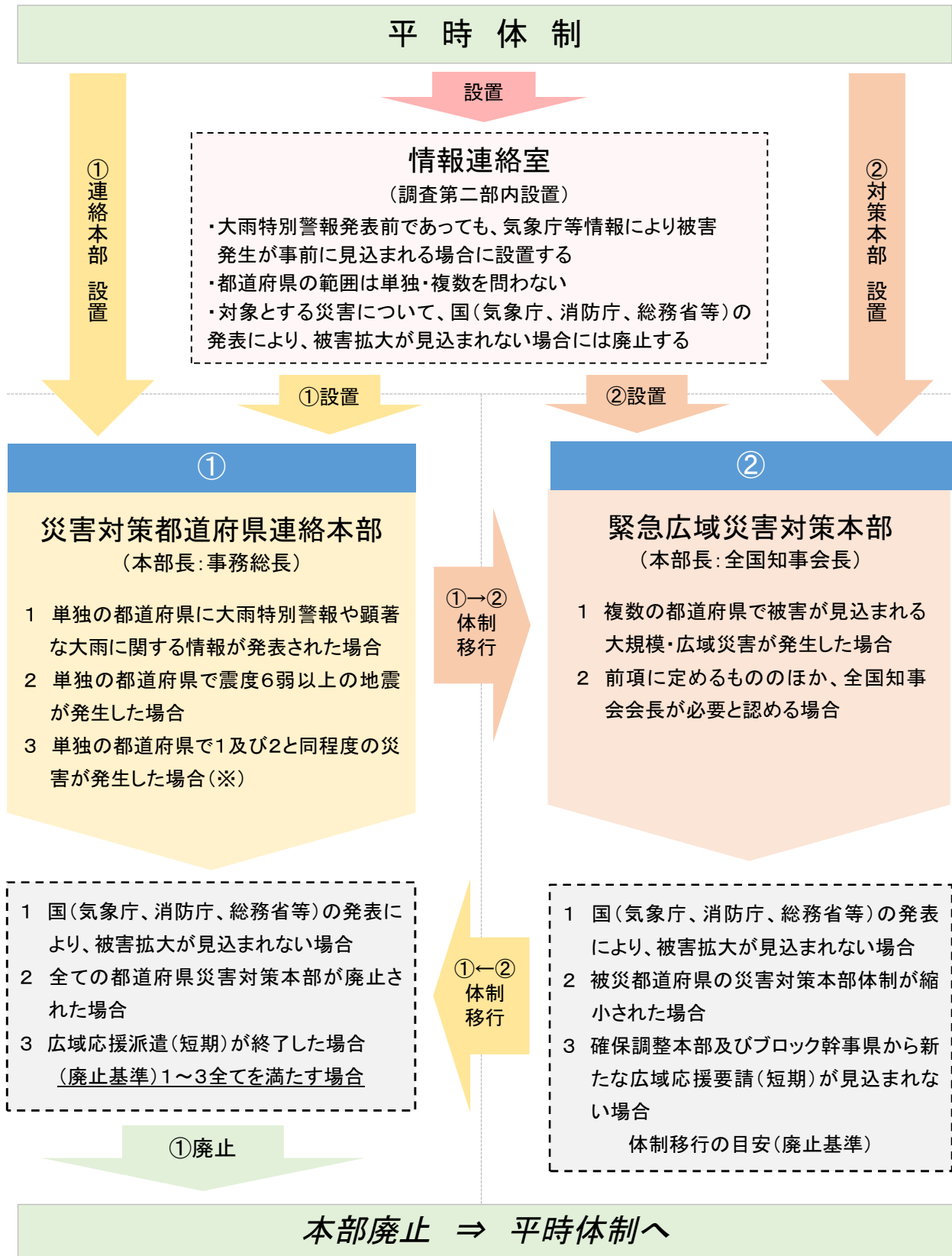
第9条 その他、災害対策本部等の設置に関して必要な事項又は定めのない事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

別表 1

全国知事会災害対策本部等の設置及び運用について

「災害対策都道府県連絡本部」及び「緊急広域災害対策本部」の設置及び運用について、近年の自然災害激甚化・頻発化を踏まえ、下記のとおり運用する。



※暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪・津波・火山・地震に係る特別警報等の他、国民保護法が適用される事態等をいう。

別表 2

令和 3 年度（2021）緊急広域災害対策本部構成員

令和 3 年 9 月 3 日現在

本部長	平井 伸治 全国知事会長（鳥取県知事）
副本部長	黒岩 祐治 危機管理・防災特別委員長（神奈川県知事）
本部員	三村 申吾 青森県知事（北海道東北地方知事会幹事県）
	長崎 幸太郎 山梨県知事（関東地方知事会幹事県）
	川勝 平太 静岡県知事（中部圏知事会幹事県）
	齋藤 元彦 兵庫県知事（近畿ブロック知事会幹事県）
	村岡 嗣政 山口県知事（中国地方知事会幹事県）
	中村 時広 愛媛県知事（四国知事会幹事県）
	広瀬 勝貞 大分県知事（九州地方知事会幹事県）
	村井 嘉浩 危機管理・防災特別委員会副委員長（宮城県知事）

※ 本部長は、本部員以外の知事について、必要に応じて緊急広域災害対策本部への参画を求めることができる。（全国知事会災害対策本部等設置要綱第 6 条 2 項）